

韓国の気候変動対策に関する立法と政策

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 中村 穂佳

目 次

はじめに

I 気候変動対策に関する政策

- 1 「低炭素グリーン成長基本法」の制定及びその後の改正等
- 2 文在寅政権の環境政策

II 気候変動対策等に関する新法制定の動向

- 1 気候危機対応のための炭素中立・グリーン成長基本法
- 2 気候変化対応技術開発促進法
- 3 持続可能発展基本法

おわりに

翻訳：気候危機対応のための炭素中立・グリーン成長基本法

キーワード：気候変動、気候危機、温暖化、カーボンニュートラル、グリーンニューディール、
温室効果ガス削減、Just Transition、NDC

要 旨

韓国では、2021年9月24日、「気候危機対応のための炭素中立・グリーン成長基本法」（炭素中立基本法）が公布された。この法律は、全11章、本則全83か条、附則10か条から成り、国家ビジョンの設定、国家炭素中立グリーン成長戦略の策定、国家炭素中立グリーン成長基本計画の策定、温室効果ガス削減及び気候危機適応施策、公正な移行、グリーン成長施策、気候対応基金の設置・運用等を内容とするものである。本稿では、2010年に制定された「低炭素グリーン成長基本法」以降近年の関連政策等及び炭素中立基本法の制定の経緯及び主な内容をまとめた上で、関連する新立法の概要を紹介し、炭素中立基本法の翻訳を付す。

はじめに

韓国では2010年に「低炭素グリーン成長基本法」⁽¹⁾が制定された。また、2016年にはパリ協定を批准し、これと前後して温室効果ガス削減目標が設定された⁽²⁾。2017年に文在寅（ムン・ジェイン）政権が発足し、同年7月に発表された「文在寅政府国政運営5か年計画」⁽³⁾では、「100大國政課題」の一つとして、「新気候体制に対する堅実な履行体制構築」が挙げられている⁽⁴⁾。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年4月26日である。なお、1994年に発効した「気候変動に関する国際連合枠組条約（気候変動枠組条約）」（平成6年条約第6号）に関して、韓国語表記では「기후변화에 관한 국제연합 기본협약（気候変化に関する国際連合基本協約）」と表記されるが、本稿では、この条約名については、書誌及び直接引用の部分を除き「気候変動枠組条約」と表記する。また、「탄소중립（炭素中立）」について、日本では「カーボンニュートラル」という語が使用されるが、本稿では、書誌及び直接引用の部分を除き、「炭素中立」とする。本稿における韓国の法令の参照は、特に断りがない限り、法制処の国家法令情報センター（국가법령정보센터）ウェブサイト〈<https://www.law.go.kr/LSW/main.html>〉から当該法令を閲覧したものである。また、本稿において、韓国語の「감축（減縮）」に当たる部分は、「削減」と訳出した。

- (1) 「저탄소 녹색성장 기본법（법률 제 9931 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=98467&ancYd=20100113&ancNo=09931&efYd=20100414&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>〉 低炭素グリーン成長基本法の制定に至るまでの関連の政策及び同法の制定過程等に関しては、次の資料を参照。諸橋邦彦・遠藤真弘「韓国「低炭素グリーン成長基本法」—経済と環境が調和した発展に向けて—」『外国の立法』No.243, 2010.3, pp.19-23. 〈https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166430_po_024302.pdf?contentNo=1〉; 白井京訳「低炭素グリーン成長基本法 저탄소 녹색성장 기본법（2010年1月13日制定 2010年4月14日施行 法律第9931号）」『外国の立法』No.243, 2010.3, pp.24-49. 〈https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166430_po_024302.pdf?contentNo=1〉; 白井京「【韓国】低炭素グリーン成長基本法の制定」『外国の立法』No.242-2, 2010.2, pp.16-17. 〈https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1166446_po_02420208.pdf?contentNo=1〉; 白井京「【韓国】李明博大統領のグリーン・ニューディール」『外国の立法』No.238-2, 2009.2, pp.18-19. 〈https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000130_po_02380209.pdf?contentNo=1〉
- (2) パリ協定は、「世界共通の長期目標として2℃目標の設定。1.5℃に抑える努力を追求すること。」「主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること。」等を内容とする。「2020年以降の枠組み：パリ協定」2022.2.24. 外務省ウェブサイト 〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1w_000119.html〉 詳細はI 2(1)で述べる。「温室効果ガス」とは、赤外線輻射熱を吸収し、又は再放出し、温室効果を誘発する大気中のガス状態の物質であって、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、亜酸化窒素（N₂O）、水素フッ化炭素（HFCs）、過フッ化炭素（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）及びその他大統領令で定める物質をいう。」「気候危機対応のための炭素中立・グリーン成長基本法（法律第18469号）」後掲注(7), 第2条第5号) 温室効果ガスの種類のうち、大部分は二酸化炭素（CO₂）である。「2020年度（令和2年度）の温室効果ガス排出量（速報値）について」2021.12.9. 環境省ウェブサイト, p.2. 〈<https://www.env.go.jp/press/files/jp/117187.pdf>〉
- (3) 「문재인 정부 국정운영 5개년 계획 발표」2017.7.19. 대한민국 정책브리핑ウェブサイト 〈<https://www.korea.kr/special/policyFocusView.do?newsId=148839872&pkgId=49500690&pkgSubId=&pageIndex=3>〉

2020年以降、新法の制定により炭素中立社会への移行等を目指す複数の法案⁽⁵⁾が国会に提出された。これらの法案のうち、一部では低炭素グリーン成長基本法による成果に対する一定の評価をしつつも、それらの従来の法律の限界等を挙げている。2021年8月31日、これらの法案をまとめた法案⁽⁶⁾が国会を通過し、同年9月に「気候危機対応のための炭素中立・グリーン成長基本法（法律第18469号）」⁽⁷⁾が制定、公布された。

本稿は、低炭素グリーン成長基本法以降、近年の気候変動対策等に関する政策等の状況を整理し、2021年9月に制定された気候危機対応のための炭素中立・グリーン成長基本法について、その制定の経緯及び主要内容をまとめた上で、関連する新立法として、2021年4月に公布された「気候変化対応技術開発促進法（法律第18072号）」⁽⁸⁾及び2022年1月に公布された「持続可能発展基本法（法律第18708号）」⁽⁹⁾の概要を紹介する。加えて、気候危機対応のための炭素中立・グリーン成長基本法の訳を付す。

I 気候変動対策に関する政策

1 「低炭素グリーン成長基本法」の制定及びその後の改正等

「低炭素グリーン成長基本法（グリーン成長法、法律第9931号）」は、李明博（イ・ミョンバク）政権当時の2010年1月13日に公布され、一部を除いて同年4月14日に施行された⁽¹⁰⁾。制定後、複数回の改正を経ており、そのうち2013年3月、2017年4月、2019年11月は、同法の一部改正によるものである⁽¹¹⁾。

グリーン成長法（法律第9931号）では、第9条で「低炭素グリーン成長国家戦略」の策定・実施が定められ⁽¹²⁾、附則第3条では、グリーン成長法の施行時に「施行中であるグリーン成長国家戦略は、第9条の規定によるグリーン成長国家戦略とみなす。」とする⁽¹³⁾。さらに同法の施行令（大統領令第22124号）第4条で、5年ごとの「低炭素グリーン成長国家戦略5か年計画」を策定することができるとしており⁽¹⁴⁾、第1次の5か年計画は2009～2013年、第2

(4) 後掲注(29)詳細はI 2で述べる。

(5) 後掲注(100)

(6) 後掲注(101)

(7) 「기후위기 대응을 위한 탄소중립·녹색성장 기본법 (법률 제 18469 호)」 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=235581&ancYd=20210924&ancNo=18469&efYd=20220325&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(8) 後掲注(98)

(9) 後掲注(99)

(10) 「この法律は、公布後3月が経過した日から施行する。ただし、付則第4条第12項及び第13項の規定による環境経営体制認証のグリーン経営体制認証への変更は、公布後1年6月が経過した日から施行する。」白井「低炭素グリーン成長基本法 저탄소 녹색성장 기본법 (2010年1月13日制定 2010年4月14日施行 法律第9931号)」p.44, 前掲注(1); グリーン成長法（法律第9931号）附則第1条

(11) その他の改正は他の法律による改正。

(12) グリーン成長法（法律第9931号）第9条（低炭素グリーン成長国家戦略）「저탄소 녹색성장 기본법 (법률 제 9931 호)」前掲注(1); 諸橋・遠藤 前掲注(1), p.21; 白井「低炭素グリーン成長基本法 저탄소 녹색성장 기본법 (2010年1月13日制定 2010年4月14日施行 法律第9931号)」前掲注(1), p.28.

(13) グリーン成長法（法律第9931号）附則第3条（グリーン成長国家戦略に関する経過措置）; 白井「低炭素グリーン成長基本法 저탄소 녹색성장 기본법 (2010年1月13日制定 2010年4月14日施行 法律第9931号)」p.44, 前掲注(1)

(14) 低炭素グリーン成長基本法施行令（大統領令第22124号）（「저탄소 녹색성장 기본법 시행령 (대통령령 제 22124 호)」 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=104406&ancYd=20100413&ancNo=22124&efYd=20100414&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第4条（低炭素グリーン成長国家戦略5か年計画の策定）

次計画は2014～2018年、第3次計画は2019～2023年として策定された⁽¹⁵⁾。

また、グリーン成長法（法律第16646号）の第40条には「気候変化対応基本計画」の策定が定められており⁽¹⁶⁾、これに基づいて2016年12月に第1次気候変化対応基本計画が策定された⁽¹⁷⁾。グリーン成長法（法律第16646号）の規定では、「20年を計画期間とする気候変化対応基本計画を5年ごとに策定・実施しなければならない⁽¹⁸⁾」とされている。

グリーン成長法の現在までの改正のうち、2013年3月23日の一部改正（法律第11676号）⁽¹⁹⁾では、制定時には大統領所属とされた「グリーン成長委員会」⁽²⁰⁾を国務総理⁽²¹⁾の所属とし（第14条）、グリーン成長委員会に置くこととされていた「グリーン成長企画団」⁽²²⁾を廃止した（第18条削除）。これにより、国務調整室⁽²³⁾がグリーン成長委員会の運営、業務を支援することとした⁽²⁴⁾。

(15) 「[보도자료] 제 3 차 녹색성장 5 개년 계획」 2019.5.21. 국무조정실·국무총리비서실ウェブサイト <<https://www.opm.go.kr/opm/news/press-release.do?mode=view&articleNo=121884&srYear=2019&article.offset=10&articleLimit=10&srMonth=05>>; 「[보도자료] 제 2 차 녹색성장 5 개년 계획 (국무회의서 의결)」 2014.6.3. 同 <<https://www.opm.go.kr/opm/news/press-release.do?mode=view&articleNo=84813&srYear=2014&article.offset=10&articleLimit=10&srMonth=06>>; 「2020년까지 세계 7대 녹색강국 진입 추진」 2009.7.6. 환경부ウェブサイト <<http://me.go.kr/home/web/board/read.do?pagerOffset=12020&maxPageItems=10&maxIndexPages=10&searchKey=&searchValue=&menuId=10525&orgCd=&boardId=169044&boardMasterId=1&boardCategoryId=&decorator=>>>

(16) グリーン成長法（法律第16646号）（「저탄소 녹색성장 기본법（법률 제 16646 호）」）<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=211627&ancYd=20191126&ancNo=16646&efYd=20200527&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）第40条（気候変化対応基本計画）。グリーン成長法（法律第16646号）は、2019年11月26日に公布された一部改正法で、2020年5月27日に施行され、その後、気候危機対応のための炭素中立・グリーン成長基本法（法律第18469号）の附則第2条の規定により2022年3月25日に廃止されるまで存続した。

(17) 「신기후체제 출범에 따라 효율적 기후변화대응을 위한 국가차원의 중장기 전략과 정책방향 제시」 2016.12.6. 환경부ウェブサイト <<http://me.go.kr/home/web/board/read.do?pagerOffset=0&maxPageItems=10&maxIndexPages=10&searchKey=title&searchValue=&menuId=10525&orgCd=&condition.fromDate=2016-12-06&condition.toDate=2016-12-06&boardId=722500&boardMasterId=1&boardCategoryId=&decorator=>>>

(18) グリーン成長法（法律第16646号）第40条第1項。

(19) 「저탄소 녹색성장 기본법（법률 제 11676 호） 제정·개정이유 제정·개정문」 <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=136548&lsId=&efYd=20130323&chrClsCd=010202&urlMode=lsEfInfoR&viewCls=lsRvsDocInfoR&ancYnChk=#>>>; 「[1903491] 저탄소 녹색성장 기본법 일부개정법률안 (이한구의원 등 152인)」 의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_Q1L3W0G1B3B0L2U1S1K4N5G6F9U1T5>

(20) 国家の低炭素グリーン成長関連の主要政策及び計画並びにその履行に関する審議を行うため設置された。グリーン成長法（法律第9931号）第14条；諸橋・遠藤 前掲注(1), p.21; 白井「低炭素グリーン成長基本法 저탄소 녹색성장 기본법（2010年1月13日制定 2010年4月14日施行 法律第9931号）」前掲注(1), p.29.

(21) 国務総理は国会の同意を得て大統領が任命する職で、大統領を補佐し、行政に関し大統領の命を受けて行政各部を統括する。大韓民国憲法（憲法第10号）（「대한민국헌법（헌법 제 10 호）」）<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=61603&ancYd=19871029&ancNo=00010&efYd=19880225&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）第86条第1項、同条第2項。

(22) グリーン成長法上のグリーン成長委員会及びその分科委員会の運営、業務を効率的に支援するため置かれたもので、その管掌する事項は、グリーン成長法施行令（「低炭素グリーン成長基本法施行令（大統領令第24270号）」（「저탄소 녹색성장 기본법 시행령（대통령령 제 24270 호）」）<<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=131145&ancYd=20121227&ancNo=24270&efYd=20130223&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>））第14条で規定されていた。グリーン成長法（法律第9931号）第18条；白井「低炭素グリーン成長基本法 저탄소 녹색성장 기본법（2010年1月13日制定 2010年4月14日施行 法律第9931号）」前掲注(1), p.30.

(23) 各中央行政機関の行政の指揮・監督、政策の調整及び社会リスク・葛藤の管理、政府業務評価及び規制改革に関し、国務総理を補佐するために置かれる。「政府組織法（法律第17646号）」（「정부조직법（법률 제 17646 호）」）<<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=224249&ancYd=20201215&ancNo=17646&efYd=20240101&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）第20条第1項。

(24) 「저탄소 녹색성장 기본법（법률 제 11676 호） 제정·개정이유 제정·개정문」前掲注(19)

2017年4月18日の改正（法律第14811号）⁽²⁵⁾では、温室効果ガス削減目標を変更する際に、公聴会の開催等を通じて関係する専門家及び利害関係者の意見を聞くことを政府に義務付けた（第42条第3項）。

また、2019年11月26日の改正（法律第16646号）⁽²⁶⁾では、気候変化による自然災害の例示として、洪水、猛暑を加えた（第52条）。

2 文在寅政権の環境政策

2017年に文在寅政権が発足し、同年7月に「文在寅政府 国政運営5か年計画」が発表された⁽²⁷⁾。各分野に関して設定した「100 大 国政課題」のうち61番「新気候体制に対する堅実な履行体制構築」では、「21年までの温室効果ガスの排出見通し⁽²⁸⁾比で相当な水準の削減の実現」及び「気候変化リスクを予測・管理し被害を最小化する安全社会の具現」を課題目標とした⁽²⁹⁾。

同時期の2017年8月には、環境部（部は日本の省に相当）が環境部ビジョンを設定した⁽³⁰⁾。このビジョンでは、「国民とともに開く持続可能な未来」の下に、4大目標として「持続可能な経済・社会への転換」、「環境正義の実現」、「生命及び未来価値の保護」、「国民参加ガバナンスの強化」が設定された。

以下では、文在寅政権時期において行われた気候変動、環境関連の施策として、2030 温室効果ガス削減ロードマップの修正、第2次気候変化対応基本計画、グリーンニューディール、国家温室効果ガス削減目標（NDC）の引上げ、気候変動枠組条約締約国会議（Conference of the Parties: COP⁽³¹⁾）での活動について取り上げ、最後に環境部が発表した2022年の業務計画について述べる。

(1) パリ協定、温室効果ガス削減目標と 2030 温室効果ガス削減ロードマップの修正

2015年にフランスのパリで開催されたCOP21⁽³²⁾において、パリ協定が採択された。パリ協定は、2005年の京都議定書による約束期間⁽³³⁾の後の枠組みとして採択されたものである⁽³⁴⁾。

(25) 「저탄소 녹색성장 기본법 (법률 제 14811 호) 제정·개정문」 <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=193450&lsId=&efYd=20170418&chrClsCd=010202&urlMode=lsEfInfoR&viewCls=lsRvsDocInfoR&ancYnChk=#>>; 「[2006492] 저탄소 녹색성장 기본법 일부개정법률안 (대안) (정무위원장)」 의안정보시스템웹사이트 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_O1E7V0J2O2B4Y1S0P1R0N4D0H9C7H6>

(26) 「저탄소 녹색성장 기본법 (법률 제 16646 호) 제정·개정문」 <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=211627&lsId=&efYd=20200527&chrClsCd=010202&urlMode=lsEfInfoR&viewCls=lsRvsDocInfoR&ancYnChk=0#>>; 「[2013847] 저탄소 녹색성장 기본법 일부개정법률안 (주승용의원 등 11 인)」 의안정보시스템웹사이트 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_U1Z8A0T5H3S0R1W7V2J4D3H2O2E9X8>

(27) 「문재인 정부 국정운영 5 개년 계획 발표」 前掲注 (3)

(28) 原文では「전망 (展望)」。

(29) 국정기획자문위원회 「문재인정부 국정운영 5 개년 계획」 2017.7, p.95.

(30) 「환경부 비전 선포, “국민과 함께 여는 지속가능한 미래”」 2017.9.1. 환경부웹사이트 <<http://me.go.kr/home/web/board/read.do?pagerOffset=0&maxPageItems=10&maxIndexPages=10&searchKey=title&searchValue=&menuId=10525&orgCd=&condition.fromDate=2017-09-01&condition.toDate=2017-09-01&boardId=811890&boardMasterId=1&boardCategoryId=&decorator=>>>

(31) “Conference of the Parties (COP)”, UNFCCC website <<https://unfccc.int/process/bodies/supreme-bodies/conference-of-the-parties-cop>>

(32) “Paris Climate Change Conference - November 2015.” UNFCCC website <<https://unfccc.int/process-and-meetings/conferences/past-conferences/paris-climate-change-conference-november-2015/paris-climate-change-conference-november-2015>>

(33) 第一約束期間：2008～2012年、第二約束期間：2013～2020年。「気候変動に関する国際枠組み」2022.2.8. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page22_003283.html>

(34) 外務省「気候変動に関する国際枠組み」同上

韓国は批准同意案を2016年11月3日に国会で可決し⁽³⁵⁾、同日国連事務総長に批准書を寄託した⁽³⁶⁾。パリ協定の規定では、各国にNDC (Nationally Determined Contribution. 国が決定する貢献⁽³⁷⁾) を5年ごとに提出、更新することが義務付けられている⁽³⁸⁾。パリ協定採択に先立ち、韓国は、2015年6月末にINDC (Intended Nationally Determined Contribution. 国が決定する貢献案) を国連気候変動枠組条約事務局に提出した⁽³⁹⁾。この時のINDCでは、2030年までの温室効果ガス削減目標を2030年のBAU⁽⁴⁰⁾ (8億5060万トンCO_{2e}) 比で、37%を削減することとされた。その後、パリ協定の批准により、2015年6月に提出したINDCはNDCとなった⁽⁴¹⁾。

2016年12月、2030年の温室効果ガスをBAU比で37%削減するための部門ごとの削減目標及び方策を内容とする「2030国家温室ガス削減基本ロードマップ」が策定された⁽⁴²⁾。このロードマップでは、2030年温室効果ガス削減目標であるBAU比37%のうち、国内での8部門(転換(発電)、産業、建築物、エネルギー新産業、輸送、公共/その他、廃棄物、農畜産)での削減率を25.7%、国外での国際市場メカニズム⁽⁴³⁾等を通じた削減率を11.3%とし、国内削減8部門それぞれの削減量及び削減率を定めた。

(35) 「[2002040] 파리협정 비준동의안 (정부)」 의안정보시스템웹사이트 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_A1H6I0A9P0G1F1O7J3S2K3D6H6K1B4>

(36) 「파리협정 (조약 제 2315 호)」 국가법령정보센터웹사이트 <<https://www.law.go.kr/trtyMInfoP.do?trtySeq=12440&chrClsCd=010202>> 韓国の官報記載日は2016年11月10日。

(37) NDC、INDCの日本語訳は、それぞれ外務省ウェブサイトによる。「日本の排出削減目標」2022.1.11. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1w_000121.html>

(38) 外務省「日本の排出削減目標」同上

(39) 「2030년 우리나라 온실가스 감축목표 BAU (851 백만톤) 대비 37% 감축으로 확정」2015.6.30. 환경부 웹사이트 <<http://me.go.kr/home/web/board/read.do?pagerOffset=0&maxPageItems=10&maxIndexPages=10&searchKey=title&searchValue=&menuId=10525&orgCd=&condition.fromDate=2015-06-30&condition.toDate=2015-06-30&boardId=534080&boardMasterId=1&boardCategoryId=&decorator=>>>; 최준영 「국가온실가스 감축목표 재설정 의 주요 내용과 과제」 『이슈와 논점』 No.1016, 2015.6.22. 국회입법조사처 웹사이트 <<https://www.nars.go.kr/report/view.do?page=6&cmsCode=CM0018&categoryId=c4&searchType=TITLE&searchKeyword=&brdSeq=16396>>; 「온실가스 1인1톤 줄이기 전국대회, 순천만에서 개최」2015.9.11. 환경부 웹사이트 <<http://me.go.kr/home/web/board/read.do?pagerOffset=6630&maxPageItems=10&maxIndexPages=10&searchKey=&searchValue=&menuId=10525&orgCd=&boardId=558890&boardMasterId=1&boardCategoryId=&decorator=>>>

(40) Business-As-Usual. 温室効果ガス排出見通し値。「現行の政策以外に追加的な温室効果ガス削減措置を採らない場合を仮定した未来排出量の見通し値」(「2030 온실가스 감축 로드맵 수정안 및 2018 ~ 2020년 배출권 할당계획 확정」2018.7.24. 환경부 웹사이트 <<http://me.go.kr/home/web/board/read.do?pagerOffset=0&maxPageItems=10&maxIndexPages=10&searchKey=title&searchValue=&menuId=10525&orgCd=&condition.fromDate=2018-07-23&condition.toDate=2018-07-24&boardId=886420&boardMasterId=1&boardCategoryId=&decorator=>>>); 「(참고) 2030 국가 온실가스 감축목표 달성 전략, 새롭게 만들어 갑니다」2018.6.28. 환경부 웹사이트 <<http://me.go.kr/home/web/board/read.do?pagerOffset=4230&maxPageItems=10&maxIndexPages=10&searchKey=&searchValue=&menuId=10525&orgCd=&boardId=878980&boardMasterId=1&boardCategoryId=&decorator=>>>

(41) “Submission under the Paris Agreement The Republic of Korea’s Update of its First Nationally Determined Contribution”, 30 December, 2020. NDC Registry website <https://www4.unfccc.int/sites/ndcstaging/PublishedDocuments/Republic%20of%20Korea%20First/201230_ROK's%20Update%20of%20its%20First%20NDC_editorial%20change.pdf>; “Submission by the Republic of Korea Intended Nationally Determined Contribution”. *idem* <<https://www4.unfccc.int/sites/ndcstaging/PublishedDocuments/Republic%20of%20Korea%20First/INDC%20Submission%20by%20the%20Republic%20of%20Korea%20on%20June%202030.pdf>>

(42) 「신기후체제 출범에 따라 효율적 기후변화대응을 위한 국가차원의 중장기 전략과 정책방향 제시」前掲注(17)

(43) 파리協定第6条による市場メカニズム。環境省地球環境局市場メカニズム室「COP26におけるパリ協定6条(市場メカニズム)解説資料」2022.1. 環境省ウェブサイト <https://www.env.go.jp/earth/2201_Article%206%20Rule%20Book_ja.pdf>

2018年7月24日の国務会議⁽⁴⁴⁾において、このロードマップの修正案が確定した⁽⁴⁵⁾。これは、2030年削減目標はBAU比37%としたままで、全体の削減目標に占める国内・国外の削減量目標の比率を変更し、国内の部門別削減量を従前の2億1900万トンから2億7650万トンに増やす内容のものであった。併せて、部門別の削減手段についても策定された。

(2) 第2次気候変化対応基本計画

グリーン成長法で規定された「気候変化対応基本計画」の第2次基本計画は2019年10月に確定された⁽⁴⁶⁾。グリーン成長法（法律第16646号）は、気候変化対応基本計画を5年ごとに策定し、実施しなければならないと規定しており⁽⁴⁷⁾、第1次基本計画は2016年12月に策定された⁽⁴⁸⁾が、2018年7月に修正された「2030国家温室効果ガス削減ロードマップ」を反映させるために、第2次基本計画を早期策定したものとされている⁽⁴⁹⁾。

第2次基本計画は、2020年から2040年までを計画期間とし、「持続可能な低炭素グリーン社会具現」のビジョンの下に、「低炭素社会への転換」、「気候変化適応体制の構築」、「気候変化対応基盤強化」を核心戦略とする。「低炭素社会への転換」としては、転換・産業・建築物・輸送・廃棄物・公共・農畜産・山林の8部門の温室効果ガス削減のための対策及び温室効果ガス排出企業の責任強化等を内容とする。「気候変化適応体制の構築」については、国土・水・生態系・農水産・健康の5部門での気候変化適応力向上のための施策⁽⁵⁰⁾等が挙げられている。また、「気候変化対応基盤強化」では、環境にやさしい生産・消費の支援プログラム、気候変化教育等が内容となっている。

(44) 政府の権限に属する重要な政策を審議する会議で、大統領、国務総理及び国務委員で構成される。大韓民国憲法（憲法第10号）（「대한민국헌법（헌법 제10호）」）<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=61603&ancYd=19871029&ancNo=00010&efYd=19880225&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）第88条。なお、国務委員は、国務総理の推薦により、大統領が任命する職である。大韓民国憲法（憲法第10号）第87条第1項。

(45) 「2030 온실가스 감축 로드맵 수정안 및 2018 ~ 2020 년 배출권 할당계획 확정」前掲注(40); 「제32회 국무회의 회의록」 「2018년도 국무회의 회의록 (제1 ~ 55회)」 2021.7.19, 행정안전부ウェブサイト <https://www.mois.go.kr/frt/bbs/type001/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR_000000000430&ntfId=85810>

(46) 「제2차 기후변화대응 기본계획 확정...저탄소 녹색사회 구현」 2019.10.22. 환경부ウェブサイト <<http://me.go.kr/home/web/board/read.do?pagerOffset=0&maxPageItems=10&maxIndexPages=10&searchKey=title&searchValue=&menuId=10525&orgCd=&condition.fromDate=2019-10-21&condition.toDate=2019-10-22&boardId=1066880&boardMasterId=1&boardCategoryId=&decorator=>>>

(47) グリーン成長法（法律第16646号）第40条

(48) 환경부 「신기후체제 출범에 따라 효율적 기후변화대응을 위한 국가차원의 중장기 전략과 정책방향 제시」 前掲注(17)

(49) 「붙임 1 제2차 기후변화대응 기본계획 주요내용」 환경부 「제2차 기후변화대응 기본계획 확정...저탄소 녹색사회 구현」 前掲注(46); 환경부 「2030 온실가스 감축 로드맵 수정안 및 2018 ~ 2020 년 배출권 할당계획 확정」 前掲注(40)

(50) 水管理：水管理情報統合システムの運営等、生態系：生物遺伝資源データベースの構築のための調査・発掘の強化等、国土：気候変化リスクを考慮した土地・建築物・施設管理体制の構築等、農水産：高温・病害虫に抵抗性の強い品種の開発等、健康：国民健康影響評価の実施等。「붙임 1 제2차 기후변화대응 기본계획 주요내용」 환경부 「제2차 기후변화대응 기본계획 확정...저탄소 녹색사회 구현」 前掲注(46)

(3) グリーンニューディール

韓国政府は2020年7月、新型コロナウイルス感染症の流行による影響等を背景として、「韓国版ニューディール総合計画」を発表した⁽⁵¹⁾。2020年7月当初、韓国版ニューディールは「デジタルニューディール」、「グリーンニューディール」、「安全網強化」から組み立てられており、後に「地域均衡ニューディール」も加えられた⁽⁵²⁾。その後2021年7月には、「韓国版ニューディール2.0推進計画」が発表された⁽⁵³⁾。この計画では、「雇用・社会安全網」及び「人への投資」の課題から成る従前の「安全網強化」を、前2点に加えて「青年政策」、「格差解消」の課題を含む「ヒューマンニューディール」とし、韓国版ニューディールは計四つから成る組立てとなった。

韓国版ニューディールの一つの柱であるグリーンニューディールでは、2022年4月現在、①「炭素中立推進基盤の構築」、②「都市・空間・生活インフラのグリーン転換」、③「低炭素・分散型エネルギーの拡大⁽⁵⁴⁾」、④「グリーン産業革新のエコシステム⁽⁵⁵⁾の構築」の四つの課題が設定されている⁽⁵⁶⁾。

韓国版ニューディールに関しては、複数の法律の改正・制定等の課題が挙げられている。2020年7月の韓国版ニューディール総合計画発表の後、同年8月から行われてきた政府、共に民主党及び経済界による韓国版ニューディールの法制度改革に関する会議において、同年10月、各分野における立法の課題が挙げられた⁽⁵⁷⁾。この後2021年7月の韓国版ニューディール2.0推進計画では、対象となる法律が課題に更に追加された（一部は既に制定・改正が完了している。）⁽⁵⁸⁾。これらの立法課題のうちグリーンニューディールに関するものでは、「新エネ

(51) 「[한국판 뉴딜 종합계획] 발표」2020.7.14. 기획재정부ウェブサイト <https://www.moef.go.kr/nw/nes/detailNesDtaView.do?searchBbsId1=MOSFBBS_000000000028&searchNttId1=MOSF_000000000040637&menuNo=4010100>; 李丙鎬 「韓国版ニューディール」構想を公表」『ビジネス短信』2020.7.17. 日本貿易振興機構ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/07/13ab4b4a83978545.html>>

(52) 当間正明 「[コラム] 韓国のグリーン政策を読み解く」『地域・分析レポート』2021.3.2. 日本貿易振興機構ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2021/c6d232c0dfa4e111.html>>; 「제2차 한국판 뉴딜 전략회의 개최」2020.10.13. 기획재정부ウェブサイト <https://www.moef.go.kr/nw/nes/detailNesDtaView.do?searchBbsId1=MOSFBBS_000000000028&searchNttId1=MOSF_000000000051796&menuNo=4010100>

(53) 「정부 합동 「한국판 뉴딜 2.0 추진계획」 발표」2021.7.14. 기획재정부ウェブサイト <https://www.moef.go.kr/nw/nes/detailNesDtaView.do?searchBbsId1=MOSFBBS_000000000028&searchNttId1=MOSF_000000000055824&menuNo=4010100>; 李丙鎬 「成長戦略を修正、「韓国版ニューディール2.0」」『ビジネス短信』2021.7.28. 日本貿易振興機構ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/07/b3555a331c3bd8b4.html>>

(54) 原文では「확산(拡散)」。

(55) 原文では「생태계(生態系)」。

(56) 「탄소중립 추진기반 구축」한국판뉴딜ウェブサイト <<https://www.knewdeal.go.kr/front/view/newDeal02.do>>; 「도시・공간・생활 인프라 녹색 전환」同 <https://www.knewdeal.go.kr/front/view/newDeal02_02.do>; 「저탄소・분산형 에너지 확산」同 <https://www.knewdeal.go.kr/front/view/newDeal02_03.do>; 「녹색산업혁신 생태계구축」同 <https://www.knewdeal.go.kr/front/view/newDeal02_04.do>

(57) 「제1차 한국판 뉴딜 법・제도개혁 TF 개최」2020.8.13. 기획재정부ウェブサイト <https://www.moef.go.kr/nw/nes/detailNesDtaView.do?searchBbsId1=MOSFBBS_000000000028&searchNttId1=MOSF_000000000041887&menuNo=4010100>; 「제4차 한국판 뉴딜 법・제도개혁 회의 개최」2020.10.30. 同 <https://www.moef.go.kr/nw/nes/detailNesDtaView.do?searchBbsId1=MOSFBBS_000000000028&searchNttId1=MOSF_000000000052160&menuNo=4010100>

(58) 관계부처 합동 「한국판 뉴딜 2.0—미래를 만드는 나라 대한민국—」2021.7.14. 기획재정부, 前掲注(53) <https://www.moef.go.kr/nw/nes/detailNesDtaView.do?searchBbsId1=MOSFBBS_000000000028&searchNttId1=MOSF_000000000055824&menuNo=4010100>

ルギー及び再生エネルギー開発・利用・普及促進法」⁽⁵⁹⁾、「旅客自動車運輸事業法」⁽⁶⁰⁾、「貨物自動車運輸事業法」⁽⁶¹⁾、「産業集積活性化及び工場設立に関する法律」⁽⁶²⁾、「環境技術及び環境産業支援法」⁽⁶³⁾等がそれぞれ改正された⁽⁶⁴⁾。また、新規立法として、「気候変化対応技術開発促進法」⁽⁶⁵⁾、「グリーン融合クラスターの造成及び育成に関する法律」⁽⁶⁶⁾が制定された⁽⁶⁷⁾。

さらに、2021年9月13日の政府及び共に民主党による「韓国版ニューディール党政推進本部」第6次会議において、複数の法律の制定・改正が課題に追加された⁽⁶⁸⁾。この会議において追加された立法課題のうち、グリーンニューディールに関しては、「分散エネルギー活性化特別法案」⁽⁶⁹⁾、「住宅法改正案」⁽⁷⁰⁾等が挙げられた。

また、2021年9月24日には、「気候危機対応のための炭素中立・グリーン成長基本法」が制定された。同法により、グリーン成長法は、2022年3月25日に廃止された⁽⁷¹⁾。

(4) 国家温室効果ガス削減目標 (NDC) の引上げ

2020年12月末、韓国の1回目のNDCの更新版等が国連に提出された⁽⁷²⁾。2020年12月提出のNDCでは、2030年温室効果ガス削減目標について、2030年BAU比での削減目標の形式から、2017年排出量(7億910万トン)比で24.4%を削減するという形式の目標に変更した。また、文在寅大統領は、2020年10月28日の国会での予算案及び基金運用計画案に関する施

(59) 「신에너지 및 재생에너지 개발·이용·보급 촉진법 (법률 제 18095 호)」 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=231683&ancYd=20210420&ancNo=18095&efYd=20211021&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(60) 「여객자동차 운수사업법 (법률 제 17976 호)」 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=230453&ancYd=20210323&ancNo=17976&efYd=20210924&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(61) 「화물자동차 운수사업법 (법률 제 18054 호)」 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=231493&ancYd=20210413&ancNo=18054&efYd=20220414&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(62) 「산업집적활성화 및 공장설립에 관한 법률 (법률 제 17598 호)」 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=223529&ancYd=20201208&ancNo=17598&efYd=20210609&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(63) 「환경기술 및 환경산업 지원법 (법률 제 18035 호)」 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=231469&ancYd=20210413&ancNo=18035&efYd=20211014&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(64) 注(59)から(63)まで、全て当該改正時点のURLである。なお、旅客自動車運輸事業法、貨物自動車運輸事業法、産業集積活性化及び工場設立に関する法律、環境技術及び環境産業支援法については、その後もそれぞれ改正を経ている。

(65) 後掲注(98)

(66) 「녹색융합클러스터의 조성 및 육성에 관한 법률 (법률 제 18283 호)」 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=232911&ancYd=20210615&ancNo=18283&efYd=20211216&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>; 中村穂佳「『韓国』グリーン融合クラスターの造成及び育成に関する法律の制定」『外国の立法』No.289-1, 2021.10, pp.28-29. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11767244_po_02890112.pdf?contentNo=1>

(67) 「한국판 뉴딜 당정추진본부 제 6 차 회의 개최」 2021.9.13. 기획재정부ウェブサイト <https://www.moef.go.kr/nw/nes/detailNesDtaView.do?menuNo=4010100&searchNttId1=MOSF_000000000056607&searchBbsId1=MOSFBS_000000000028>

(68) 同上

(69) 「[2111769] 분산에너지 활성화 특별법안 (김성환의원 등 30 인)」 의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_F2L1C0X7R1X5V1J5C2W2U1R3Z9P4C2>

(70) 「[2111174] 주택법 일부개정법률안 (허영의원 등 13 인)」 同上 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_P2K1T0M6K2Z2Q1U8J2U6T3R8Q9F5L1>

(71) 気候危機対応のための炭素中立・グリーン成長基本法(法律第18469号)附則第2条(他の法律の廃止)。

(72) 「(참고) 우리나라 국가온실가스감축목표 및 장기저탄소발전전략 유엔기후변화협약 사무국 제출」 2020.12.31. 환경부ウェブサイト <<http://me.go.kr/home/web/board/read.do?pagerOffset=0&maxPageItems=10&maxIndexPages=10&searchKey=title&searchValue=&menuId=10525&orgCd=&condition.fromDate=2020-12-31&condition.toDate=2020-12-31&boardId=1421920&boardMasterId=1&boardCategoryId=&decorator=>>>; “Submission under the Paris Agreement The Republic of Korea’s Update of its First Nationally Determined Contribution”, *ibid*.

政演説で2050年炭素中立を目標とすることを述べ⁽⁷³⁾、同年12月10日に「大韓民国炭素中立宣言」演説をした⁽⁷⁴⁾。また、2021年5月に、大統領の下に「2050炭素中立委員会」を設置する「2050炭素中立委員会の設置及び運営に関する規程（大統領令第31669号）」が公布、施行された⁽⁷⁵⁾。

その後、2021年に英国のグラスゴーで開催されたCOP26⁽⁷⁶⁾を経て、韓国は、同年12月に、更に修正したNDCを提出した⁽⁷⁷⁾。2021年12月のNDCでは、2030年までに温室効果ガス総排出量を2018年排出量（7億2760万トン）比で40%削減することを目標としており、これは、2030年の温室効果ガス排出量を約4億3660万トンに抑えることになるとされる⁽⁷⁸⁾。

(5) 気候変動枠組条約締約国会議での宣言等

1992年5月に気候変動枠組条約が採択され、翌6月リオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）において、韓国もこれに署名した⁽⁷⁹⁾。同条約は1994年3月に発効し⁽⁸⁰⁾、以後1995年から締約国会議（COP）が行われてきた⁽⁸¹⁾。

2019年、スペインのマドリードで開催されたCOP25⁽⁸²⁾を契機として、気候技術センターネットワーク（CTCN）⁽⁸³⁾の連絡事務所を韓国仁川（インチョン）広域市の松島（ソンド）へ誘致

(73) 「제 382 회 국회 (정기회) 국회본회의회의록」 제 10 호 2020.10.28, p.4; 이유진 「한국사회 탄소중립을 향한 쟁점과 정책 과제」 『환경논총』 No.68, 2021.9, p.30.

(74) 「대한민국 탄소중립선언」 2020.12.10. 대한민국 정책브리핑 웹사이트 <<https://www.korea.kr/archive/speechView.do?newsId=132032791>>; 이주영 「문 대통령 “탄소중립은 선도국가 도약기회”…2050년 탄소중립 선언」 『경향신문』 2020.12.10. <<https://www.khan.co.kr/politics/assembly/article/202012102216001>>

(75) 「2050 탄소중립위원회의 설치 및 운영에 관한 규정 (대통령령 제 31669 호)」 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoPd.o?lsiSeq=232057&ancYd=20210504&ancNo=31669&efYd=20210504&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> なお、2021年9月24日に公布された「気候危機対応のための炭素中立・グリーン成長基本法」第15条に「2050炭素中立グリーン成長委員会」の設置規定が置かれ、「2050炭素中立委員会の設置及び運営に関する規程（大統領令第31669号）」は、後述の「気候危機対応のための炭素中立・グリーン成長基本法施行令（大統領令第32557号）」（「기후위기 대응을 위한 탄소중립·녹색성장 기본법 시행령 (대통령령 제 32557 호)」 <<https://www.law.go.kr/lsInfoPd.do?lsiSeq=241485&ancYd=20220325&ancNo=32557&efYd=20220925&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>（炭素中立基本法施行令）附則第2条第1項の規定により、廃止された。

(76) “SESSIONS: COP26”. UNFCCC website <<https://unfccc.int/event/cop-26>>

(77) “Submission under the Paris Agreement The Republic of Korea’s Enhanced Update of its First Nationally Determined Contribution”, 23 December 2021. NDC Registry website <https://www4.unfccc.int/sites/ndcstaging/PublishedDocuments/Republic%20of%20Korea%20First/211223_The%20Republic%20of%20Korea's%20Enhanced%20Update%20of%20its%20First%20Nationally%20Determined%20Contribution_211227_editorial%20change.pdf>

(78) 「(공동 - 참고) 상향된 ‘2030 국가 온실가스 감축목표 (NDC)’ 유엔기후변화협약 사무국에 제출」 2021.12.23. 환경부ウェブサイト <<http://me.go.kr/home/web/board/read.do?pagerOffset=0&maxPageItems=10&maxIndexPages=10&searchKey=title&searchValue=&menuId=10525&orgCd=&condition.fromDate=2021-12-23&condition.toDate=2021-12-23&boardId=1497320&boardMasterId=1&boardCategoryId=&decorator=>>

(79) 정부 「기후변화에 관한 국제연합 기본협약 비준동의안」 pp.5-6. 「[140504] 기후변화에관한국제연합기본협약 비준동의안 (정부)」 의안정보시스템ウェブサイト <<https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=012608>>; 「기후변화체제」 외교부ウェブサイト <https://www.mofa.go.kr/www/wpge/m_20150/contents.do>; 「気候変動の国際交渉」 環境省ウェブサイト <<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/shiryu.html#01>>

(80) 「기후변화에 관한 국제연합 기본협약 (조약 제 1213 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/trtyMInfoPd.do?trtySeq=165&chrClsCd=010202>>

(81) 「기후변화협약 제 6 차 당사국총회 속개회의 개최」 2001.8.17. 환경부ウェブサイト <<http://me.go.kr/home/web/board/read.do?pagerOffset=0&maxPageItems=10&maxIndexPages=10&searchKey=titleOrContent&searchValue=COP6&menuId=10525&orgCd=&boardId=82388&boardMasterId=1&boardCategoryId=&decorator=>>

(82) “SESSIONS: COP25”. UNFCCC website <<https://unfccc.int/event/cop-25>>

(83) 「気候変動に係る技術移転を促進するための実施機関として、COP16（2010年）にて設立が決定され、2013年より稼働・サービスの提供を開始している。」（「気候技術センター・ネットワーク（Climate Technology Centre & Network: CTN）について」 環境省ウェブサイト <<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/ctcn.html>>）

することに關する合意等が行われた⁽⁸⁴⁾。これに關し、2021年10月に林惠淑(イム・ヘスク)科学技術情報通信部長官、朴南春(パク・ナムチュン)仁川広域市長及びインガー・アンダーセン(Inger Andersen)国連環境計画(UNEP)事務局長の間に、「大韓民国科学技術情報通信部、仁川広域市及び国連環境計画間の気候技術センターネットワーク大韓民国協力連絡事務所の行政及び財政に關する約定」が締結された⁽⁸⁵⁾。また、COP33を韓国に誘致する動きもある⁽⁸⁶⁾。

2021年10月31日から11月13日にかけて開催されたCOP26では、韓国は、「メタン削減協定」⁽⁸⁷⁾、「脱石炭清浄転換国際宣言」⁽⁸⁸⁾、「グローバル森林融資誓約」⁽⁸⁹⁾等に参加した⁽⁹⁰⁾。また、文在寅大統領が、NDCを改訂し、引き上げること等を表明した⁽⁹¹⁾。

(6) 2022年環境部業務計画

2022年1月に環境部が発表した2022年環境部業務計画⁽⁹²⁾は、「国民が安心することができる環境、炭素中立へと跳躍する大韓民国」を目標とし、炭素中立の本格履行、統合水管理の成果拡大⁽⁹³⁾、包容的環境サービス拡大を3大核心課題とする。このうち、炭素中立に關しては、産業界のグリーン転換支援、炭素中立実践ポイント制⁽⁹⁴⁾の実施、廃棄物の削減及び再活用拡大、

(84) 「(공동 - 보도) 제 25 차 유엔기후변화협약 당사국총회 (COP25) 폐막」 2019.12.15. 환경부 웹사이트 <<http://me.go.kr/home/web/board/read.do?pagerOffset=0&maxPageItems=10&maxIndexPages=10&searchKey=titleOrContent&searchValue=COP24&menuId=10525&orgCd=&boardId=1141525&boardMasterId=1&boardCategoryId=&decorator=>>

(85) 「기후기술센터네트워크 (CTCN) 대한민국 협력연락사무소 설립 약정 체결」 2021.10.7. 과학기술정보통신부 웹사이트 <<https://www.msit.go.kr/bbs/view.do?sCode=user&mId=113&mPid=112&pageIndex=1&bbsSeqNo=94&nttSeqNo=3180802&searchOpt=ALL&searchTxt=CTCN>>; “UN Climate Technology Centre and Network Partnership and Liaison Office to be established in Songdo, Incheon City”, 07. October. 2021. UNEP website <<https://www.unep.org/news-and-stories/press-release/un-climate-technology-centre-and-network-partnership-and-liaison>>; 「国連環境計画 (United Nations Environment Programme (UNEP))」 2019.12.6. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kikan/unep.html>>

(86) 「정의용 외교부장관, 아랍에미리트 (UAE) 외교부장관과 통화」 2021.10.18. 외교부 웹사이트 <https://www.mofa.go.kr/www/brd/m_4080/view.do?seq=371661&page=34>; 「[보도자료] 김부겸 국무총리 스리랑카 외교장관 접견」 2022.1.7. 국무조정실·국무총리비서실 웹사이트 <<https://www.opm.go.kr/opm/news/press-release.do?mode=view&articleNo=139505&article.offset=10&articleLimit=10>>

(87) “About the Global Methane Pledge”, Global Methane Pledge website <<https://www.globalmethanepledge.org/#about>>

(88) “GLOBAL COAL TO CLEAN POWER TRANSITION STATEMENT”, 04.11.2021. UN Climate Change Conference UK 2021 website <<https://ukcop26.org/global-coal-to-clean-power-transition-statement/>>

(89) 韓国語では「국제산림재정서약 (國際山林財政誓約)」。이혜경 後掲注(90); “THE GLOBAL FOREST FINANCE PLEDGE”, 02.11.2021. UN Climate Change Conference UK 2021 website <<https://ukcop26.org/the-global-forest-finance-pledge/>>; 吉沼啓介「欧州委、グリーン技術の商用化支援に10億ドル拠出をCOP26で表明」『ビジネス短信』2021.11.5. 日本貿易振興機構ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/11/4bebb51278e3b02c.html>>

(90) 이혜경「제 26 차 유엔 기후변화협약 당사국총회 (COP26) 의 주요 논의 동향과 시사점」『이슈와 논점』 제 1895 호, 2021.11.23. 국회입법조사처 웹사이트 <<https://www.nars.go.kr/report/view.do?categoryId=&cmsCode=CM0018&searchType=TITLE&searchKeyword=&brdSeq=36944>>; 「(공동 - 보도) 제 26 차 유엔기후변화협약 당사국총회 (COP26) 폐막」 2021.11.14. 환경부 웹사이트 <<http://me.go.kr/home/web/board/read.do?pagerOffset=280&maxPageItems=10&maxIndexPages=10&searchKey=&searchValue=&menuId=10525&orgCd=&boardId=1487430&boardMasterId=1&boardCategoryId=&decorator=>>

(91) 当間正明「文大統領、COP26で温室効果ガス削減の上方修正を宣言」『ビジネス短信』2021.11.9. 日本貿易振興機構ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/11/ca400b2b85619cbf.html>>

(92) 「국민이 안심하는 환경, 탄소중립으로 도약하는 대한민국」 2022.1.11. 환경부 웹사이트 <<http://me.go.kr/home/web/board/read.do?pagerOffset=0&maxPageItems=10&maxIndexPages=10&searchKey=titleOrContent&searchValue=&menuId=10525&orgCd=&condition.fromDate=2022-01-10&condition.toDate=2022-01-11&boardId=1501210&boardMasterId=1&boardCategoryId=&decorator=>>

(93) 原文では「확산(拡散)」。

(94) 「電子領収書、リフィルステーション(洗剤・シャンプー等)、繰り返し使用容器の使用、エコカーのレンタル等に対してポイントを積み立て、現金、商品券等に転換して利用」するもの。前掲注(92) なお、原文では、「繰り返し使用容器」は「다회용기(多回用器)」、「エコカー」は「친환경차(親環境車)」。

温室効果ガス削減認知予算制⁽⁹⁵⁾、メタン削減、炭素吸収の拡大等を内容とする⁽⁹⁶⁾。

II 気候変動対策等に関する新法制定の動向

本章では、まず、グリーン成長法に代わる形で 2021 年 9 月 24 日に公布された「気候危機対応のための炭素中立・グリーン成長基本法」⁽⁹⁷⁾について、その法案審議・制定までの過程と制定法の概要をまとめる。併せて、関連する新法として、気候変化への対応に関する技術の研究開発について規定した「気候変化対応技術開発促進法（法律第 18072 号）」（2021 年 4 月 20 日公布）⁽⁹⁸⁾、及びより広く、持続可能発展の実現を目的とし、気候危機対応に関連する事項も含めた「持続可能発展基本法（法律第 18708 号）」（2022 年 1 月 4 日公布）⁽⁹⁹⁾の概要を紹介する。

1 気候危機対応のための炭素中立・グリーン成長基本法

(1) 制定の経緯

第 21 代国会（2020 年 5 月 30 日～2024 年 5 月 29 日予定）では、気候変動等に関連して、複数の法案が提出され、そのうち八つの法案⁽¹⁰⁰⁾が、環境労働委員会で委員会代案として「[2112217] 気候危機対応のための炭素中立・グリーン成長基本法案（代案）（環境労働委員

(95) 「国家財政法」〔국가재정법（법률 제 18585 호）〕<<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=238017&ancYd=20211221&ancNo=18585&efYd=20230101&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第 27 条では、「温室効果ガス削減認知予算書」を「予算が温室効果ガス削減に及ぼす影響をあらかじめ分析した報告書」としており、この温室効果ガス削減認知予算書には、温室効果ガス削減についての期待効果、成果目標、効果分析等を含めなければならないとする。この規定は、2021 年 6 月 15 日の一部改正で新設されており、この一部改正案が国会を通過した同年 5 月 21 日の国会の報道資料では、「温室効果ガス削減認知予算は、国家財政が温室効果ガス削減に及ぼす効果を評価し、その結果を予算編成等に反映する制度」とされている。〔국회 본회의, 68 년만 가사노동 정상화 ‘가사노동자법’ 등 98 건 법안 의결〕2021.5.21. 대한민국 국회ウェブサイト <https://www.assembly.go.kr/assm/notification/news/news01/bodo/bodoView.do?bbs_num=51258&bbs_id=&no=8014¤tPage=861&search_key_n=title_v&search_val_v=&CateGbn=&GbnTitle=N>

(96) 環境部『2022 년 주요업무 추진계획 “국민이 안심할 수 있는 환경, 탄소중립으로 도약하는 대한민국”』〔국민이 안심하는 환경, 탄소중립으로 도약하는 대한민국〕2022.1, 環境部ウェブサイト, <<http://me.go.kr/home/web/board/read.do?pagerOffset=0&maxPageItems=10&maxIndexPages=10&searchKey=titleOrContent&searchValue=&menuId=10525&orgCd=&condition.fromDate=2022-01-10&condition.toDate=2022-01-11&boardId=1501210&boardMasterId=1&boardCategoryId=&decorator=>>>

(97) 「기후위기 대응을 위한 탄소중립·녹색성장 기본법（법률 제 18469 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=235581&ancYd=20210924&ancNo=18469&efYd=20220325&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(98) 「기후변화대응 기술개발 촉진법（법률 제 18072 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=231653&ancYd=20210420&ancNo=18072&efYd=20211021&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 気候危機対応のための炭素中立・グリーン成長基本法（法律第 18469 号）の附則第 9 条第 16 項により 2021 年 9 月 24 日に他法改正された（2022 年 3 月 25 日施行）。この他法改正では、気候変化対応技術開発促進法制定時に、第 2 条（定義）第 2 号、第 3 号でそれぞれグリーン成長法の規定を引用していた部分を、気候危機対応のための炭素中立・グリーン成長基本法の規定からの引用とした。

(99) 「지속가능발전 기본법（법률 제 18708 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=238845&ancYd=20220104&ancNo=18708&efYd=20220705&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(100) 「[2102679] 탈탄소사회로의 정의로운 전환을 위한 그린뉴딜정책 특별법안（심상정의원 등 10 인）」의안정보 시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_I2T1L0W2V1T7R1Y1R1G0W5L1S8G3D2>; 「[2105226] 기후위기 대응을 위한 탈탄소사회 이행 기본법안（이소영의원 등 46 인）」同 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_I2T0S1X1U1H0T1U1Q2Q6J2O9Q6W5M9>; 「[2106016] 기후위기대응법안（안호영의원 등 17 인）」同 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_P2A0B1G1N3N0M1K6J5O0K1E6F1V6S8>; 「[2106733] 기후위기대응 기본법안（유의동의원 등 28 인）」同 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_B2N0Y1Z2B0Z8M1U4J2Q2G3H1Q3I6I9>; 「[2109705] 기후위기 대응과 정의로운 녹색전환을 위한 기본법안（강은미의원 등 10 인）」同 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_K2R>

長)」⁽¹⁰¹⁾にまとめられた。これらの法案では、現在までの韓国国内及び世界的な気候変動、温室効果ガス削減の状況等を踏まえ、一部では従来のグリーン成長法に対する一定の評価を加えつつも、それらの従来の法律の不十分さについて提案理由の中で言及しており、また、気候変動からの転換の過程で生じ得る社会的・経済的不平等の解消、公正な移行についても言及されている。

法案の審議過程では、従来のグリーン成長法を廃止するかどうか、「グリーン成長」等経済成長に関わる文言を入れるかどうか、温室効果ガス削減に関する具体的な数値等の目標の明記について等が議論された⁽¹⁰²⁾。

この代案は、審議を経て2021年8月31日に国会を通過し、9月24日に「気候危機対応のための炭素中立・グリーン成長基本法」(炭素中立基本法)が制定された。一部を除き2022年3月25日に施行され⁽¹⁰³⁾、この法律により、従来のグリーン成長法は廃止されることとなった⁽¹⁰⁴⁾。新たな気候危機対応のための炭素中立・グリーン成長基本法に基づいて、炭素中立社会への移行及びグリーン成長推進のための制度・基盤の整備が目指される⁽¹⁰⁵⁾。

(2) 制定法の概要

この法律は、全11章、本則全83か条及び附則10か条から成る。

(i) 第1章 総則(第1条～第6条)

第3条に、炭素中立社会への移行及びグリーン成長に関する基本原則を置く。

(ii) 第2章 国家ビジョン及び温室効果ガス削減目標等(第7条～第9条)

第7条では、2050年までの炭素中立を目標とする国家ビジョンを設定し、これを達成するための「国家炭素中立グリーン成長戦略」の策定に関する事項を定めた。また、第8条では、温室効果ガス排出量を、2030年までに2018年比で35%以上削減する中長期国家温室効果ガス削減目標を設定し、それに関する規定を置いている。

(iii) 第3章 国家炭素中立グリーン成長基本計画の策定等(第10条～第14条)

政府は、20年を計画期間とした「国家炭素中立グリーン成長基本計画」を5年ごとに策定し、

1C0Z4H2D1G1X4C5V9Z1E7R1O8Y0>;「[2110825] 탄소중립 녹색성장 기본법안 (임시자의원등 11인)」同 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_T2F1Y0F4I3C0V1Z6P2C1K1N6I1P2T8>;「[2110890] 기후위기 대응 및 탄소중립 이행에 관한 기본법안 (이수진의원 등 15인)」同 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_T2R1N0H6R1L7T1J3S5D1O1D0Z9C9K2>;「[2111473] 정의로운전환기금설치에 관한 법률안 (장혜영의원등 10인)」同 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_G2K1M0Z6S0K1P1Q1L0O6J4C4U9N3O4>

(101) 「[2112217] 기후위기 대응을 위한 탄소중립·녹색성장 기본법안 (대안) (환경노동위원장)」同上 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_U2N1D0E8N1S8F2K0B3I4V4I7F8I4G1>

(102) 「제 388 회국회 (임시회) 환경노동위원회회의록 (환경법안심사소위원회)」 제 1 호, 2021.6.28; 「제 389 회국회 (임시회) 환경노동위원회회의록 (환경법안심사소위원회)」 제 1 호, 2021.7.6; 「제 389 회국회 (임시회) 환경노동위원회회의록 (환경법안심사소위원회)」 제 2 호, 2021.7.20; 「제 390 회국회 (임시회) 환경노동위원회회의록 (환경법안심사소위원회)」 제 1 호, 2021.8.18; 「제 390 회국회 (임시회) 환경노동위원회회의록 (안건조정위원회)」 제 1 호, 2021.8.18.

(103) 炭素中立基本法(法律第18469号)附則第1条ただし書の規定により、第69条から第74条までの規定は2022年1月1日から施行し、第53条及び第68条は、2022年7月1日から施行し、第23条は2022年9月25日から施行する。

(104) 前掲注(71)

(105) 「기후위기 대응을 위한 탄소중립·녹색성장 기본법 (법률 제 18469 호) 제정이유」 <[外国の立法 292 \(2022. 6\) 57](https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=235581&lsId=&efYd=20220925&chrClsCd=010202&urlMode=lsEfInfoR&viewCls=lsRvsDocInfoR&ancYnChk=0#></p>
</div>
<div data-bbox=)

実施しなければならない（第10条）。また、第11条では特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道の「市・道炭素中立グリーン成長基本計画」について、第12条では市・郡・区の「市・郡・区炭素中立グリーン成長基本計画」についての規定を置く。

(iv) 第4章 2050炭素中立グリーン成長委員会等（第15条～第22条）

大統領の下に「2050炭素中立グリーン成長委員会」を置き（第15条）、地方自治体には、「2050地方炭素中立グリーン成長委員会」を置くことができる（第22条）。

(v) 第5章 温室効果ガス削減施策（第23条～第36条）

まず、気候変化影響評価に関する規定を置く（第23条）。国及び地方自治体は、予算及び基金が気候変化に及ぼす影響を分析し、これを国家及び地方自治体の財政運用に反映する温室効果ガス削減認知予算制度を実施しなければならない（第24条）。温室効果ガス排出権取引制度（第25条）、公共機関等の温室効果ガス削減目標の設定等（第26条）に関する規定を置いた。政府は、基準量以上の温室効果ガスを排出する業者を指定してそれらの業者の温室効果ガス削減目標を設定・管理しなければならない（第27条）。

そのほか、「炭素中立都市」の指定（第29条）、地方自治体のエネルギー転換の支援（第30条）、グリーン建築物の拡大政策の策定・実施（第31条）、グリーン交通の活性化（第32条）、炭素吸収源等の拡充（第33条）、二酸化炭素を排出段階で回収して利用又は貯留する技術⁽¹⁰⁶⁾の育成（第34条）、国際削減事業⁽¹⁰⁷⁾の推進（第35条）等の規定が置かれた。

また、環境部に温室効果ガス総合情報センターが設置される（第36条）。

(vi) 第6章 気候危機適応施策（第37条～第46条）

政府は、気象情報管理体制⁽¹⁰⁸⁾及び気候危機適応情報管理体制⁽¹⁰⁹⁾をそれぞれ構築・運営しなければならない（第37条）、国の気候危機適応に関する対策を5年ごとに策定し、実施しなければならない（第38条）。市・道知事⁽¹¹⁰⁾、市長・郡守・区庁長は、管轄区域の気候危機適応に関する対策を5年ごとに策定し、実施しなければならない（第40条）。そのほか、気候危機の影響に脆弱な施設を保有・管理する公共機関等の気候危機適応対策（第41条）、地域気候危機対応事業の実施（第42条）、気候危機対応のための水管理（第43条）、気候危機から安全かつ持続可能な国土の保全・管理（第44条）、農林水産の転換促進等（第45条）に関する規定が置かれた。また、環境部長官は、国家気候危機適応センターを指定することができる（第46条）。

(106) 原文では「포집하여 이용하거나 저장하는 기술（捕集して利用し、又は貯蔵する技術）」。

訳については、次を参照。「二酸化炭素回収・有効利用・貯留（CCUS: Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage）」環境省ウェブサイト <<https://www.env.go.jp/earth/ccs/index.html>>

(107) パリ協定第6条の規定によって温室効果ガス削減実績を得るために行う技術支援、投資及び購入等の事業。炭素中立基本法（法律第18469号）第35条第1項。なお、パリ協定第6条第1項では、「1 締約国は、一部の締約国が、国が決定する貢献の実施に際し、緩和及び適応に関する行動を一層野心的なものにすることを可能にし、並びに持続可能な開発及び環境の保全を促進するため、任意の協力を行うことを選択することを認識する。」と規定される。『パリ協定』2016.12.8, p.11. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000197312.pdf>>

(108) 大気中の温室効果ガス濃度変化を常時測定・調査し、気象現象についての観測・予測・提供・活用能力を高め、気候危機に対する監視・予測の精度を向上させるもの。気象庁長が構築し、運営する。炭素中立基本法（法律第18469号）第37条第1項；炭素中立基本法施行令（大統領令第32557号）第40条第2項。

(109) 気候危機が生態系、生物多様性、大気、水環境、保健、農林・食品、山林、海洋・水産、産業、防災等に及ぼす影響及び脆弱性、危険及び社会的・経済的波及効果を調査・評価するもの。環境部長官が構築し、運営する。炭素中立基本法（法律第18469号）第37条第2項；炭素中立基本法施行令（大統領令第32557号）第40条第3項。

(110) 特別市長、広域市長、特別自治市長、道知事、特別自治道知事。

(vii) 第7章 公正な移行 (第47条～第53条)

「公正な移行」⁽¹¹¹⁾については、第2条第13号で「炭素中立社会に移行する過程において、直接的・間接的被害を受ける可能性のある地域又は産業の労働者、農業従事者、中小商工人等を保護し、移行過程で発生する負担を社会的に分担し、脆弱階層⁽¹¹²⁾の被害を最小化する政策方向性をいう」と定められている。これに関しては、気候危機社会安全網の整備(第47条)、「公正な移行特別地区」の指定(第48条)、事業転換支援(第49条)、資産損失リスクの最小化等(第50条)、国民参加保障のための支援(第51条)、協同組合活性化(第52条)等に関する規定が置かれた。また、国及び地方自治体は、「公正な移行支援センター」を設立し、運営することができる(第53条)。

(viii) 第8章 グリーン成長施策 (第54条～第64条)

政府は、グリーン経済及びグリーン産業の育成、支援に関する施策、企業のグリーン経営促進等に関する施策並びにグリーン技術の研究開発及び事業化等促進に関する施策をそれぞれ整備し、又は策定・実施しなければならない(第54条～第56条)。また、温室効果ガス、汚染物質を発生させ、又はエネルギー・資源利用効率が低い財及びサービスを減らし、環境及び気候に親和的な財及びサービスを促進する方向に租税制度を運営しなければならない(第57条)。そのほか、「金融の支援及び活性化」(第58条)、「グリーン技術・グリーン産業に対する支援・特例等」(第59条)、「グリーン技術・グリーン産業集積地及び団地造成等」(第61条)、「グリーン技術・グリーン産業についての雇用創出等」(第62条)、「循環経済の活性化」(第64条)等の規定が置かれた。

(ix) 第9章 炭素中立社会への移行及びグリーン成長の拡大 (第65条～第68条)

地方自治体は、地方自治体の長が参加する炭素中立地方政府実践連帯⁽¹¹³⁾を構成し、運営す

(111) 原文では「정의로운 전환(正義感のある/正当な転換)」であるが、日本において“Just Transition”が「公正な移行」と訳出されることに合わせ、本稿では「公正な移行」と訳出する。

(112) 「脆弱階層」は、「社会的企業育成法(法律第11275号)」(「사회적기업 육성법(법률 제 11275 호)」<<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=122694&ancYd=20120201&ancNo=11275&efYd=20120802&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>)第2条第2号では、「自身に必要な社会サービスを市場価格で購入することに困難があり、又は労働市場の通常条件において就業が特に困難な階層をいい、その具体的な基準は大統領令で定める」と定義される。これを受け、「社会的企業育成法施行令(大統領令第29293号)」(「사회적기업 육성법 시행령(대통령령 제 29293 호)」<<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=205184&ancYd=20181120&ancNo=29293&efYd=20190101&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>)第2条でその詳細を定めている。また、関連して、「安全脆弱階層」、「知識情報脆弱階層」等の用語も使用される。「災難及び安全管理基本法(法律第18685号)」(「재난 및 안전관리 기본법(법률 제 18685 호)」<<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=238811&ancYd=20220104&ancNo=18685&efYd=20230105&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>)第31条の2。;「図書館法施行令(大統領令第31772号)」(「도서관법 시행령(대통령령 제 31772 호)」<<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=232797&ancYd=20210615&ancNo=31772&efYd=20210623&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>)第21条。

(113) 自発的な気候危機対応活動を促進し、炭素中立社会への移行及びグリーン成長の推進のための地方自治体間の相互協力を増進するため、地方自治体が構成し、運営することができるもので、実践連帯に参加する地方自治体の長のうちから複数の代表者を定めることができる。炭素中立基本法(法律第18469号)第65条第1項、同条第2項。2020年7月に発足した。「[보도자료] 탄소중립 비전과 온실가스 감축 의지 법제화, 2050 탄소중립 사회로 나아갑니다」2022.3.22. 대통령소속 2050 탄소중립 녹색성장 위원회ウェブサイト<<https://www.2050cnc.go.kr/base/board/read?boardManagementNo=3&boardNo=631&searchCategory=&page=1&searchType=&searchWord=&menuLevel=2&menuNo=17>>;「탄소중립 지방정부 실천연대 소개」기후변화홍보포털ウェブサイト<<https://www.gihoo.or.kr/portal/kr/cnc/cncIntro.do>>;「탄소중립, 지방정부가 앞장선다」2020.7.7. 환경부ウェブサイト<<http://www.me.go.kr/home/web/board/read.do?pagerOffset=30&maxPageItems=10&maxIndexPages=10&searchKey=title&searchValue=&menuId=286&orgCd=&condition.fromDate=2020-06-21&condition.toDate=2020-07-20&boardId=1383300&boardMasterId=1&boardCategoryId=&decorator=>>>

ることができ（第 65 条）、また、地方自治体の長は、地域に炭素中立支援センターを設立し、又は指定し、運営することができる（第 68 条）。そのほか、「炭素中立社会への移行及びグリーン成長のための生産・消費文化の普及」（第 66 条）、「グリーン生活運動支援及び教育・広報」（第 67 条）の規定が置かれた。

(x) 第 10 章 気候対応基金の設置及び運用（第 69 条～第 74 条）

政府は、炭素中立社会への移行及びグリーン成長を促進するのに必要な財源を確保するため、気候対応基金を設置し（第 69 条）、基金は企画財政部長官が運用・管理する（第 72 条）。基金の用途は、第 70 条に定められる。

(xi) 第 11 章 補則（第 75 条～第 83 条）

第 75 条に「国際協力の増進」、第 76 条に「国際規範対応」の規定を置く。政府は、気候変動枠組条約及びパリ協定に従い、報告書を作成し、更新することができる（第 77 条）。

2 気候変化対応技術開発促進法

(1) 制定の経緯

2020 年 11 月 9 日、趙承來（チョ・スンレ）議員らによる「気候変化対応技術開発促進法案」⁽¹¹⁴⁾が提出された。この法案は、パリ協定を踏まえ、気候変化に対応する技術の開発促進の必要性等を示したもので、2021 年 2 月から 3 月にかけて、所管委員会である科学技術情報放送通信委員会、及び法制司法委員会で審議、修正された後、同年 3 月 24 日の本会議で可決された。同年 4 月 20 日、「気候変化対応技術開発促進法」が制定、公布され、公布後 6 か月を経た同年 10 月 21 日に施行された。この法律は、本則全 17 か条、附則 2 か条から成る。

(2) 制定法の概要

本法において「気候変化対応技術」とは、科学技術情報通信部令で定める温室効果ガス削減に関する技術又は気候変化適応に寄与する技術をいう（第 2 条第 6 号）⁽¹¹⁵⁾。また、「気候変化適応」とは、現在現れている、若しくは未来に現れることが予想される気候変化の負の影響を最小化し、又は気候変化を有益な機会として促進する活動をいう（第 2 条第 5 号）。

科学技術情報通信部長官（以下、(2) で「長官」という。）は、気候変化対応技術開発基本計画を 5 年ごとに策定し、実施しなければならない（第 5 条）。長官、関係中央行政機関の長及び地方自治体の長は、基本計画に沿って年度別の施行計画を策定、実施し、履行状況を点検しなければならない（第 6 条）。長官は、気候変化対応のための国内外の技術開発及び関連産業の現況等に関する調査を行い、統計を作成することができる（第 7 条）。

長官、関係中央行政機関の長及び地方自治体の長は、担当分野についての気候変化対応技術開発事業を推進し、これを支援するための施策を整備しなければならない（第 8 条）。長官及び関係中央行政機関の長は、相互に協議して、気候変化対応技術開発に必要なモデル事業を実

(114) 「[2105130] 기후변화대응 기술개발 촉진법안 (조승래의원등 12 인)」의안정보시스템웹사이트 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_D2O0M1G1K0M3T1E8S0I7S3V0M0F7V4>

(115) 「気候変化対応技術開発促進法施行規則 (科学技術情報通信部令第 80 号)」(「기후변화대응 기술개발 촉진법 시행규칙 (과학기술정보통신부령 제 80 호)」) <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=236451&ancYd=20211021&ancNo=00080&efYd=20211021&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第 2 条 (温室効果ガス削減技術)、第 3 条 (気候変化適応技術)。

施することができる（第10条）。また、気候変化対応技術開発を活性化し、技術開発成果の商用化を促進するために必要な支援施策を整備し、推進しなければならない（第11条）。

長官は、気候変動枠組条約及びパリ協定の履行のため、国家間の気候変化対応技術開発及び開発された技術の移転促進、技術支援体制⁽¹¹⁶⁾との協力を主管する（第12条）。

長官は、気候変化対応技術開発の促進に必要な専門人材養成計画を策定し、関連教育・訓練プログラムの開設、海外研修及び海外の優秀な人材の誘致・活用等の施策を整備しなければならない（第14条）。長官は、国内外の技術開発及び関連産業現況等の調査及び分析業務の支援等を専門的に担当する機関を指定し、運営することができる（第15条）。

3 持続可能発展基本法

(1) 制定の経緯

2007年6月、当時の盧武鉉（ノ・ムヒョン）政権において、政府発案で「持続可能発展基本法案」⁽¹¹⁷⁾が国会に提出された。この法案は同年7月3日に国会を通過し、同年8月3日に「持続可能発展基本法（法律第8612号）」⁽¹¹⁸⁾が公布された。その後、翌2008年2月4日に施行されたこの法律は、2010年1月のグリーン成長法制定により、「持続可能発展法」というタイトルに変更され、「国家持続可能発展基本戦略」の策定・推進に関する規定（第4条）等が削除されたほか、大統領所属であった国家持続可能発展委員会に関する規定に関し、環境部長官所属の持続可能発展委員会を置くこととした（第15条）⁽¹¹⁹⁾。また、以後も数度の改正がなされた。

2020年12月に韓貞愛（ハン・ジョンエ）議員⁽¹²⁰⁾らによる「持続可能な社会のためのグリーン転換基本法案」⁽¹²¹⁾が国会に提出され、また、2021年5月には、金炳旭（キム・ビョンウク）議員⁽¹²²⁾らにより新たな「持続可能発展基本法案」⁽¹²³⁾が提出された。前者の法案は、同法案と同日に提出された「気候危機対応基本法案」⁽¹²⁴⁾及び「エネルギー法一部改正法律案」⁽¹²⁵⁾の議決を前提としたもので、その案附則第2条でグリーン成長法及び持続可能発展法を廃止する内容を含んでいる。後者の法案は、その提案理由で「持続可能発展と関連した法的概念・地位及

(116) 「「気候変化に関する国際連合基本協約」及び「パリ協定」による技術支援体制をいう。」（気候変化対応技術開発促進法（法律第18072号）第2条第7号）

(117) 「[176778] 지속가능발전 기본법안 (정부)」의안정보시스템웹사이트 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_C0B7R0A6M0W7D1A7P5H0V4T2R0V2U8>

(118) 「지속가능발전 기본법 (법률 제 8612 호)」 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=80019&ancYd=20070803&ancNo=08612&efYd=20080204&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(119) 「지속가능발전법 (법률 제 9931 호)」 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=98480&ancYd=20100113&ancNo=09931&efYd=20100414&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 2010年1月13日他法改正、2010年4月14日施行。

(120) 第19代環境部長官。「역대 환경부 장·차관」 환경부 웹사이트 <<http://me.go.kr/minister/web/index.do?menuId=367>>

(121) 「[2106737] 지속가능한 사회를 위한 녹색전환 기본법안 (한정애의원 등 52 인)」의안정보시스템웹사이트 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_L2Z0R1H2Y0G8G1C4X0Y1O1L1C0P7L9>

(122) 第21代国会（2020年5月30日～2024年5月29日予定）には、共に民主党所属の金炳旭議員及び国民の力所属の金炳旭議員が在籍しており、この法案を代表提出したのは、前者の議員である。

(123) 「[2110093] 지속가능발전 기본법안 (김병욱의원 등 19 인)」의안정보시스템웹사이트 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_T2E1J0S4Y2B3M1X4R3W1Z4Y2S4R3S2>

(124) 「[2106733] 기후위기 대응 기본법안 (유의동의원 등 28 인)」前掲注(100)

(125) 「[2106726] 에너지법 일부개정법률안 (임종성의원 등 31 인)」의안정보시스템웹사이트 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_D2B0K1Q2E0B8O1O3W5O9S4N6U5K7U1> 2022年4月25日現在で未成立。

び地方推進体系を復元又は格上げし、国家持続可能発展目標（K-SDGs, 2018年）⁽¹²⁶⁾の法的根拠及び関連施策を規律しようとする」としている。

この2件の法案は、所管の政務委員会で代案⁽¹²⁷⁾にまとめられ、この代案が2021年12月9日に国会を通過し、2022年1月4日、持続可能発展基本法⁽¹²⁸⁾が公布された。本法は全6章構成で、本則全32か条、附則4か条から成り、一部を除き2022年7月5日に施行される⁽¹²⁹⁾。また、本法の制定により、既存の「持続可能発展法」は廃止される⁽¹³⁰⁾。新たな持続可能発展基本法では、大統領所属に「持続可能発展国家委員会」を（「持続可能発展法（法律第17326号）」では、環境部長官の所属に「持続可能発展委員会」を置く（第15条）⁽¹³¹⁾）、地方自治体の長の所属に「持続可能発展地方委員会」を置くことを規定し（第17条、第20条）、また、「持続可能発展国家基本戦略」、「持続可能発展地方基本戦略」に関する規定を置いた（第7条、第8条）。加えて、第5章「持続可能発展施策」に第23条（持続可能な経済成長）、第24条（包容的社会的具現）、第25条（生態・環境及び気候危機対応）、第26条（利害関係者協力等）の規定をそれぞれ置いた。

(2) 制定法の概要

(i) 目的と基本原則

本法は、「経済・社会・環境の均衡及び調和を通じて持続可能な経済成長、包容的社會⁽¹³²⁾及び気候・環境危機の克服を追求することで、現在の世代はもちろん未来の世代がよりよい生活を享受することができるようにし、国及び地方、さらには人類社会の持続可能な発展を実現

(126) 2018年12月24日に確定。「지속가능한 미래를 위한 이정표, 지속가능발전목표 수립」2018.12.24. 환경부 웹사이트 <<http://me.go.kr/home/web/board/read.do?pagerOffset=3760&maxPageItems=10&maxIndexPages=10&searchKey=&searchValue=&menuId=10525&orgCd=&boardId=931600&boardMasterId=1&boardCategoryId=&decorator=>>; 「국가지속가능발전목표 (K-SDGs)」2021.5.17. 대한민국 정책브리핑 웹사이트 <<https://www.korea.kr/special/policyCurationView.do?newsId=148867900>>; 康一字「K-SDGsの目標設定及び進行経過の紹介」『東和知財研究』13(1), 2021.4, pp.64-67. <<http://www.towa-patent.com/japanese/institute/journal/2021/001/64-67.pdf>>

(127) 「[2113765] 지속가능발전기본법안 (대안) (정무위원장)」의안정보시스템 웹사이트 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_W2Q1G1B1M2L5W1N1O1J4D2P2Y2H5M3>

(128) 「지속가능발전 기본법 (법률 제 18708 호)」前掲注(99)

(129) 次の規定は2022年3月25日に施行される。「従前の「低炭素グリーン成長基本法」によって策定された持続可能発展基本計画は、本法による国家基本戦略が最初に策定されるときまでは、本法による国家基本戦略とみなす。」（持続可能発展基本法（法律第18708号）附則第3条）

(130) 附則第2条の規定による。

(131) 「지속가능발전법 (법률 제 17326 호)」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=218231&ancYd=20200526&ancNo=17326&efYd=20200526&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(132) 文在寅政府では、「包容的福祉国家」、「革新的包容国家」等の国家ビジョンが出されている。「혁신적 포용국가」2021.6.7. 대한민국 정책브리핑 웹사이트 <<https://www.korea.kr/special/policyCurationView.do?newsId=148855401>>; 「혁신적 포용국가란? 개념과 필요성」 혁신적 포용국가 웹사이트 <<http://www.inclusivekorea.go.kr/info1000.jsp>>; 金淵明「文在寅政府「包容国家」ビジョンと戦略 国民の暮らしを変える包容と革新の社会政策」『東京大学コリア・コロキウム講演記録』東京大学大学院人文社会系研究科韓国朝鮮文化研究室編2018, pp.65-114; 奥田聡「世界情勢所得主導成長から「包容国家」へ—韓国・文在寅政権のパラダイムシフト—」『経営センサー—産業と経営の情報誌—』No.212, 2019.5, pp.11-15.

(133) 「持続可能な発展は、次の各号の基本原則に沿って推進されなければならない。1. 持続可能な開発目標等、持続可能な発展に関する国際的規範又は合意事項を遵守・履行し、持続可能な開発目標を実現するため努力する。2. 各種政策及び計画は、経済・社会・環境の調和のとれた発展に及ぼす影響を総合的に考慮し、策定する。3. 革新的成長を通じて新たな技術知識を生産し、良質の雇用を創出することができるよう経済体制を構築し、持続可能な経済成長を促進する。4. 経済発展及び環境保全の過程で発生する可能性がある社会的不平等を解消し、世代間の公平性を追求する包容的社會制度を構築し、持続可能発展過程で誰も遅れ、又は疎外されないようにしなければならない。5. 生態学的基盤を保護することができるよう、土地利用及び生産システムを開発・整備し、エネルギー及び資源利用の効率性を高め、資源循環及び環境保全を促進する。6. 各種持続可能な発展政策の策定・実

することを目的とする」ものである（第1条）。第3条に基本原則として7項目⁽¹³³⁾を定め、持続可能な発展は、この7項目の基本原則に沿って推進されなければならないとした。

(ii) 持続可能な発展に関する国家基本戦略及び地方基本戦略

政府は、20年を単位とする「持続可能発展国家基本戦略」（国家基本戦略）を策定し、履行しなければならない。経済的・社会的・環境的な与件の変化を考慮して5年ごとに再検討し、整備しなければならない（第7条）。地方自治体の長は、20年を単位とする「持続可能発展地方基本戦略」（地方基本戦略）を策定し、履行し、管轄地域の経済的・社会的・環境的な与件の変化を考慮して5年ごとに再検討し、整備しなければならない（第8条）。また、中央行政機関の長は、5年ごとに中央推進計画を策定し、履行しなければならない（第9条）。

(iii) 持続可能性評価及び報告書

国及び地方自治体は、持続可能な開発目標⁽¹³⁴⁾を反映し、国及び地方次元の「持続可能発展指標」を開発し、普及させなければならない（第15条）。

(iv) 持続可能な発展に関する国家委員会及び地方委員会の設置

大統領の所屬下に「持続可能発展国家委員会」（国家委員会）を置き（第17条）、国家委員会は、国家基本戦略の策定・変更に関する事項その他の審議を行う（第19条）。また、地方自治体の長の所屬下に「持続可能発展地方委員会」（地方委員会）を置き、地方委員会は、地方基本戦略の策定・変更に関する事項その他の審議を行う（第20条）。中央行政機関の長又は地方自治体の長は、所屬公務員のうちから「持続可能発展責任官」を指定することができる（第22条）。

(v) 施策

持続可能な経済成長（第23条）、包容的社会の具現（第24条）、生態・環境及び気候危機対応（第25条）、利害関係者協力等（第26条）の規定が置かれた。また、国、地方自治体、国家委員会及び地方委員会は、持続可能な発展のために相互緊密に協力しなければならない（第26条）。

おわりに

炭素中立基本法が制定された後、2021年11月11日に施行令制定案の立法予告⁽¹³⁵⁾が開始され⁽¹³⁶⁾、2022年3月25日に「気候危機対応のための炭素中立・グリーン成長基本法施行令（大

施過程に利害当事者及び専門家、そして国民の参加を保障する。7. 国内の経済発展のため、他国の環境及び社会正義を阻害せず、全地球的次元の持続可能な開発目標を実現するため、国際的協力を強化する。」（持続可能発展基本法（法律第18708号）第3条）

(134) 2015年に国連で採択された Sustainable development Goals (SDGs)。持続可能発展基本法（法律第18708号）第2条第5号。“The Sustainable Development Agenda”. United Nations website <<https://www.un.org/sustainabledevelopment/development-agenda/>>

(135) 「委員長は、幹事と協議して回付された法律案（体系・字句審査のために法制司法委員会に回付された法律案は除く。）の立法趣旨及び主要内容等を国会公報又は国会インターネットホームページ等に掲載する方法等により立法予告しなければならない。」「国会法（法律第18192号）」（「국회법（법률 제 18192 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=232301&ancYd=20210518&ancNo=18192&efYd=20220530&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）第82条の2第1項（部分）；「法令等を制定・改正又は廃止（以下「立法」という。）しようとする場合には、当該立法案を準備した行政庁は、これを予告しなければならない。」「行政手続法（法律第18748号）」（「행정절차법（법률 제 18748 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=239291&ancYd=20220111&ancNo=18748&efYd=20230324&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）第41条第1項（部分）；「입법예고」의사국『쉽게 풀어쓴 의회용어』국회사무처, 2018.7, p.396.

(136) 「기후위기 대응을 위한 탄소중립·녹색성장 기본법 시행령 제정안 입법예고」2021.11.11. 국민참여입법센터

統領令第 32557 号)」⁽¹³⁷⁾ が公布され、一部を除き同日施行された⁽¹³⁸⁾。

2021 年 12 月 14 日には、炭素中立基本法の一部改正法案が国会に提出された⁽¹³⁹⁾。この改正案は、IPCC の報告書の発表⁽¹⁴⁰⁾ の内容を踏まえ、業務評価反映に関する規定（案第 79 条の 2）を新設するものである。

さらに、2022 年 2 月 28 日、別途の一部改正法案が提出された⁽¹⁴¹⁾。この改正案は、第 58 条の 2 を新設し、「政府は、グリーン産業全般に金融支援を活性化させるための金融機関間の協議体を構成・運営することができる」（案第 58 条の 2 第 1 項）との規定を置くものである。

また、2022 年 3 月 9 日の第 20 代大統領選挙で「国民の力」の尹錫悦（ユン・ソンニョル）候補が当選し、同月構成された第 20 代大統領職引継委員会⁽¹⁴²⁾ は、2022 年 4 月 12 日、文在寅政権の炭素中立関連政策を踏まえた今後の方針に関する報道資料を発表した⁽¹⁴³⁾。

これまで韓国国内で、また国際的に行われてきた気候変動等に関する施策を踏まえ、温室効果ガス削減目標の達成に向けて、今後新法の下でどのような施策がなされていくのか、またその成果が、注目される。

参考文献

- ・「온실가스 감축」2021.11.8. 대한민국 정책브리핑ウェブサイト <<https://www.korea.kr/special/policyCurationView.do?newsId=148867400>>
- ・日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部ソウル事務局『韓国の気候変動対策と産業・企業の対応』2021.4. 日本貿易振興機構ウェブサイト <https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/111cf89ab6c5c2af/20210009.pdf>
- ・い・すうちよる「韓国の低炭素緑色成長政策およびグリーン・ニューディール事業推進計画」『サステイナブルマネジメント』9(1), 2009.11, pp.3-18.
- ・Kyungrock Ye 「韓国のグリーンニューディール事業一水と共にする国土再創造」『土木技術資料』51(7), 2009.7, pp.34-37.
- ・Kyungrock Ye 「韓国における緑色成長ビジョンと国土管理の方向」『土木技術資料』51(7), 2009.7, pp.38-41.

ウェブサイト <<https://opinion.lawmaking.go.kr/gcom/ogLmPp/65991?opYn=Y&lsClsCd=AA0102&cptOfiOrgCd=1480000&isOgYn=Y&edYdFmt=2021.+12.+14.&stYdFmt=2021.+6.+1.&btnType=1>>

- (137) 前掲注 (75); 当間正明「カーボンニュートラル基本法施行令が国務会議で承認、国民参加型事業も実施」『ビジネス短信』2022.3.25. 日本貿易振興機構ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/03/734659ebee76fe86.html>>
- (138) 同大統領令附則第 1 条ただし書の規定により、第 64 条から第 69 条までの規定は公布日に施行し、第 53 条及び第 63 条の規定は 2022 年 7 月 1 日に、第 15 条の規定は 2022 年 9 月 25 日に施行される。
- (139) 「[2113890] 기후위기 대응을 위한 탄소중립·녹색성장 기본법 일부개정법률안 (유익동의원 등 13 인)」의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_V2F1U1Y2X0G8L111N1C9U2E1B2N0W8>
- (140) “Climate Change 2021: The Physical Science Basis”. IPCC website <<https://www.ipcc.ch/report/sixth-assessment-report-working-group-i/>>; 「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 6 次評価報告書第 I 作業部会報告書（自然科学的根拠）の公表について」2021.8.9. 環境省ウェブサイト <<http://www.env.go.jp/press/109850.html>>
- (141) 「[2114835] 기후위기 대응을 위한 탄소중립·녹색성장 기본법 일부개정법률안 (이장섭의원 등 10 인)」의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_U2E2N0A2L0E9F1H4W4N0Z4M0F9Q2K9>
- (142) 大統領当選人を補佐し、大統領職引継に関連する業務を担当するために置かれ、大統領の任期開始日以後 30 日以内の範囲で存続する。「大統領職引継に関する法律（法律第 14839 号）」（「대통령직 인수에 관한 법률(법률 제 14839 호)」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=195072&ancYd=20170726&ancNo=14839&efYd=20170726&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>) 第 6 条。なお、「引継」の部分の原文は、「인수(引受)」。
- (143) 「[보도자료] 문재인 정부의 탄소중립정책, 온실가스 배출은 오히려 늘고 전기요금 압박은 가중. 연평균 GDP 0.5%p 감소 요인으로 작용 윤석열 정부, 탄소중립 목표 이어 가되 대대적 정책전환 불가피」2022.4.12. 제 20 대 대통령직 인수위원회ウェブサイト <<https://20insu.go.kr/news/153>>

- ・ 이·유진, 高野聡訳「韓国のグリーンニューディール」『原子力資料情報室通信』 554号, 2020.8.1, pp.4-6.
- ・ 박시원 「기후위기 적응 정책과 기후정의의 문제—최근 발의된 기후위기대응법안들을 중심으로—」『환경법연구』 43(1), 2021.4, pp.39-81.
- ・ 이혜경 「기후변화 대응을 위한 온실가스 감축 논의 현황과 시사점」『국제관계 동향과 분석』 제 36 호, 2020.2.18. 국회입법조사처ウェブサイト <<https://www.nars.go.kr/report/view.do?page=5&cmsCode=CM0158&categoryId=&searchType=TITLE&searchKeyword=&brdSeq=27336>>

(なかむら ほのか)

気候危機対応のための炭素中立・グリーン成長基本法

기후위기 대응을 위한 탄소중립·녹색성장 기본법
(2021年9月24日制定 法律第18469号 2022年3月25日施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 中村 穂佳訳

【目次】

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 国家ビジョン及び温室効果ガス削減目標等（第7条～第9条）
- 第3章 国家炭素中立グリーン成長基本計画の策定等（第10条～第14条）
- 第4章 2050炭素中立グリーン成長委員会等（第15条～第22条）
- 第5章 温室効果ガス削減施策（第23条～第36条）
- 第6章 気候危機適応施策（第37条～第46条）
- 第7章 公正な移行⁽¹⁾（第47条～第53条）
- 第8章 グリーン成長施策（第54条～第64条）
- 第9章 炭素中立社会への移行及びグリーン成長の拡散（第65条～第68条）
- 第10章 気候対応基金の設置及び運用（第69条～第74条）
- 第11章 補則（第75条～第83条）
- 附則（第1条～第10条）

第1章 総則

第1条（目的）

本法律⁽²⁾は、気候危機の深刻な影響を予防するため、温室効果ガスの削減及び気候危機適応対策を強化し、炭素中立社会への移行過程において発生する可能性のある経済的・環境的・社会的不平等を解消し、グリーン技術及びグリーン産業の育成・促進・活性化を通じて経済及び環境の調和のとれた発展を図ることで、現在の世代及び未来の世代の生活の質を高め、生態系及び気候体系を保護し、国際社会の持続可能な発展に資することを目的とする。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年4月26日である。[]内の語句は、訳者による補記である。本稿における韓国の法令の参照は、特に断りがない限り、法制処の国家法令情報センター（국가법령정보센터）ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/main.html>> から当該法令を閲覧したものである。また、本稿において、韓国語の「감축（減縮）」に当たる部分は、「削減」と訳出した。なお、1994年に発効した「気候変動に関する国際連合枠組条約（気候変動枠組条約）」（平成6年条約第6号）に関して、韓国語表記では「기후변화에 관한 국제연합 기본협약（気候変化に関する国際連合基本協約）」と表記されるが、本稿では、この条約名については、書誌及び直接引用、直訳の部分を除き「気候変動枠組条約」と表記する。

(1) 原文では「정의로운 전환（正義感のある／正当な転換）」であるが、日本において“Just Transition”が「公正な移行」と訳出されることに合わせ、本稿では「公正な移行」と訳出する。

(2) 「기후위기 대응을 위한 탄소중립·녹색성장 기본법（법률 제 18469 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=235581&ancYd=20210924&ancNo=18469&efYd=20220325&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 後述の附則第1条ただし書の規定により、第69条から第74条までの規定は2022年1月1日から施行し、第53条及び第68条は、2022年7月1日から施行し、第23条は2022年9月25日から施行する。

第2条（定義）

本法律において使用する用語の定義は、次のとおりである。

1. 「気候変化」⁽³⁾とは、人の活動により温室効果ガスの濃度が変化することで、相当期間観察されてきた自然的な気候変動に追加的に起こる気候体系の変化をいう。
2. 「気候危機」とは、気候変化が極端な天候のみならず水不足、食糧不足、海洋酸性化、海面上昇、生態系崩壊等人類文明に回復することのできない危険を招き、画期的な温室効果ガス削減が必要な状態をいう。
3. 「炭素中立」とは、大気中に排出・放出又は漏出される温室効果ガスの量から温室効果ガス吸収の量を相殺した、純排出量がゼロになる状態をいう。
4. 「炭素中立社会」とは、化石燃料に対する依存度を低くし、又はなくし、気候危機適応及び公正な移行のための財政・技術・制度等の基盤を構築することで、炭素中立を円滑に達成し、その過程で発生する被害及び副作用を予防し、及び最小化することができるようにする社会をいう。
5. 「温室効果ガス」とは、赤外線輻射熱を吸収し、又は再放出し、温室効果を誘発する大気中のガス状態の物質であって、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、亜酸化窒素（N₂O）、水素フッ化炭素（HFCs）、過フッ化炭素（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）及びその他大統領令で定める物質をいう。
6. 「温室効果ガス排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出・放出又は漏出させる直接排出及び他の者から供給された電気又は熱（燃料又は電気を熱源とするもののみ該当する。）を使用することで温室効果ガスが排出されるようにする間接排出をいう。
7. 「温室効果ガス削減」とは、気候変化を緩和又は遅延させるため、温室効果ガス排出量を減らし、又は吸収する全ての活動をいう。
8. 「温室効果ガス吸収」とは、土地利用、土地利用の変化及び林業活動等により大気から温室効果ガスが除去されることをいう。
9. 「新・再生エネルギー」とは、「新エネルギー及び再生エネルギー開発・利用・普及促進法」⁽⁴⁾第2条第1号及び第2号による新エネルギー及び再生エネルギーをいう。
10. 「エネルギー転換」とは、エネルギーの生産、伝達、消費に至るシステム全般を、気候危機対応（温室効果ガス削減、気候危機適応及び関連基盤の構築等気候危機に対応するための一連の活動をいう。以下、同様。）及び環境性・安全性・エネルギー安保・持続可能性を追求するよう転換することをいう。
11. 「気候危機適応」とは、気候危機に対する脆弱性を減らし、気候危機による健康被害及

(3) 韓国国立気象科学院のウェブサイトでは、「기후변화（気候変化）」及び「기후변동（気候変動）」を区別しており（「기후변동, 기후변화, 지구온난화」 국립기상과학원ウェブサイト <http://www.nims.go.kr/?sub_num=830>）、本法律第2条第1号と同様の内容の規定が「저탄소 녹색성장 기본법（법률 제 16646 호）」<<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=211627&ancYd=20191126&ancNo=16646&efYd=20200527&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）でも見られるため、本翻訳では「気候変化」「気候変動」について、法律原文のとおり訳出する。同法第2条第12号。

(4) 「신에너지 및 재생에너지 개발·이용·보급 촉진법（법률 제 18095 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=231683&ancYd=20210420&ancNo=18095&efYd=20211021&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

び自然災害に対する適応能力並びに回復力を高める等、現在現れている、又は未来に現れると予想される気候危機の波及効果及び影響を最小化し、又は有益な機会として促進する全ての活動をいう。

12. 「気候正義」とは、気候変化を引き起こす温室効果ガスの排出に対する社会階層ごとの責任が異なることを認め、気候危機を克服する過程で全ての利害関係者が意思決定過程に同等かつ実質的に参加し、気候変化に対する責任に従って炭素中立社会への移行の負担及びグリーン成長の利益を公正に分配し、社会的・経済的及び世代間の平等を保障することをいう。
13. 「公正な移行」とは、炭素中立社会に移行する過程において、直接的・間接的被害を受ける可能性のある地域又は産業の労働者、農業従事者、中小商工人⁽⁵⁾等を保護し、移行過程で発生する負担を社会的に分担し、脆弱階層⁽⁶⁾の被害を最小化する政策方向性をいう。
14. 「グリーン成長」とは、エネルギー及び資源を節約し、効率的に使用し、気候変化及び環境毀損⁽⁷⁾を減らし、清浄エネルギー及びグリーン技術の研究開発を通じて新たな成長動力を確保し、新しい雇用を創出していく等、経済及び環境が調和する成長をいう。
15. 「グリーン経済」とは、化石エネルギーの使用を段階的に縮小し、グリーン技術及びグリーン産業を育成することで、国家競争力を強化し、持続可能な発展を追求する経済をいう。
16. 「グリーン技術」とは、気候変化対応技術（「気候変化対応技術開発促進法」第2条第6号による気候変化対応技術⁽⁸⁾をいう。）、エネルギー利用効率化技術、清浄生産技術⁽⁹⁾、新・

(5) 小商工人については、後掲注(75)を参照。

(6) 「脆弱階層」は、「社会的企業育成法（法律第11275号）」（「사회적기업 육성법（법률 제 11275 호）」〈<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=122694&ancYd=20120201&ancNo=11275&efYd=20120802&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第2条第2号）では、「自身に必要な社会サービスを市場価格で購入することに困難があり、又は労働市場の通常条件において就業が特に困難な階層をいい、その具体的な基準は大統領令で定める」と定義される。これを受け、「社会的企業育成法施行令（大統領令第29293号）」（「사회적기업 육성법 시행령（대통령령 제 29293 호）」〈<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=205184&ancYd=20181120&ancNo=29293&efYd=20190101&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第2条）でその詳細を定めている。また、その他関連して、「安全脆弱階層」、「知識情報脆弱階層」等の用語も使用される。「災難及び安全管理基本法（法律第18685号）」（「재난 및 안전관리 기본법（법률 제 18685 호）」〈<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=238811&ancYd=20220104&ancNo=18685&efYd=20230105&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）第31条の2;「図書館法施行令（大統領令第31772号）」（「도서관법 시행령（대통령령 제 31772 호）」〈<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=232797&ancYd=20210615&ancNo=31772&efYd=20210623&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）第21条

(7) 「환경훼손（環境毀損）」の訳については、韓国六法編集委員会編『現行韓国六法 改訂版』ぎょうせい、2019、pp.1501-1518に掲載された「環境政策基本法（法律第17857号）」（「환경정책기본법（법률 제 17857 호）」〈<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=228151&ancYd=20210105&ancNo=17857&efYd=20210706&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）第3条第5号等における訳を参照した。

(8) 「気候変化対応技術」とは、次の各目のいずれかに該当するものをいう。イ. 温室効果ガス削減に関する技術であって、科学技術情報通信部令で定める技術 ロ. 気候変化適応に寄与する技術であって、科学技術情報通信部令で定める技術（「기후변화대응 기술개발 촉진법（법률 제 18469 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=235615&ancYd=20210924&ancNo=18469&efYd=20220325&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第2条第6号）

(9) 「清浄生産技術」とは、製品の設計・生産工程等の生産過程において環境汚染を除去し、又は減らすための技術及びグリーン製品を生産するための技術をいう。（「환경친화적 산업구조로의 전환촉진에 관한 법률（법률 제 18506 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=236299&ancYd=20211019&ancNo=18506&efYd=20220420&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）第2条第1項）

再生エネルギー技術、資源循環（「資源循環基本法」第2条第1号による資源循環⁽¹⁰⁾をいう。以下、同じ。）及び親環境⁽¹¹⁾技術（関連融合技術を含む。）等、社会・経済活動の全過程にわたって化石エネルギーの使用を代替し、エネルギー及び資源を効率的に使用し炭素中立を成し遂げ、グリーン成長を促進するための技術をいう。

17. 「グリーン産業」とは、温室効果ガスを排出する化石エネルギーの使用に替わり、エネルギー及び資源使用の効率を高め、環境を改善することができる財の生産及びサービスの提供等を通じて炭素中立を成し遂げ、グリーン成長を促進するための全ての産業をいう。

第3条（基本原則）

炭素中立社会への移行及びグリーン成長は、次の各号の基本原則に従って推進されなければならない。

1. 未来世代の生存を保障するため、現在の世代が負わなければならない責任という世代間衡平性の原則及び持続可能な発展の原則に立脚する。
2. 汎地球的な気候危機の深刻性及びそれに対応する国際的な経済環境の変化に対する合理的認識に基づき、総合的な危機対応戦略として炭素中立社会への移行及びグリーン成長を推進する。
3. 気候変化に対する科学的予測及び分析に基づき、気候危機に影響を及ぼし、又は気候危機から影響を受ける全ての領域及び分野を包括的に考慮し、温室効果ガスの削減及び気候危機適応に関する政策を策定する。
4. 気候危機による責任及び利益が、社会全体に均衡のとれた形で分配されるようにする気候正義を追求することにより、気候危機と社会的不平等を同時に克服し、炭素中立社会への移行過程で被害を受ける可能性のある脆弱な階層・部門・地域を保護する等、公正な移行を実現する。
5. 環境汚染又は温室効果ガス排出による経済的費用が財又はサービスの市場価格に合理的に反映されるよう租税体系及び金融体系等を改正し、汚染者負担の原則が具現されるよう努める。
6. 炭素中立社会への移行を通じて気候危機を克服すると同時に、潜在成長力及び競争力が高いグリーン技術及びグリーン産業に対する投資及び支援を強化することで、国家の成長動力を拡充し、国際競争力を強化し、雇用を創出する機会として活用するようにする。
7. 炭素中立社会への移行及びグリーン成長の推進過程で全ての国民の民主的参加⁽¹²⁾を保障する。
8. 気候危機が人類共通の問題であるという認識の下、地球平均気温の上昇を産業化⁽¹³⁾以

(10) 「資源循環」とは、環境政策上の目的を達成するため、必要な範囲内で廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物を適正に再活用又は処理（「廃棄物管理法」第2条第6号による最終処分をいう。以下、同様。）する等、資源の循環過程を環境親和的に利用・管理することをいう。（「자원순환기본법（법률 제 17326 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=218223&ancYd=20200526&ancNo=17326&efYd=20200526&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第2条第1号）

(11) 環境にやさしい。環境親和的。「親環境農業」等の語が使用される。岩澤聡「韓国の親環境農業」『レファレンス』No.644. 2004.9, pp.43-59. 〈https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999928_po_064403.pdf?contentNo=1>

(12) 原文では「참여（参与）」。

(13) 外務省ウェブサイトに掲載のパリ協定の訳では、「工業化」と訳される。「パリ協定」2016.12.8. 外務省ウェブサイト 〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000197312.pdf>> 第2条第1項(a)

前と比較し最大摂氏 1.5 度に制限するための国際社会の努力に積極的に加わり、開発途上国の環境及び社会正義を阻害せず、気候危機対応を支援するための協力を強化する。

第 4 条（国及び地方自治体の責務）

- ① 国及び地方自治体は、経済・社会・教育・文化等全ての部門に、第 3 条の規定による基本原則が反映され得るよう努めなければならない。関係法令の改善並びに財政投資、施設及びシステムの構築等、諸般の条件を整備しなければならない。
- ② 国及び地方自治体は、各種計画の策定及び事業の執行過程において気候危機に及ぼす影響及び経済と環境の調和のとれた発展等を総合的に考慮しなければならない。
- ③ 地方自治体は、炭素中立社会への移行及びグリーン成長の推進のための対策を策定・実施するとき、当該地方自治体の地域的特性及び与えられた条件等を考慮しなければならない。
- ④ 国及び地方自治体は、気候危機対応政策を定期的に点検して履行〔した〕成果を評価し、国際協議の動向及び主要国家及び地方自治体の政策を分析し、綿密な対策を整備しなければならない。
- ⑤ 国及び地方自治体は、「公共機関の運営に関する法律」⁽¹⁴⁾ 第 4 条の規定による公共機関（以下「公共機関」という。）、事業者及び国民が温室効果ガスを効果的に削減し、気候危機適応能力を強化することができるよう、必要な措置を講じなければならない。
- ⑥ 国及び地方自治体は、気候正義及び公正な移行の原則に従い気候危機から国民の安全及び財産を保護しなければならない。
- ⑦ 国及び地方自治体は、気候変化現象に対する科学研究及び影響予測等を推進し、国民及び事業者に関連情報を透明性をもって提供し、これらの者が意思決定過程に積極的に参加し、協力することができるよう、保障しなければならない。
- ⑧ 国及び地方自治体は、炭素中立社会への移行及びグリーン成長の推進のための国際的な努力に能動的に参加し、開発途上国に対する政策的・技術的・財政的支援等気候危機対応のための国際協力を積極的に推進しなければならない。
- ⑨ 国及び地方自治体は、炭素中立社会への移行及びグリーン成長の推進等の気候危機対応に必要な専門人材の養成に努めなければならない。

第 5 条（公共機関、事業者及び国民の責務）

- ① 公共機関は、炭素中立社会への移行のための国及び地方自治体の施策に積極的に協力し、第 66 条第 4 項の規定によるグリーン製品の優先購入等を通じてグリーン技術・グリーン産業に対する投資及び雇用の拡大を誘導し、予算の策定及び執行、事業の選定及び推進等、全ての活動において気候危機に及ぼす影響を最小化するよう努めなければならない。
- ② 事業者は、第 55 条の規定によるグリーン経営を通じて、事業活動による温室効果ガス排出を最小化し、グリーン技術の研究開発及びグリーン産業に対する投資及び雇用の拡大するよう努めなければならない。国及び地方自治体の施策に参加し、協力しなければならない。
- ③ 国民は、家庭、学校及び事業場等において、第 67 条第 1 項の規定によるグリーン生活を積極的に実践し、国及び地方自治体の施策に参加し、協力しなければならない。

(14) 「공공기관의 운영에 관한 법률 (법률 제 18795 호)」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=239979&ancYd=20220203&ancNo=18795&efYd=20220804&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

第6条（他の法律との関係）

炭素中立社会への移行及びグリーン成長の推進に関して、他の法律に特別な規定がある場合を除いては、本法律に定めるところに従う。

第2章 国家ビジョン及び温室効果ガス削減目標等

第7条（国家ビジョン及び国家戦略）

- ① 政府は、2050年までに炭素中立を目標とし、炭素中立社会に移行し、環境及び経済の調和のとれた発展を図ることを国家ビジョンとする。
- ② 政府は、第1項の規定による国家ビジョン（以下「国家ビジョン」という。）を達成するため、次の各号の事項を含む国家炭素中立グリーン成長戦略（以下「国家戦略」という。）を策定しなければならない。
 1. 国家ビジョン等政策目標に関する事項
 2. 国家ビジョンの達成のための部門別戦略及び重点推進課題
 3. 環境・エネルギー・国土・海洋等関連政策との連携に関する事項
 4. その他資金⁽¹⁵⁾調達、租税・金融、人材養成、教育・広報等、炭素中立社会への移行のために必要であると認められる事項
- ③ 政府は、国家戦略を策定・変更しようとする場合、公聴会の開催等を通じて、関係専門家、地方自治体、利害関係者等の意見を聞き、これを反映するよう努めなければならない。
- ④ 国家戦略を策定し、又は変更する場合には、第15条第1項の規定による2050炭素中立グリーン成長委員会（以下「委員会」という。）の審議を経た後、国務会議⁽¹⁶⁾の審議を経なければならない。ただし、大統領令で定める軽微な事項を変更する場合には、委員会及び国務会議の審議を省略することができる。
- ⑤ 政府は、技術的条件及び見通し、社会的条件等を考慮し、国家戦略を5年ごとに再検討し、必要な場合これを変更しなければならない。
- ⑥ 第2項から第5項までの規定による国家戦略の内容及び策定・変更手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第8条（中長期国家温室効果ガス削減目標等）

- ① 政府は、国家温室効果ガス排出量を2030年までに、2018年の国家温室効果ガス排出量比35%以上の範囲で、大統領令で定める比率⁽¹⁷⁾〔分〕ほどを削減することを、中長期国家温室効果ガス削減目標（以下「中長期削減目標」という。）とする。

(15) 原文では「재원（財源）」。

(16) 「①国務会議は、政府の権限に属する重要な政策を審議する。②国務会議は、大統領・国務総理及び15人以上30人以下の国務委員で構成する。」（「大韓民国憲法（憲法第10号）」（「대한민국헌법（헌법 제10호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=61603&ancYd=19871029&ancNo=00010&efYd=19880225&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）第88条第1項、第2項）また、国務総理は、国会の同意を得て大統領が任命する職で、大統領を補佐し、行政に関し大統領の命を受けて行政各部を統括する。大韓民国憲法（憲法第10号）第86条第1項、同条第2項。国務委員は、国務総理の推薦により、大統領が任命する職である。大韓民国憲法（憲法第10号）第87条第1項。

(17) 40%。（「気候危機対応のための炭素中立・グリーン成長基本法施行令（大統領令第32557号）」（炭素中立基本法施行令）（「기후위기 대응을 위한 탄소중립·녹색성장 기본법 시행령（대통령령 제32557호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=241485&ancYd=20220325&ancNo=32557&efYd=20220925&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）第3条第1項）

- ② 政府は、中長期削減目標を達成するため、産業、建築物、輸送、発電、廃棄物等、部門別の温室効果ガス削減目標（以下「部門別削減目標」という。）を設定しなければならない。
- ③ 政府は、中長期削減目標及び部門別削減目標の達成のため、国家全体及び各部門に対する年度別の温室効果ガス削減目標（以下「年度別削減目標」という。）を設定しなければならない。
- ④ 政府は、「パリ協定」⁽¹⁸⁾（以下「協定」という。）等国内外の与えられた条件を考慮して中長期削減目標、部門別削減目標及び年度別削減目標（以下「中長期削減目標等」という。）を5年ごとに再検討し、必要な場合、協定第4条の前進⁽¹⁹⁾の原則に従い、これを変更し、又は新たに設定しなければならない。ただし、社会的・技術的条件の変化等に従って必要な場合には、5年が経過する前に変更し、又は新たに設定することができる。
- ⑤ 政府は、中長期削減目標等を設定又は変更するときには、次の各号の事項を考慮しなければならない。
 1. 国家中長期温室効果ガス排出・吸収の見通し
 2. 国家ビジョン及び国家戦略
 3. 中長期削減目標等の達成可能性
 4. 部門別温室効果ガス排出及び削減への寄与度
 5. 国家エネルギー政策に及ぼす影響
 6. 国内産業、特に化石燃料依存度が高い業種及び地域に及ぼす影響
 7. 国家財政に及ぼす影響
 8. 温室効果ガス削減等関連技術の見通し
 9. 国際社会の気候危機対応の動向
- ⑥ 政府は、中長期削減目標等を設定・変更する場合には、公聴会の開催等を通じて関係専門家又は利害関係者等の意見を聞き、これを反映するよう努めなければならない。
- ⑦ 第1項から第6項までの規定による中長期削減目標等の設定・変更に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第9条（履行現況の点検等）

- ① 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、中長期削減目標及び部門別削減目標を達成するため、年度別削減目標の履行現況を毎年点検し、その結果報告書を作成し、公開しなければならない。
- ② 第1項の規定による結果報告書には、温室効果ガス排出量が年度別削減目標に合致するかどうか、第1項の規定による点検の結果確認された不振な事項及びその改善事項その他大統領令で定める事項が含まなければならない。
- ③ 第1項の規定による点検の結果、温室効果ガス排出量が年度別削減目標に合致しない場合、当該部門に関する業務を所掌⁽²⁰⁾する行政機関の長は、温室効果ガス削減計画を作成し、委員会に提出しなければならない。

(18) 「パリ協定」2016.12.8. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page24_000810.html>; 「파리협정 (조약 제 2315 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/trtyMInfoP.do?trtySeq=12440&chrClsCd=010202>>

(19) 原文では「진전（進展）」。パリ協定第4条第3項。「パリ協定」同上の日本語訳では、「前進」という訳を当てている。

(20) 原文では「관장（管掌）」。

- ④ 中央行政機関の長、地方自治体の長及び公共機関の長は、第2項の規定による不振な事項又は改善事項がある場合、当該機関の政策等にこれを反映しなければならない。
- ⑤ 第1項の規定による履行現況の点検方法及び結果報告書の公開手続、第3項の規定による温室効果ガス削減計画の提出方法等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第3章 国家炭素中立グリーン成長基本計画の策定等

第10条（国家炭素中立グリーン成長基本計画の策定・実施）

- ① 政府は、第3条の基本原則に従って国家ビジョン及び中長期削減目標等の達成のため、20年を計画期間とする国家炭素中立グリーン成長基本計画（以下「国家基本計画」という。）を5年ごとに策定・実施しなければならない。
- ② 国家基本計画には、次の各号の事項が含まなければならない。
 - 1. 国家ビジョン及び温室効果ガス削減目標に関する事項
 - 2. 国内外の気候変化の傾向及び未来の見通し並びに大気中の温室効果ガスの濃度変化
 - 3. 温室効果ガス排出・吸収現況及び見通し
 - 4. 中長期削減目標等の達成のための部門別・年度別対策
 - 5. 気候変化の監視・予測・影響・脆弱性評価及び災難⁽²¹⁾防止等適応対策に関する事項
 - 6. 公正な移行に関する事項
 - 7. グリーン技術・グリーン産業育成、グリーン金融活性化等グリーン成長施策に関する事項
 - 8. 気候危機対応と関連した国際協議及び国際協力に関する事項
 - 9. 気候危機対応のための国及び地方自治体の協力に関する事項
 - 10. 炭素中立社会への移行及びグリーン成長の推進のための予算⁽²²⁾の規模及び調達方策
 - 11. その他炭素中立社会への移行及びグリーン成長の推進のために必要な事項であって、大統領令で定める事項
- ③ 国家基本計画を策定し、又は変更する場合には、委員会の審議を経た後、国务会議の審議を経なければならない。ただし、大統領令で定める軽微な事項を変更する場合には、委員会及び国务会議の審議を省略することができる。
- ④ 環境部長官は、国家基本計画の策定・実施等に関する業務を支援し、関係中央行政機関の長は、環境部長官が要請する資料を提供する等、最大限協調しなければならない。
- ⑤ 第1項から第3項までの規定による国家基本計画の策定及び変更の方法・手続等に必要な事項は、大統領令で定める。

第11条（市・道計画の策定等）

- ① 特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事及び特別自治道知事（以下「市・道知事」という。）は、国家基本計画及び管轄区域の地域的特性等を考慮し、10年を計画期間とする市・道炭素中立グリーン成長基本計画（以下「市・道計画」という。）を5年ごとに策定・実施

(21) 「災難及び安全管理基本法（法律第18685号）」（「재난 및 안전관리 기본법（법률 제 18685 호）」）<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=238811&ancYd=20220104&ancNo=18685&efYd=20230105&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第3条第1号では、国民の生命、身体、財産及び国家に被害を与え、又は与える可能性がある自然災難及び社会災難を「災難」と定義する。

(22) 原文では「재원（財源）」。

しなければならない。

- ② 市・道計画には、次の各号の事項が含まなければならない。
1. 地域別温室効果ガス排出・吸収現況及び見通し
 2. 地域別中長期温室効果ガス削減目標及び部門別・年度別履行対策
 3. 地域別気候変化の監視・予測・影響・脆弱性評価及び災難防止等適応対策に関する事項
 4. 気候危機が「公有財産及び物品管理法」第2条第1号による公有財産⁽²³⁾に及ぼす影響及び対応方策
 5. 気候危機対応と関連した地域別国際協力に関する事項
 6. 気候危機対応のための地方自治体間協力に関する事項
 7. 炭素中立社会への移行及びグリーン成長の推進のための教育・広報に関する事項
 8. グリーン技術・グリーン産業育成等グリーン成長促進に関する事項
 9. その他炭素中立社会への移行及びグリーン成長の推進のため、市・道知事が必要であると認める事項
- ③ 市・道知事は、市・道計画を策定又は変更する場合には、第22条第1項による2050地方炭素中立グリーン成長委員会（以下「地方委員会」という。）の審議を経なければならない。ただし、大統領令で定める軽微な事項を変更する場合には、審議を省略することができる。
- ④ 市・道知事は、市・道計画が策定又は変更された場合、これを環境部長官に提出しなければならない。環境部長官は、提出を受けた市・道計画を合わせて委員会に報告しなければならない。
- ⑤ 政府は、市・道計画の履行を促進するため、必要な支援施策を整備することができる。
- ⑥ 第1項から第5項までの規定による市・道計画の策定・実施及び変更、提出・報告、支援施策の整備等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第12条（市・郡・区計画の策定等）

- ① 市長・郡守・区庁長（自治区の区庁長をいう。以下、同様。）は、国家基本計画、市・道計画及び管轄区域の地域的特性等を考慮して10年を計画期間とする市・郡・区炭素中立グリーン成長基本計画（以下「市・郡・区計画」という。）を5年ごとに策定・実施しなければならない。
- ② 市・郡・区計画を策定・変更する場合には、第11条第2項・第3項を準用する。この場合、「市・道知事」は、それぞれ「市長・郡守・区庁長」とみなす。
- ③ 市長・郡守・区庁長は、市・郡・区計画が策定又は変更された場合、これを環境部長官及び管轄市・道知事に提出しなければならない。環境部長官は、提出を受けた市・郡・区計画を合わせて委員会に報告しなければならない。
- ④ 政府は、市・郡・区計画の履行を促進するため、必要な支援施策を整備することができる。
- ⑤ 第1項から第4項までの規定による市・郡・区計画の策定・実施及び変更、支援施策の整備等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

(23) 「「公有財産」とは、地方自治体の負担、寄附採納又は法令により地方自治体所有となった第4条第1項各号の財産をいう。」（「공유재산 및 물품 관리법（법률 제 18661 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lInfoP.do?lsiSeq=238277&ancYd=20211228&ancNo=18661&efYd=20220629&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第2条第1号）なお、同法第4条（公有財産の範囲）第1項では、公有財産の範囲を定めている。

第13条（国家基本計画等の推進状況点検）

- ① 委員長は、国家基本計画の推進状況及び主要成果を毎年定性・定量的に点検し、その結果報告書を作成し、公開しなければならない。
- ② 市・道知事及び市長・郡守・区庁長は、市・道計画及び市・郡・区計画の推進状況及び主要成果を毎年定性・定量的に点検し、その結果報告書を作成し、地方委員会の審議を経て市・道計画は環境部長官に、市・郡・区計画の場合は環境部長官及び管轄市・道知事にそれぞれ提出しなければならない。環境部長官は、これを合わせて委員会に報告しなければならない。
- ③ 委員長は、第1項及び第2項の規定による点検の結果、改善が必要な事項に関して関係中央行政機関の長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長に改善意見を提示することができる。この場合、関係中央行政機関の長、市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、特別な事情がない限り当該機関の政策等にこれを反映させなければならない。
- ④ 第1項及び第2項の規定による点検方法及び公開手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第14条（法令制定・改正に伴う通知等）

- ① 中央行政機関の長は、国家ビジョンに影響を及ぼす内容を含む法令を制定・改正若しくは廃止しようとし、又は国家基本計画と関連がある中・長期行政計画を策定・変更しようとするときには、委員会にその内容を通知しなければならない。
- ② 地方自治体の長は、国家ビジョンに影響を及ぼす内容を含む条例を制定・改正若しくは廃止しようとし、又は市・道計画若しくは市・郡・区計画と関連がある行政計画を策定・変更しようとするときには、委員会及び地方委員会にその内容を通知しなければならない。
- ③ 委員会又は地方委員会は、第1項又は第2項の規定によって通知を受けた法令、条例又は行政計画の内容を検討した後、その検討結果を関係中央行政機関の長又は関係地方自治体の長（以下、本条において「関係機関長」という。）に通知しなければならない。
- ④ 委員会又は地方委員会は、第3項の規定による検討に必要であると認める場合、関係機関長に関連資料を提出するよう要請することができる。この場合、関係機関長は、特別な事由がなければ要請に従わなければならない。
- ⑤ 関係機関長は、第3項の規定によって検討結果の通知を受けたときには、当該法令若しくは条例の制定・改正、廃止又は行政計画の策定・変更はその検討内容を適切に反映させなければならない。
- ⑥ 第1項から第4項までの規定による検討対象、方法及び通知手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第4章 2050炭素中立グリーン成長委員会等

第15条（2050炭素中立グリーン成長委員会の設置）

- ① 政府の炭素中立社会への移行及びグリーン成長の推進のための主要政策及び計画並びにその実施に関する事項を審議・議決するため、大統領の下に2050炭素中立グリーン成長委員会を置く。
- ② 委員会は、委員長2人を含めた50人以上100人以内の委員で構成する。
- ③ 委員長は、国務総理及び第4項第2号の委員のうちから大統領が指名する者が務める。

- ④ 委員会の委員は、次の各号に該当する者とする。
1. 企画財務部長官、科学技術情報通信部長官、産業通商資源部長官、環境部長官、国土交通部長官、国務調整室長その他大統領令で定める公務員⁽²⁴⁾
 2. 気候科学、温室効果ガス削減、気候危機予防及び適応、エネルギー・資源、グリーン技術・グリーン産業、公正な移行等の分野に関する学識及び経験が豊富な者のうちから大統領が委嘱する者
- ⑤ 第4項第2号の規定によって委員を委嘱するときには、青年、女性、労働者、農漁業従事者、中小商工人、市民社会団体等多様な社会階層から候補の推薦を受け、又は意見を聞いた後、各社会階層の代表性が反映され得るようにしなければならない。
- ⑥ 委員会の事務を処理させるため幹事委員1人を置き、幹事委員は、国務調整室長が務める。
- ⑦ 委員長がやむを得ない事由により職務を遂行することができないときには、国務総理である委員長があらかじめ定めた委員が、委員長の職務を代行する。
- ⑧ 第4項第2号の委員の任期は2年とし、一回に限り再任することができる。
- ⑨ 第1項から第8項までの規定による委員会の構成及び運営等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第16条（委員会の機能）

委員会は、次の各号の事項を審議・議決する。

1. 炭素中立社会への移行及びグリーン成長の推進のための政策の基本方向性に関する事項
2. 国家ビジョン及び中長期削減目標等の設定等に関する事項
3. 国家戦略の策定・変更に関する事項
4. 第9条の規定による履行現況の点検に関する事項
5. 国家基本計画の策定・変更に関する事項
6. 第13条の規定による国家基本計画、市・道計画及び市・郡・区計画の点検結果及び改善意見の提示に関する事項
7. 第38条及び第39条の規定による国家気候危機適応対策の策定・変更及び点検に関する事項
8. 炭素中立社会への移行及びグリーン成長に関連した法・制度に関する事項
9. 炭素中立社会への移行及びグリーン成長の推進のための予算⁽²⁵⁾の配分方向性及び効率的使用に関する事項
10. 炭素中立社会への移行及びグリーン成長に関連した研究開発、人材養成及び産業育成に関する事項
11. 炭素中立社会への移行及びグリーン成長に関連した国民の理解増進及び広報・[意思]疎通に関する事項
12. 炭素中立社会への移行及びグリーン成長に関連した国際協力に関する事項
13. 他の法律で委員会の審議を経ることとした事項
14. その他委員長が温室効果ガス削減、気候危機適応、公正な移行及びグリーン成長と関

(24) 教育部長官、外交部長官、統一部長官、行政安全部長官、文化体育観光部長官、農林畜産食品部長官、保健福祉部長官、雇用労働部長官、女性家族部長官、海洋水産部長官、中小ベンチャー企業部長官、放送通信委員会（大統領所屬下の中央行政機関）委員長、金融委員会（国務総理所屬下の中央行政機関）委員長、山林庁長及び気象庁長。炭素中立基本法施行令第11条第1項。

(25) 原文では「재원（財源）」。

連して必要であると認める事項

第17条（会議）

- ① 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長を務める。
- ② 委員会の会議は、委員の過半数の出席により開かれ⁽²⁶⁾、出席委員の過半数の賛成により議決する。ただし、大統領令で定める場合⁽²⁷⁾には、書面で審議・議決することができる。

第18条（委員の除斥・忌避・回避）

- ① 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委員会の審議・議決から除斥される。
 1. 委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、当該事案の当事者であり、又はその事件に関して共同の権利者若しくは義務者の関係にあり、若しくはあった場合
 2. 委員が当該事案の当事者と親族であり、又は親族であった場合
 3. 委員が当該事案に関して証言、鑑定、法律諮問を行い、又は行っていた場合
 4. 委員が当該事案に関して当事者の代理人として関与し、又は関与していた場合
- ② 委員に審議・議決の公正を期待することが難しい事情がある場合、当事者は、忌避申請をすることができ、委員会は、議決によりこれを決定する。この場合、忌避申請の対象である委員は、その議決に参加することができない。
- ③ 委員が第1項各号のいずれかの規定による除斥事由に該当する場合には、自ら当該案件の審議を回避しなければならない。

第19条（分科委員会等の設置）

- ① 委員会は、その所管業務を効率的に遂行するため、大統領令で定めるところにより委員会に分科委員会又は特別委員会を置くことができる。
- ② 分科委員会は、委員会の委員で構成し、分科委員会の委員長は分科委員会の委員のうちから互選する。
- ③ 分科委員会又は特別委員会が委員会から委任を受けた事項に関して審議・議決したものは、委員会が審議・議決したものとみなす。
- ④ 分科委員会は、分科別に審議・議決する案件をあらかじめ検討し、委員会から委任を受けた事項を処理するため、専門委員会を置くことができる。
- ⑤ 第1項から第4項までの規定による分科委員会、特別委員会及び専門委員会の構成及び運営に必要な事項は、委員会の議決を経て委員長が定める。

第20条（調査及び意見聴取等）

- ① 委員会は、委員会、分科委員会及び特別委員会の運営のために必要な場合、次の各号の要求又は調査を行うことができる。
 1. 関係中央行政機関の長に対する資料・書類等の提出要求
 2. 利害関係人・参考人又は関係公務員の出席及び意見陳述要求
 3. 関係行政機関等に対する現地調査
- ② 関係中央行政機関の長は、炭素中立社会への移行及びグリーン成長と関連して所属公務員又は関係専門家を委員会に出席させて意見を陳述させ、又は必要な資料を提出することがで

(26) 原文では「개의하고（開議し）」。

(27) 緊急の事由により委員が出席する会議を開催する時間的余裕がない場合、及び天災地変その他やむを得ない事由により委員の出席による議事定足数を満たすことが困難な場合等委員長が特別に必要と認める場合。炭素中立基本法施行令第13条第1項。

きる。

第21条（事務処）

- ① 委員会の事務を処理するため、委員会の下に事務処を置く。
- ② 事務処には、事務処長1人及び必要な職員を置き、事務処長は、政務職公務員⁽²⁸⁾とする。
- ③ その他事務処の組織及び運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

第22条（2050 地方炭素中立グリーン成長委員会の構成及び運営等）

- ① 地方自治体の炭素中立社会への移行及びグリーン成長の推進のための主要政策及び計画並びにその実施に関する事項を審議・議決するため、地方自治体別に2050 地方炭素中立グリーン成長委員会を置くことができる。
- ② 地方委員会は、地方自治体の長と協議し、地方委員会の運営及び業務を支援する事務局を置くことができる。
- ③ 地方委員会の構成、運営及び機能等必要な事項は、条例で定める。
- ④ 市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、地方委員会が設置されなかった場合、第11条第3項（第12条第2項の規定に従って準用される場合を含む。）、第13条第2項、第14条第2項及び第40条第2項・第4項の規定による審議又は通知を省略することができる。

第5章 温室効果ガス削減施策

第23条（気候変化影響評価）

- ① 関係行政機関の長又は「環境影響評価法」⁽²⁹⁾による環境影響評価対象の事業の事業計画を策定し、又は実施する事業者は、同法第9条⁽³⁰⁾・第22条⁽³¹⁾の規定による戦略環境影響評価又は環境影響評価の対象になる計画及び開発事業のうち、温室効果ガスを多量に排出する事業等、大統領令で定める計画及び開発事業⁽³²⁾については、戦略環境影響評価又は環境影響評価を実施するとき、所管政策又は開発事業が気候変化に及ぼす影響又は気候変化により受けることになる影響に対する分析・評価（以下「気候変化影響評価」という。）を含めて実施しなければならない。
- ② 第1項の規定によって気候変化影響評価を実施した計画及び開発事業に対して、関係行政機関の長又は事業者が環境部長官に「環境影響評価法」第16条⁽³³⁾・第27条⁽³⁴⁾の規定による戦略環境影響評価書又は環境影響評価書の協議を要請するときには、気候変化影響評価の検討に対する協議を併せて要請しなければならない。

(28) 選挙により就任し、又は任命するときに国会の同意が必要な公務員、及び高度な政策決定業務を担当し、又はこのような業務を補助する公務員であって法律又は大統領令において政務職と指定する公務員。「国家公務員法（法律第18308号）」（「국가공무원법（법률 제 18308 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=234043&ancYd=20210720&ancNo=18308&efYd=20220121&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）第2条第3項第1号

(29) 「환경영향평가법（법률 제 18432 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=234827&ancYd=20210817&ancNo=18432&efYd=20210817&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(30) 「戦略環境影響評価の対象」。

(31) 「環境影響評価の対象」。

(32) 炭素中立基本法施行令第15条第1項、別表2に定める計画及び開発事業。

(33) 「戦略環境影響評価書の作成及び協議要請等」

(34) 「環境影響評価書の作成及び協議要請等」

- ③ 第2項の規定による協議の要請を受けた環境部長官は、気候変化影響評価の結果を検討しなければならず、必要な情報を収集し、又は事業者に要求する等の措置を採ることができる。
- ④ 第1項の規定による気候変化影響評価の方法、第3項の規定による検討の方法等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

〔施行日：2022年9月25日〕第23条

第24条（温室効果ガス削減認知予算制度）

国及び地方自治体は、関係法律で定めるところに従い、予算及び基金が気候変化に及ぼす影響を分析し、これを国家及び地方自治体の財政運用に反映する温室効果ガス削減認知予算⁽³⁵⁾制度を実施しなければならない。

第25条（温室効果ガス排出権取引制）

- ① 政府は、国家ビジョン及び中長期削減目標等を効率的に達成するため、温室効果ガス排出許容総量を設定し、市場機能を活用し、温室効果ガス排出権を取引する制度（以下「排出権取引制」という。）を運営する。
- ② 排出権取引制の実施のための排出許容量の割当方法、登録・管理方法及び取引所の設置・運営等に関しては、「温室効果ガス排出権の割当及び取引に関する法律」⁽³⁶⁾に従う。

第26条（公共部門温室効果ガス目標管理）

- ① 政府は、国家ビジョン及び中長期削減目標等を達成するため、関係中央行政機関、地方自治体、市・道教育庁、公共機関等大統領令で定める機関（以下、本条において「公共機関等」という。）⁽³⁷⁾に対して、当該機関別に温室効果ガス削減目標を設定することとし、その推進

(35) 「国家財政法」〔국가재정법 (법률 제 18585 호)〕<<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=238017&ancYd=20211221&ancNo=18585&efYd=20230101&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第27条では、「温室効果ガス削減認知予算書」を「予算が温室効果ガス削減に及ぼす影響をあらかじめ分析した報告書」としており、この温室効果ガス削減認知予算書には、温室効果ガス削減についての期待効果、成果目標、効果分析等を含めなければならないとする。この規定は、2021年6月15日の一部改正で新設されており、この一部改正案が国会を通過した同年5月21日の国会の報道資料では、「温室効果ガス削減認知予算は、国家財政が温室効果ガス削減に及ぼす効果を評価し、その結果を予算編成等に反映する制度」とされている。〔국회 본회의, 68년만 가사노동 정상화 ‘가사노동자법’ 등 98건 법안 의결〕2021.5.21. 대한민국 국회 웹사이트 <https://www.assembly.go.kr/assm/notification/news/news01/bodo/bodoView.do?bbs_num=51258&bbs_id=&no=8014¤tPage=861&search_key_n=title_v&search_val_v=&CateGbn=&GbnTitle=N> なお、その他関連して「認知予算」という語は、ジェンダー予算が韓国で「性認知予算 (성인지예산)」と呼ばれる等でも使用されている。森法子・申斗燮「クレア海外通信 海外事務所だより ソウル事務所 世界初! 地方自治体で始まるジェンダー (性認知) 予算制度」『自治体国際化フォーラム』306号, 2015.4, pp.17-19. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11041600_po_05_kaigai01.pdf?contentNo=1>; 「两性平等基本法」〔양성평등기본법 (법률 제 18099 호)〕<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=231691&ancYd=20210420&ancNo=18099&efYd=20211021&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第16条 (性認知予算); 国家財政法第26条 (性認知予算書の作成)。

(36) 「온실가스 배출권의 할당 및 거래에 관한 법률 (법률 제 18469 호)」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=235597&ancYd=20210924&ancNo=18469&efYd=20220325&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(37) 中央行政機関、地方自治体、市・道教育庁、公共機関、「地方公企業法」〔지방공기업법 (법률 제 18747 호)〕<<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=239289&ancYd=20220111&ancNo=18747&efYd=20220712&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第49条による地方公社及び同法第76条による地方公団、「高等教育法」〔고등교육법 (법률 제 17951 호)〕<<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=230347&ancYd=20210323&ancNo=17951&efYd=20220324&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第2条及び第3条による国立大学、公立大学、「韓国銀行法」〔한국은행법 (법률 제 15427 호)〕<<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=202626&ancYd=20180313&ancNo=15427&efYd=20180313&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> による韓国銀行、「金融委員会の設置等に関する法律」〔금융위원회의 설치 등에 관한 법률 (법률 제 18113 호)〕<<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=231779&ancYd=20210420&ancNo=18113&efYd=20210420&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第24条による金融監督院。炭素中立基本法施行令第17条第1項。

状況を指導・監督することができる。

- ② 公共機関等は、第1項の規定による目標を遵守しなければならない、毎年履行実績を政府に提出し、公開しなければならない。
- ③ 政府は、第2項の規定により提出を受けた履行実績に対して、登録簿を作成して体系的に管理しなければならない。
- ④ 政府は、公共機関等の履行実績が第1項の規定による目標に達しない場合、目標達成のために必要な改善を命じることができる。この場合、公共機関等は、改善命令による改善計画を作成し、これを誠実に履行しなければならない。
- ⑤ 国会、法院⁽³⁸⁾、憲法裁判所、選挙管理委員会（以下、本条において「憲法機関等」という。）は、機関別温室効果ガス削減目標を毎年自発的に設定し、履行しなければならない、その実績を政府に通知し、公開しなければならない。この場合、政府は、通知を受けた実績に対して、登録簿を作成し、体系的に管理しなければならない。
- ⑥ 政府は、公共機関等が第1項の規定により設定された目標を達成し、第4項の規定による改善計画を滞りなく⁽³⁹⁾履行することができるようにするため、必要な場合、財政・税制・経営・技術支援、実態調査及び診断、資料・情報の提供並びに関連情報システムの構築等を行うことができ、[また、]憲法機関等が第5項の規定による目標を自発的に設定し、履行することができるようにするため、必要な場合、財政・技術支援、資料及び情報の提供等を行うことができる。
- ⑦ 第1項の規定による温室効果ガス削減目標の設定、第2項の規定による目標の遵守及び履行実績の提出・公開、第3項の規定による登録簿の作成・管理、第4項の規定による改善命令及び履行、第5項の規定による温室効果ガス削減目標の設定、実績の通知・公開及び登録簿の作成・管理等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第27条（管理業者の温室効果ガス目標管理）

- ① 政府は、大統領令で定める基準量以上の温室効果ガスを排出する業者⁽⁴⁰⁾（以下「管理業者」という。）を指定し、大統領令で定める計画期間⁽⁴¹⁾内に達成しなければならない温室効果ガス削減目標を管理業者と協議し、設定・管理しなければならない。
- ② 政府は、管理業者を指定するため、管理業者及び管理業者に該当するものと予想される業者（以下、本条において「予備管理業者」という。）に最近3年間の温室効果ガス排出量算定のための資料を要請することができる。この場合、資料提供の要請を受けた管理業者及び予備管理業者は、特別な事情がなければ要請に従わなければならない。

(38) 日本の裁判所に相当。

(39) 原文では「차질 없이」。

(40) 原文では「업체（業体）」。なお、「大統領令で定める基準量以上の温室効果ガスを排出する業者」とは、最近3年間の年平均温室効果ガス排出総量が5万二酸化炭素相当量トン（tCO₂eq）以上である業者、又は年平均温室効果ガス排出量が1万5千二酸化炭素相当量トン（tCO₂eq）以上の事業場を一つ以上保有している業者をいうと規定される。ここで、「最近3年間」とは、温室効果ガス排出管理業者に指定された年度の直前3年間をいうが、事業期間が3年未満であり、又は事業場の休業等により3年間の資料がない場合には、当該事業期間又は資料保有期間を対象として算定できると定められる。炭素中立基本法施行令第19条第1項、第2項。

(41) 1年。炭素中立基本法施行令第19条第3項。

- ③ 管理業者は、第1項の規定による目標を遵守しなければならない、温室効果ガス排出量明細書（以下「明細書」という。）を「温室効果ガス排出権の割当及び取引に関する法律」第24条の2第1項の規定による外部検証専門機関（以下「検証機関」という。）の検証を受け、政府に提出しなければならない。この場合、政府は、提出を受けた明細書を検討した結果、修正・補完する必要がある場合には、管理業者に対して明細書の修正・補完を要請することができ、管理業者は、特別な事情がなければ要請に従わなければならない。
- ④ 政府は、第3項の規定により提出を受けた明細書を基に登録簿を作成し、体系的に管理しなければならない、管理業者別温室効果ガス排出量、目標達成したか否か等を公開することができる。この場合、管理業者は、その公開により権利又は営業上の秘密が著しく侵害される可能性がある特別な事由がある場合には、非公開を要請することができる。
- ⑤ 政府は、管理業者から第4項後段の規定による情報の非公開要請を受けたときには、審査委員会を構成し、公開するか否かを決定し、その結果を、非公開要請を受けた日から30日以内に当該管理業者に通知しなければならない。
- ⑥ 政府は、管理業者の温室効果ガス削減実績が第1項の規定により設定された目標に達しない場合には、1年以内の範囲で期間を定めて改善を命じることができる。この場合、管理業者は、改善命令に沿った改善計画を作成し、履行しなければならない。
- ⑦ 政府は、管理業者が第1項の規定によって設定された目標を達成し、第6項の規定による改善計画を滞りなく履行することができるようにするため、必要な場合、財政・税制・経営・技術支援、実態調査及び診断、資料・情報の提供並びに関連情報システムの構築等を行うことができる。
- ⑧ 第1項の規定による管理業者の指定及び温室効果ガス削減目標の設定、第3項の規定による目標の遵守及び明細書の提出・修正・補完、第4項の規定による登録簿の管理、情報公開の範囲・方法、非公開要請の方法、第5項の規定による審査委員会の構成・運営及び非公開にするか否かの決定、第6項の規定による改善命令及び履行等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第28条（管理業者の権利及び義務の承継）

- ① 管理業者が合併・分割し、又は当該事業場若しくは施設を譲渡・賃貸した場合、本法律で定める管理業者の権利及び義務は、当該管理業者に属する事業場又は施設が移転するとき、合併・分割後設立された法人又は譲受人・貸借人に承継される。ただし、合併・分割・譲受・賃貸等によりその権利及び義務を承継しなければならない業者がこれを承継しても、第27条第1項の規定による管理業者指定要件に該当しない場合には、この限りでない。
- ② 第1項の規定によって自身の権利及び義務を移転した管理業者は、その移転の原因である合併・分割・譲受・賃貸に関する契約書を作成した日から15日以内にその事実を政府に報告しなければならない。ただし、権利及び義務を移転した管理業者がもはや存立しない場合には、これを承継した業者が報告しなければならない。
- ③ 第1項の規定による権利及び義務の承継、第2項による報告等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第29条（炭素中立都市の指定等）

- ① 国及び地方自治体は、炭素中立関連計画及び技術等を積極的に活用し、炭素中立を空間的に具現する都市（以下「炭素中立都市」という。）を造成するための政策を策定・実施しな

ければならない。

- ② 政府は、次の各号の事業を実施しようとする都市を直接又は地方自治体の長の要請を受けて炭素中立都市に指定することができる。
 1. 都市の温室効果ガス削減及びエネルギー自立率向上のための事業
 2. 都市で第33条第1項の規定による炭素吸収源等を造成・拡充及び改善する事業
 3. 都市内の生態軸⁽⁴²⁾保全及び生態系の復元
 4. 気候危機対応のための資源循環型都市の造成
 5. その他都市の気候危機対応及び炭素中立社会への移行、環境の質の改善のために必要な事業
- ③ 第2項の規定により指定された炭素中立都市を管轄する地方自治体の長は、炭素中立都市造成事業計画を策定・実施しなければならない。
- ④ 政府は、炭素中立都市造成事業の実施のために必要な費用の全部又は一部を補助することができる。
- ⑤ 政府は、第3項の規定による事業計画の策定・実施及び履行点検、調査・研究等を遂行するため、公共機関のうち大統領令で定める機関⁽⁴³⁾を支援機構に指定することができる。

(42) 「生態軸」とは、生物多様性を増進させ、生態系機能の連続性のために生態的に重要な地域又は生態的機能の維持が必要な地域を連結する生態的生息空間をいう。」「自然環境保護法（法律第17846号）」（「자연환경보전법（법률 제 17846 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=228125&ancYd=20210105&ancNo=17846&efYd=20220106&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）第2条第8号）

(43) 「韓国水資源公社法」（「한국수자원공사법（법률 제 18284 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=233101&ancYd=20210615&ancNo=18284&efYd=20220616&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）による韓国水資源公社、韓国環境公団、「韓国環境産業技術院法」（「한국환경산업기술원법（법률 제 13781 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=179525&ancYd=20160119&ancNo=13781&efYd=20161202&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）による韓国環境産業技術院、「国土交通科学技術育成法」（「국토교통과학기술 육성법（법률 제 14545 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=191150&ancYd=20170117&ancNo=14545&efYd=20180118&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）による国土交通科学技術振興院、「韓国土地住宅公社法」（「한국토지주택공사법（법률 제 18835 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=240095&ancYd=20220203&ancNo=18835&efYd=20220203&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）による韓国土地住宅公社、「国家空間情報基本法」（「국가공간정보 기본법（법률 제 17942 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=230207&ancYd=20210316&ancNo=17942&efYd=20220317&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）による韓国国土情報公社、「林業及び山村の振興促進に関する法律」（「임업 및 산촌 진흥촉진에 관한 법률（법률 제 17323 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=218167&ancYd=20200526&ancNo=17323&efYd=20201127&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）第29条の2による韓国林業振興院、「政府出えん研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」（「정부출연연구기관 등의 설립·운영 및 육성에 관한 법률（법률 제 18432 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=234825&ancYd=20210817&ancNo=18432&efYd=20210817&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）による政府出えん研究機関、「科学技術分野政府出えん研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律」（「과학기술분야 정부출연연구기관 등의 설립·운영 및 육성에 관한 법률（법률 제 18796 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=240023&ancYd=20220203&ancNo=18796&efYd=20220629&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）第8条第1項による研究機関。炭素中立基本法施行令第28条第7項。

- ⑥ 政府は、第2項の規定により指定された炭素中立都市が、大統領令で定める指定基準⁽⁴⁴⁾に合わなくなった場合には、その指定を取り消すことができる。
- ⑦ 第2項から第6項までの規定による炭素中立都市の指定及び指定取消し、炭素中立都市造成事業計画の策定・実施、支援機構の指定及び指定取消し等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第30条（地域エネルギー転換の支援）

- ① 政府は、気候危機に対応するため、第3条の基本原則に従って、地域別に新・再生エネルギーの普及・拡大方策を整備する等、地方自治体のエネルギー転換を支援する政策を策定・実施しなければならない。
- ② 政府は、第1項の規定によるエネルギー転換支援政策の実施に必要な費用の全部又は一部を予算の範囲内で地方自治体に補助することができる。

第31条（グリーン建築物の拡大）

- ① 政府は、エネルギー利用効率及び新・再生エネルギーの使用比率が高く温室効果ガス排出を最少化する建築物（以下「グリーン建築物」という。）を拡大するための政策を策定・実施しなければならない。
- ② 政府は、建築物に使用されるエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量を削減するため、大統領令で定める基準以上の建築物⁽⁴⁵⁾に対し、中長期及び期間別目標を設定・管理しなければならない。
- ③ 政府は、建築物の設計・建設・維持管理・解体等の全過程において、エネルギー・資源の消費を最少化し、温室効果ガス排出を削減するために設計基準及び許可・審議を強化する等、設計・建設・維持管理・解体等の段階別対策及び基準を整備し、実施しなければならない。
- ④ 政府は、既存建築物がグリーン建築物に転換されるよう、エネルギー診断及び「エネルギー利用合理化法」第25条⁽⁴⁶⁾の規定によるエネルギー節約事業及び「グリーン建築物造成支援法」第27条の規定によるグリーンリモデリング⁽⁴⁷⁾事業を通じて、温室効果ガス排出を削減する事業を持続的に推進しなければならない。
- ⑤ 政府は、新築され、又は改築される建築物に対しては、電力消費量等エネルギーの消費量を調節・節約することができる知能型の計量器を装着・管理することができる。

(44) 本法律第29条第2項各号の事業の実施を推進すること、炭素中立市・道計画及び炭素中立市・郡・区計画並びに推進事業との連携性が確保されること、事業計画が具体的かつ実現可能であり、温室効果ガス中長期削減目標等の達成に寄与することができること。炭素中立基本法施行令第28条第9項。

(45) 「グリーン建築物造成支援法施行令」（「녹색건축물 조성 지원법 시행령 (대통령령 제 32573 호)」<<https://www.law.go.kr/LSW/lInfoP.do?lsiSeq=241735&ancYd=20220412&ancNo=32573&efYd=20220412&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>) 第11条第1項による建築物。炭素中立基本法施行令第30条第1項。

(46) 「エネルギー節約専門企業の支援」「에너지이용 합리화법 (법률 제 18469 호)」<<https://www.law.go.kr/LSW/lInfoP.do?lsiSeq=235601&ancYd=20210924&ancNo=18469&efYd=20220325&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第25条。

(47) エネルギーの性能向上及び効率改善等のためのリモデリング。「녹색건축물 조성 지원법 (법률 제 18469 호)」<<https://www.law.go.kr/LSW/lInfoP.do?lsiSeq=235587&ancYd=20210924&ancNo=18469&efYd=20220325&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第27条。また、グリーン建築物造成支援法を受けた「グリーンリモデリング支援事業運営等に関する告示（国土交通部告示第2020-510号）」（「그린리모델링 지원사업 운영 등에 관한 고시 (국토교통부고시 제 2020-510 호)」<<https://www.law.go.kr/admRulLsInfoP.do?chrClsCd=010202&admRulSeq=2100000190914>>) 第2条第1号では、「グリーンリモデリング」について、「エネルギーの性能向上及び効率改善等を通じて既存建築物をグリーン建築物に転換する活動をいう」と定義している。

- ⑥ 政府は、中央行政機関、地方自治体、大統領令で定める公共機関及び教育機関等⁽⁴⁸⁾の建築物をグリーン建築物に転換するための履行計画を策定し、第1項から第5項までの規定による施策を適用し、その履行事項を点検・管理しなければならない。
- ⑦ 政府は、大統領令で定めるところにより、一定規模以上の新都市開発又は都市再開発を行う場合には、グリーン建築物を積極的に普及しなければならない。
- ⑧ 政府は、グリーン建築物の拡大のために必要な場合には、大統領令で定めるところにより財政的支援を行うことができる。

第32条（グリーン交通の活性化）

- ① 政府は、効率的なエネルギー使用を促進し、温室効果ガスの排出を最少化する交通体系としてのグリーン交通を活性化するため、大統領令で定めるところにより温室効果ガス削減目標等を設定・管理し、内燃機関車の販売・運行〔を〕縮小〔する〕政策を策定・実施しなければならない。
- ② 政府は、自動車の平均エネルギー消費効率を改善することによりエネルギー節約を図り、自動車排気ガスのうち温室効果ガスを削減することにより、快適かつ適正な大気環境を維持することができるよう、自動車平均エネルギー消費効率基準及び自動車温室効果ガス排出許容基準をそれぞれ定めなければならない。この場合、「大気環境保全法」第46条第1項の規定による自動車製作者⁽⁴⁹⁾は、自動車平均エネルギー消費効率基準及び自動車温室効果ガス排出許容基準のうち一つを選択し、遵守しなければならない。
- ③ 政府は、「環境親和的自動車の開発及び普及促進に関する法律」第2条第3号・第4号・第6号の規定による電気自動車⁽⁵⁰⁾、太陽光自動車⁽⁵¹⁾、水素電気自動車⁽⁵²⁾及び「環境親和的船舶の開発及び普及促進に関する法律」第2条第3号ハ目・ホ目の規定による電気推進船舶、燃料電池推進船舶⁽⁵³⁾の普及を促進するため、年度別普及目標等を設定し、その履行結果を委員会に報告しなければならない。

(48) 公共機関、地方公社及び地方公団、政府出えん研究機関、及び政府出えん研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律第18条による研究会、科学技術分野政府出えん研究機関、及び科学技術分野政府出えん研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律第18条による研究会、「地方自治体出えん研究院の設立及び運営に関する法律」（「지방자치단체출연 연구원의 설립 및 운영에 관한 법률（법률 제 18850 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=241925&ancYd=20220426&ancNo=18850&efYd=20221027&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）による地方自治体出えん研究院、高等教育法第2条及び第3条による国立大学及び公立大学。炭素中立基本法施行令第30条第2項。

(49) 原動機及び低公害自動車を含む自動車を製作（輸入を含む）しようとする者。「대기환경보전법（법률 제 18469 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=235591&ancYd=20210924&ancNo=18469&efYd=20220325&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第46条第1項。

(50) 「電気自動車」とは、電気供給源から充電された電気エネルギーを動力源として使用する自動車をいう。」「環境親和的自動車の開発及び普及促進に関する法律」（法律第18323号）（「환경친화적 자동차의 개발 및 보급 촉진에 관한 법률（법률 제 18323 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=234295&ancYd=20210727&ancNo=18323&efYd=20220128&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）第2条第3号）

(51) 「太陽光自動車」とは、太陽エネルギーを動力源として使用する自動車をいう。」「環境親和的自動車の開発及び普及促進に関する法律」第2条第4号）

(52) 「水素電気自動車」とは、水素を使用して発生させた電気エネルギーを動力源として使用する自動車をいう。」「環境親和的自動車の開発及び普及促進に関する法律」第2条第6号）

(53) 「環境親和的船舶の開発及び普及促進に関する法律」（「환경친화적 선박의 개발 및 보급 촉진에 관한 법률（법률 제 16167 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=206396&ancYd=20181231&ancNo=16167&efYd=20200101&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）第2条第3号では「環境親和的船舶」の定義として同号イ目からホ目までのうちいずれかに該当する船舶をいうと規定されており、そのうちハ目は「電気供給源から充電された電気エネルギーを動力源として使用する電気推進船舶」と定める。また、ホ目には、「水素等を使用して発生させた電気エネルギーを動力源として使用する燃料電池推進船舶」と定められている。

- ④ 政府は、第3項の規定による電気自動車等の普及を促進するため、財政・税制支援、研究開発、購入義務化、低公害自動車⁽⁵⁴⁾普及目標制等関連制度の導入及び拡大方策を講じることができる。
- ⑤ 政府は、鉄道が国家基幹交通網の根幹になるよう、鉄道に対する投資を持続的に拡大し、バス・地下鉄・軽電鉄⁽⁵⁵⁾等公共交通手段を拡大し、鉄道輸送分担率、公共交通輸送分担率等に対する中長期及び段階別目標を設定・管理しなければならない。
- ⑥ 政府は、温室効果ガス及び大気汚染を最少化し、交通渋滞による社会的費用を画的に削減し、大都市・首都圏等での交通渋滞を根本的に解決するため、大統領令で定めるところにより、次の各号の事項を含む交通需要管理対策を整備しなければならない。
1. 混雑通行料⁽⁵⁶⁾及び交通誘発負担金⁽⁵⁷⁾の制度改善
 2. バス・低公害車両専用車路及び乗用車進入制限地域拡大
 3. 通行量を効率的に分散させることができる知能型交通情報システムの拡大・構築
 4. 自転車利用及び沿岸海運の活性化等多様な移動手段の導入方策

第33条（炭素吸収源等の拡充）

- ① 政府は、山林地、農耕地、草地、湿地、定住地及び「水産資源管理法」第2条第6号の規定による海中林⁽⁵⁸⁾等で温室効果ガスを吸収し、貯蔵（吸収された温室効果ガスを大気から永久又は半永久的に隔離することをいう。）する「炭素吸収源の維持及び増進に関する法律」第2条第10号の規定⁽⁵⁹⁾による炭素吸収源その他のバイオマス等（以下「炭素吸収源等」という。）を造成・拡充し、又は温室効果ガス吸収能力を改善するための施策を策定・実施しなければならない。

(54) 「低公害自動車」とは、次の各目の自動車であって、大統領令で定めるものをいう。イ. 大気汚染物質の排出がない自動車 ロ. 第46条第1項による製作車の排出許容基準より汚染物質を少なく排出する自動車（大気環境保全法第2条第16号）

(55) 「軽電鉄民間投資事業業務処理指針（国土交通部訓令第1162号）」（「경전철 민간투자사업 업무처리지침（국토교통부훈령 제 1162 호）」〈<https://www.law.go.kr/admRulLsInfoP.do?chrClsCd=010202&admRulSeq=2100000176567>>）第2条第1項第1号は、軽電鉄を、モノレール形式、路面電車形式、鉄製車輪形式、ゴム車輪形式、線形誘導電動機形式、磁気浮上推進形式等によって運行される、車両の最大設計軸重が13.5トン以下（分布荷重の場合は単位メートル当たり2.8トン以下）の電気鉄道をいうと定義する。

(56) 「都市交通整備促進法（法律第17975号）」（「도시교통정비 촉진법（법률 제 17975 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=230451&ancYd=20210323&ancNo=17975&efYd=20220324&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）第35条の規定により、混雑通行料の賦課地域を指定し、一定時間帯にその地域に入る自動車に対して混雑通行量を賦課・徴収することができるとされる。

(57) 都市交通整備促進法（法律第17975号）第36条の規定により、都市交通整備地域（都市交通整備促進法の規定により指定される）において、交通の混雑の原因となる施設物の所有者に、交通誘発負担金を毎年賦課し、徴収することができると規定される。

(58) 原文では「해중림（海中林）」ではなく「바다숲」という類似の意味の単語が使用されている。なお、「바다숲」について、「水産資源管理法」（「수산자원관리법（법률 제 18755 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=239383&ancYd=20220111&ancNo=18755&efYd=20230112&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）第2条第6号では、白化現象等により海藻類がなくなり、又はなくなるおそれがある海域に沿岸生態系復元及び漁業生産性向上のため、海藻類等の水産種子を移植し、復元及び管理する場所で、海中林を含むと定義されている。

(59) 「炭素吸収源」とは、炭素を吸収し貯蔵する立木、竹、枯死有機物、土壌、木材品及び山林バイオマスエネルギーをいう。（「탄소흡수원 유지 및 증진에 관한 법률（법률 제 18469 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=235607&ancYd=20210924&ancNo=18469&efYd=20220325&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）第2条第10号）

- ② 第1項の規定による炭素吸収源等の造成・拡充及び温室効果ガス吸収能力の改善のための施策には、次の各号の事項が含まなければならない。
1. 炭素吸収源等の造成・拡充及び温室効果ガス吸収能力の改善のための目標及び基本方向性
 2. 炭素吸収源等の造成・拡充現況及び温室効果ガス吸収能力の改善現況に対する履行評価・点検方策
 3. 炭素吸収源等の造成・拡充及び温室効果ガス吸収能力の改善関連事業の遂行時の生物多様性等、生態系の健康性の保護・保全のための方策
 4. 温室効果ガス吸収関連情報及び統計の構築に関する事項
 5. その他研究開発、専門人材の養成、財源調達、教育・広報等炭素吸収源等の造成・拡充及び温室効果ガス吸収能力改善のために必要な事項
- ③ 政府は、事業者が炭素吸収源等の造成・拡充を自発的に実施しようとするときには、これに必要な行政的・財政的・技術的支援等を行うことができる。

第34条（炭素回収⁽⁶⁰⁾・利用・貯蔵技術の育成）

- ① 政府は、国家ビジョン及び中長期削減目標等の達成に寄与するため、二酸化炭素を排出段階で回収して利用し、又は貯蔵する技術（以下「炭素回収・利用・貯蔵技術」という。）の開発及び発展を支援するための施策を整備しなければならない。
- ② 炭素回収・利用・貯蔵技術の実証のための規制特例等に関しては、別途法律で定める。

第35条（国際削減事業の推進）

- ① 協定第6条⁽⁶¹⁾の規定によって温室効果ガス削減実績を得るために行う技術支援、投資及び購入等の事業（以下「国際削減事業」という。）を遂行しようとする者は、大統領令で定めるところにより事業内容、温室効果ガス予想削減量等を含めた事業計画書を政府に提出し、事前承認を受けなければならない。
- ② 第1項の規定による事前承認を受けた者（以下、本条において「事業遂行者」という。）は、当該事業から取得することになる温室効果ガス削減量を客観的に証明するため、モニタリングを遂行し、モニタリング報告書を測定・報告・検証が可能な方式で作成し、検証機関の検証を受け、政府に報告しなければならない。
- ③ 国際削減事業を通じて協定第6条による測定・報告・検証方法上適合すると認められる温室効果ガス削減量（以下「国際削減実績」という。）を取得した事業遂行者は、遅滞なく政府に申告しなければならない。政府は、申告を受けた国際削減実績を国際削減登録簿に登録し、体系的に管理しなければならない。ただし、報告内容が協定の基準に合致しない場合には、補完を要請することができる。

(60) 原文では「포집 (捕集)」。訳については、次を参照。「二酸化炭素回収・有効利用・貯留 (CCUS: Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage)」環境省ウェブサイト <<https://www.env.go.jp/earth/ccs/index.html>>

(61) 「6 市場及び非市場の取組 (第六条)」(外務省『パリ協定の説明書』2016.12.8, p.4. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000197314.pdf>>) 「1 締約国は、一部の締約国が、国が決定する貢献の実施に際し、緩和及び適応に関する行動を一層野心的なものにすることを可能にし、並びに持続可能な開発及び環境の保全を促進するため、任意の協力を行うことを選択することを認識する。』『パリ協定』2016.12.8, p.11. 外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000197312.pdf>>

- ④ 事業遂行者は、登録された国際削減実績を売買その他の方法で取引することができ、取引・消滅時には、その事実を政府に申告しなければならない。ただし、国際削減実績を海外に移転し、又は国内に移転を受けようとするときには、政府の事前承認を受けなければならない。
- ⑤ 政府は、登録された国際削減実績を中長期削減目標等の達成のために活用することができる。
- ⑥ 政府は、外国政府と共同で国際削減事業を遂行することができ、次の各号の事項に関する審議のために、共同で事業を遂行する外国政府と協議し、国際削減事業協議体を置くことができる。
 - 1. 事業遂行方法の承認
 - 2. 国際削減事業の登録
 - 3. 国際削減実績の移転
- ⑦ 第1項の規定による事前承認基準・方法及び手続、第2項の規定によるモニタリング報告書作成方法及び検証手続、第3項の規定による申告方法、第4項の規定による申告方法及び事前承認基準・手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第36条（温室効果ガス総合情報管理体制の構築）

- ① 政府は、国家及び地域別温室効果ガス排出量・吸収量、排出・吸収係数等、温室効果ガス関連の各種情報及び統計を開発・分析・検証・作成し、管理する総合情報管理体制を構築・運営しなければならない。このために環境部に温室効果ガス総合情報センター（以下「総合情報センター」という。）を置く。
- ② 関係中央行政機関の長は、第1項の規定による総合情報管理体制が円滑に運営され得るよう、エネルギー・産業工程・農業・廃棄物・海洋水産・山林等部門別所管分野の情報及び統計を毎年作成し、総合情報センターに提出する等、積極的に協力しなければならない。
- ③ 市・道知事及び市長・郡守・区庁長は、第1項の規定による総合情報管理体制が円滑に運営され得るよう、地域別温室効果ガス統計の算定・分析のための関連情報及び統計を毎年作成し、提出する等、積極的に協力しなければならない。政府は、国家温室効果ガス排出量及び地域別温室効果ガス排出量間の整合性を確保するようにしなければならない。
- ④ 政府は、第1項の規定による各種情報及び統計を開発・分析・検証・作成・管理し、又は総合情報管理体制を構築するにおいて、協定の基準を最大限遵守し、透明性・正確性・完全性・一貫性及び比較可能性を高めなければならない。
- ⑤ 政府は、国家及び部門別・地域別の温室効果ガス排出量及び暫定値を含め第1項の規定による各種情報及び統計を分析・検証し、その結果を毎年公開しなければならない。
- ⑥ 第1項から第5項までの規定による総合情報管理体制の構築、総合情報センターの運営、関係中央行政機関の長、市・道知事及び市長・郡守・区庁長の提出義務対象情報・統計の範囲、情報及び統計の開発・分析・検証・作成・管理、各種情報・統計の公開時期及び方法等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第6章 気候危機適応施策

第37条（気候危機の監視・予測等）

- ① 政府は、大統領令で定めるところにより、大気中の温室効果ガス濃度変化を常時測定・調査し、気象現象についての観測・予測・提供・活用能力を高め、気候危機に対する監視・予

測の精度⁽⁶²⁾を向上させる気象情報管理体制を構築・運営しなければならない。

- ② 政府は、気候危機が生態系、生物多様性、大気、水環境、保健、農林・食品、山林、海洋・水産、産業、防災等に及ぼす影響及び脆弱性、危険及び社会的・経済的波及効果を調査・評価する気候危機適応情報管理体制を構築・運営しなければならない。
- ③ 政府は、第1項の規定による気象情報管理体制及び第2項の規定による気候危機適応情報管理体制の構築・運営のために調査・研究、技術開発、専門機関の支援、国内外協力体制の構築等の施策を推進することができる。
- ④ 第1項の規定による気象情報管理体制及び第2項の規定による気候危機適応情報管理体制の構築・運営、第3項の規定による施策推進等に必要な事項は、大統領令で定める。

第38条（国家気候危機適応対策の策定・実施）

- ① 政府は、国の気候危機適応に関する対策（以下「気候危機適応対策」という。）を5年ごとに策定・実施しなければならない。
- ② 気候危機適応対策には、次の各号の事項が含まなければならない。
 1. 気候危機についての監視・予測・提供・活用能力の向上に関する事項
 2. 部門別・地域別気候危機の影響及び脆弱性評価に関する事項
 3. 部門別・地域別気候危機適応対策に関する事項
 4. 気候危機による脆弱階層・地域等の災害予防に関する事項
 5. 気候危機適応のための国際協約等に関する事項
 6. その他気候危機適応のために必要な事項であって、大統領令で定める事項
- ③ 気候危機適応対策を策定し、又は変更する場合には、委員会の審議を経なければならない。ただし、大統領令で定める軽微な事項を変更する場合には、この限りはでない。
- ④ 関係中央行政機関の長は、気候危機適応対策の所管事項を効率的・体系的に履行するために、細部施行計画（以下「適応対策細部施行計画」という。）を策定・実施しなければならない。
- ⑤ 政府は、気候危機適応対策に従って関係中央行政機関、地方自治体、公共機関、事業者等が気候危機に対する適応能力を強化することができるよう、必要な技術的・行政的・財政的支援を行うことができる。
- ⑥ 第1項から第4項までの規定による気候危機適応対策及び適応対策細部施行計画の策定・実施及び変更等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第39条（気候危機適応対策等の推進状況の点検）

- ① 政府は、気候危機適応対策及び適応対策細部施行計画の推進状況を毎年点検し、結果報告書を作成し、委員会の審議を経て公開しなければならない。
- ② 第1項の規定による結果報告書には、部門別主要適応対策及び履行実績、適応対策関連の主要優秀事例、第1項の規定による点検の結果確認された不振な事項及び改善事項が含まなければならない。
- ③ 政府は、第1項の結果報告書作成に必要であると認められる場合、関係中央行政機関の長に関連情報又は資料の提出を要請することができ、関係中央行政機関の長は、特別な事情がなければ、要請に従わなければならない。

(62) 原文では「정확도（正確度）」。

- ④ 関係中央行政機関の長は、第2項の規定による不振な事項又は改善事項がある場合、当該機関の政策等にこれを反映しなければならない。
- ⑤ 第1項の規定による点検の方法及び手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第40条（地方気候危機適応対策の策定・実施）

- ① 市・道知事、市長・郡守・区庁長は、気候危機適応対策及び地域的特性等を考慮し、管轄区域の気候危機適応に関する対策（以下「地方気候危機適応対策」という。）を5年ごとに策定・実施しなければならない。
- ② 市・道知事、市長・郡守・区庁長は、地方気候危機適応対策を策定し、又は変更する場合には、地方委員会の審議を経なければならない。ただし、大統領令で定める軽微な事項を変更する場合には、審議を省略することができる。
- ③ 地方気候危機適応対策が策定又は変更された場合、市・道知事はこれを環境部長官に、市長・郡守・区庁長はこれを環境部長官及び管轄市・道知事にそれぞれ提出しなければならない。環境部長官は、提出を受けた地方気候危機適応対策を合わせて、委員会に報告しなければならない。
- ④ 市・道知事及び市長・郡守・区庁長は、地方気候危機適応対策の推進状況を毎年点検し、その結果報告書を作成し、地方委員会の審議を経て、市・道知事は環境部長官に、市長・郡守・区庁長は環境部長官及び管轄市・道知事にそれぞれ提出しなければならない。環境部長官は、これを合わせて委員会に報告しなければならない。
- ⑤ 第1項から第4項までの規定による地方気候危機適応対策の策定・実施及び変更、点検等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第41条（公共機関の気候危機適応対策）

- ① 気候危機の影響に脆弱な施設を保有・管理する公共機関等、大統領令で定める機関⁽⁶³⁾（以下「脆弱機関」という。）は、気候危機適応対策及び管轄施設の特性等を考慮して、公共機関の気候危機適応に関する対策（以下「公共機関気候危機適応対策」という。）を5年ごとに策定・実施し、毎年履行実績を作成しなければならない。
- ② 脆弱機関の長は、公共機関気候危機適応対策を策定し、又は履行実績を作成したときには、その結果を環境部長官、関係中央行政機関の長及び管轄地方自治体の長に提出しなければならない。
- ③ 第1項の規定による公共機関気候危機適応対策の策定・実施、履行実績作成等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第42条（地域気候危機対応事業の実施）

- ① 国又は地方自治体は、気候変化により深刻化する環境汚染・毀損に総合的・効果的に対応し、気候危機による自然環境の変化又は自然災害等により農業等既存産業を維持することが困難な脆弱地域及び階層等を重点的に保護・支援するため、地域気候危機対応事業を実施す

(63) 「②法第41条第1項で「気候危機の影響に脆弱な施設を保有・管理する公共機関等、大統領令で定める機関」とは、公共機関又は「地方公企業法」による地方公企業に該当する機関であって、次の各号の施設を保有・管理する機関のうち、環境部長官が定め告示する機関をいう。1. 交通・輸送分野：道路、鉄道、地下鉄、空港、港湾 2. エネルギー分野：エネルギー生産、エネルギー流通及び供給 3. 用水分野：上水道、ダム、貯水池 4. 環境分野：下水道、廃棄物処理、放射線廃棄物処理 5. 第1号から第4号までの分野の他に環境部長官が公共機関気候危機適応対策の策定が必要であると認め告示する分野の施設」（炭素中立基本法施行令第44条第2項）

ることができる。

- ② 政府は、第1項の規定による地域気候危機対応事業の実施のために必要な費用の全部又は一部を補助することができる。
- ③ 政府は、第1項の規定による地域気候危機対応事業の計画策定・実施及び履行点検、調査・研究等を遂行するため、公共機関のうち大統領令で定める機関⁽⁶⁴⁾を支援機構に指定することができる。
- ④ 第1項の規定による地域気候危機対応事業の実施、第3項の規定による支援機構の指定及び指定取消しの基準・手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第43条（気候危機対応のための水管理）

政府は、気候危機による干ばつ、洪水、猛暑等自然災害及び水不足、水質悪化並びに水生生態系変化に効果的に対応し、全ての国民が水の恩恵を等しく享受することができるようにするため、次の各号の事項を含む施策を策定・実施しなければならない。

1. 清潔で安全な飲み水の供給及び干ばつ等に備えた安定的な水資源の確保
2. 水生生態系の保全・管理及び水質改善
3. 水の節約等需要管理、積極的な雨水管理及び下水再利用等、水循環体系の整備及び水害の予防
4. 自然親和的な河川の保全・復元
5. 水質汚染予防・管理のための技術開発及び関連サービス提供等

第44条（グリーン国土の管理）

- ① 政府は、気候危機から安全かつ持続可能な国土（以下「グリーン国土」という。）を保全・管理するため、次の各号の計画を策定・実施するとき、気候危機対応に関する事項を反映させなければならない。

1. 「国土基本法」による国土総合計画⁽⁶⁵⁾（以下、本条において「国土総合計画」という。）
2. 「国土の計画及び利用に関する法律」による都市・郡基本計画⁽⁶⁶⁾
3. その他持続可能な国土の保全・管理のために大統領令で定める計画

- ② 政府は、グリーン国土を造成するため、次の各号の事項を含む施策を整備しなければならない。

1. 都市及び農漁村の温室効果ガス排出量削減、地区⁽⁶⁷⁾・都市単位のエネルギー自給率⁽⁶⁸⁾及び資源循環性の向上

(64) 韓国水資源公社、韓国環境公団、韓国環境産業技術院、政府出えん研究機関、その他関係中央行政機関の長が地域気候危機対応事業の支援に必要な専門人材及び組織を備えたと認める機関。炭素中立基本法施行令第45条第2項。

(65) 「1. 国土総合計画：国土の全域を対象とし、国土の長期的な発展方向を提示する総合計画」（「国土基本法（法律第18829号）」（「국토기본법（법률 제 18829 호）」）<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=240081&ancYd=20220203&ancNo=18829&efYd=20220804&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）第6条第2項第1号）

(66) 「「都市・郡基本計画」とは、特別市・広域市・特別自治市・特別自治道・市又は郡の管轄区域に対して基本的な空間構造及び長期発展方向を提示する総合計画であって、都市・郡管理計画策定の指針となる計画をいう。」（「国土の計画及び利用に関する法律（法律第18310号）」（「국토의 계획 및 이용에 관한 법률（법률 제 18310 호）」）<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=234143&ancYd=20210720&ancNo=18310&efYd=20220721&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）第2条第3号）

(67) 原文では「마을（村）」。

(68) 原文では「자립률（自立率）」。

2. 山林・緑地の拡充、広域生態軸の保全及び生態系復元
 3. 開発対象地及び都市地域生態系サービスの維持・増進
 4. 農地及び海洋の親環境的開発・利用・保存
 5. 道路・鉄道・空港・港湾等インフラ施設の親環境的建設及び既存施設の親環境的転換
 6. 親環境交通体系の拡充
 7. 気候災難等自然災害による国土の被害の最小化及び回復力の向上
- ③ 政府は、国土総合計画、「国家均衡発展特別法」による国家均衡発展5か年計画⁽⁶⁹⁾等、大統領令で定める計画を策定するときには、あらかじめ委員会の意見を聞かなければならない。

第45条（農林水産の転換促進等）

- ① 政府は、農作物の生産及び家畜生産等の過程で発生する温室効果ガス排出を削減し、気候危機に対応し、食糧安全保障を確保することにより、炭素中立社会への移行に寄与するため、農林水産の転換施策を策定・実施しなければならない。
- ② 第1項の規定による農林水産の転換施策には、次の各号の事項が含まなければならない。
1. 精密農業⁽⁷⁰⁾、有機農業等農林水産構造の転換に関する事項
 2. 農林水産分野の温室効果ガス削減技術・機資材・施設の開発及び普及に関する事項
 3. 農林水産分野の化石燃料の使用量の削減、新・再生エネルギーの普及及びエネルギー循環並びに自立体系の構築に関する事項
 4. 気候危機による農林水産業の条件変化の予測及び新品種改良等を通じた食糧自給率の向上に関する事項
- ③ 政府は、「農業・農村及び食品産業基本法」第14条の規定による農業・農村及び食品産業発展計画⁽⁷¹⁾を策定・実施する場合、温室効果ガスの削減及び気候回復力を高めることができる施策を反映しなければならない。

第46条（国家気候危機適応センター指定及び評価等）

- ① 環境部長官は、気候危機適応対策の策定・実施を支援するため、国家気候危機適応センター（以下「適応センター」という。）を指定することができる。
- ② 適応センターは、気候危機適応対策推進のための調査・研究等気候危機適応関連事業であつて、大統領令で定める事業⁽⁷²⁾を遂行する。

(69) 「政府は、国家均衡発展を促進するため、第5条第1項の規定による部門別発展計画案及び第7条第1項の規定による市・道発展計画を基礎として5年を単位とする国家均衡発展5か年計画（以下「国家均衡発展計画」という。）を策定する。」（「国家均衡発展特別法（法律第9346号）」（「국가균형발전 특별법（법률 제 9346 호）」）<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=91467&ancYd=20090130&ancNo=09346&efYd=20250101&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）第4条第1項）

(70) 「センサ技術、情報技術を活用して、土壌や生育状態、圃場履歴などに関する情報を位置情報とともに取得し、これに基づき肥料、農薬などの施用量を場所ごとにきめ細かく管理する農法。」（農業・生物系特定産業技術研究機構編著『最新農業技術事典』農山漁村文化協会、2006、pp.832-833.）

(71) 「農業の持続可能な発展及び農村の均衡のとれた開発・保全並びに食品産業を含む農業関連産業の育成のため、5年ごとに農林畜産食品部長官は、農業・農村及び食品産業発展計画を立てなければならない。」（「農業・農村及び食品産業基本法（法律第18689号）」（「농업·농촌 및 식품산업 기본법（법률 제 18689 호）」）<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=238833&ancYd=20220104&ancNo=18689&efYd=20220705&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）第14条第1項）

(72) 「1. 次の各目の対策又は計画の推進のための調査・研究事業 イ. 気候危機適応対策 ロ. 適応対策細部施行計画 ハ. 地方気候危機適応対策 2. 気候危機適応対策の策定・実施支援及び関係機関との協力推進事業 3. 気候危機適応のための国際交流及び教育・広報事業 4. 気候危機適応情報管理体制の構築・運営支援事業 5. 法第37条第3項による調査・研究、技術開発、専門機関支援及び国内外協力体制の構築支援事業 6. 第1号から第5号までの事業と関連して国、地方自治体又は公共機関から委託を受けた事業」（炭素中立基本法施行令第47条第3項）

- ③ 環境部長官は、適応センターに対し、遂行実績等を評価することができる。
- ④ 環境部長官は、適応センターに対して予算の範囲内で事業を遂行するのに必要な費用の全部又は一部を支援することができる。
- ⑤ 第1項から第3項までの規定による適応センターの指定・事業及び評価等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第7章 公正な移行

第47条（気候危機社会安全網の整備）

- ① 政府は、気候危機に脆弱な階層等の現況及び雇用の減少、地域経済の影響等社会的・経済的不平等が深化する地域及び産業の現況を把握し、これに対する支援対策及び災難対策⁽⁷³⁾能力を強化することができる方策を整備しなければならない。
- ② 政府は、炭素中立社会への移行において、事業転換及び構造的失業に伴う被害を最小化するため、失業の発生等雇用状態の影響を、大統領令で定めるところにより、定期的に調査し、再教育、再就業及び転職等を支援し、又は生活支援をするための方策を整備しなければならない。

第48条（公正な移行特別地区の指定等）

- ① 政府は、次の各号のいずれかに該当する地域を委員会の審議を経て公正な移行特別地区（以下「特区」という。）として指定することができる。
 1. 炭素中立社会への移行過程において急激な雇用の減少、地域経済の沈滞、産業構造の変化に伴い、雇用環境が大きく変化した〔地域〕、又は変化することが予想される地域
 2. 炭素中立社会への移行過程において社会的・経済的環境の急激な変化が予想され、又は変化した地域であって、大統領令で定める要件を備えた地域⁽⁷⁴⁾
 3. その他委員会が炭素中立社会への移行過程において発生する可能性がある社会的・経済的不平等を解消するために特区指定が必要であると認める地域
- ② 政府は、特区として指定された地域に対し、次の各号の支援を含む対策を策定・実施しなければならない。
 1. 企業及び小商工人⁽⁷⁵⁾の雇用安定並びに研究開発、事業化、国内販売及び輸出の支援
 2. 失業予防、失業者の生計維持及び再就業促進支援
 3. 新たな産業の育成及び投資誘致のための支援
 4. 雇用促進と関連した事業を行う者に対する支援

(73) 原文では「대미 (対備)」。

(74) 当該地域において炭素中立政策の直接的影響を受けた企業の経営環境悪化等が予想され、又は発生した地域。炭素中立基本法施行令第49条第7項。

(75) 小商工人とは、「中小企業基本法」(「중소기업기본법 (법률 제 18705 호)」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=238877&ancYd=20220104&ancNo=18705&efYd=20220705&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>)第2条第2項による小企業のうち、常時勤労者が10人未満であり、かつ業種別常時勤労者数等が大統領令(小商工人基本法施行令)で定める基準に該当する者をいうと規定されている。「小商工人基本法(法律第17623号)」(「소상공인기본법 (법률 제 17623 호)」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=223615&ancYd=20201208&ancNo=17623&efYd=20210309&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>)第2条第1項。

5. その他産業及び雇用の転換を促進するために必要な行政上・金融上の支援措置又は「租税特例制限法」⁽⁷⁶⁾等租税に関する法律で定めるところによる税制上の支援措置
- ③ 政府は、第1項の規定による指定事由が消滅する等大統領令で定める事由がある場合、委員会の審議を経て特区指定を変更又は解除することができる。
- ④ 第1項から第3項までの規定による特区の指定・変更・解除、支援の内容・方法等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第49条（事業転換支援）

- ① 政府は、気候危機対応及び炭素中立社会への移行過程において影響を受ける可能性のある大統領令で定めた業種⁽⁷⁷⁾に従事する企業のうち、「中小企業基本法」第2条第1項の規定による中小企業者⁽⁷⁸⁾がグリーン産業分野に該当する業種への事業転換を要請する場合、これを支援することができる。
- ② 第1項の規定による事業転換支援の対象、グリーン産業分野に該当する業種、選定手続、支援の種類及び範囲等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第50条（資産損失危険の最小化等）

- ① 政府は、温室効果ガス排出量が大統領令で定める基準以上に該当する企業⁽⁷⁹⁾に対して、炭素中立社会への移行が既存資産価値の下落等企業運営に及ぼす影響を評価し、事業の早期転換等損失を最小化することができる支援施策を整備しなければならない。
- ② 政府は、投資者等の保護のため、企業等経済主体が気候危機による資産損失等の危険を透明に公示・公開することとする制度を整備しなければならない。

第51条（国民参加保障のための支援）

- ① 政府は、炭素中立社会への移行のための政策の策定・実施過程において国民参加を保障し、国及び地方自治体の政策提案プラットフォームを通じて提案された意見を反映するため、「行政手続法」第52条⁽⁸⁰⁾及び第53条⁽⁸¹⁾の規定により必要な行政的・財政的支援を行うことができる。
- ② 第1項の規定による支援範囲・方法等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第52条（協同組合活性化）

- ① 政府は、新・再生エネルギーの普及・拡散等エネルギー転換及び炭素中立社会への移行過程において発生する利益を公正かつ公平に共有するため、「協同組合基本法」第2条第1号及び第3号の規定による協同組合⁽⁸²⁾及び社会的協同組合⁽⁸³⁾の活動を行政的・財政的・技術

(76) 「조세특례제한법 (법률 제 18634 호)」 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=238225&ancYd=20211228&ancNo=18634&efYd=20240101&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(77) 温室効果ガス多排出業種等、中小ベンチャー企業部長官が定め告示する業種。炭素中立基本法施行令第50条第1項。

(78) 中小企業基本法第2条（中小企業者の範囲）

(79) 最近3年間の年平均温室効果ガス排出総量が5万二酸化炭素相当量トン以上である企業であり、又は年平均温室効果ガス排出量が1万5千二酸化炭素相当量トン以上である事業場を一つ以上保有する企業。炭素中立基本法施行令第51条第1項。

(80) 「国民参加の活性化」(「행정절차법 (법률 제 18748 호)」) <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=239291&ancYd=20220111&ancNo=18748&efYd=20230324&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(81) 「オンライン政策討論」

(82) 「協同組合」とは、財又は用役の購入・生産・販売・提供等を協同で営為することにより、組合員の權益を向上し、地域社会に貢献しようとする事業組織をいう。」(「協同組合基本法 (法律第17818号)」(「협동조합

的に支援することができる。

- ② 第1項の規定による支援範囲・方法等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第53条（公正な移行支援センターの設立等）

- ① 国及び地方自治体は、炭素中立社会への移行過程において雇用の減少、地域経済の沈滞等社会的・経済的不平等が深刻化する産業及び地域に対して、その特性を考慮した公正な移行支援センター（以下「移行センター⁽⁸⁴⁾」という。）を設立・運営することができる。
- ② 移行センターの業務は、次の各号のとおりである。
1. 炭素中立社会への移行に伴う雇用及び地域社会の影響関連実態調査
 2. 産業・労働及び地域経済の転換方策、雇用の転換モデルの研究及び支援
 3. 再就業、転職等職業転換のための教育訓練及び就業の支援
 4. 業種転換等企業の事業転換に関するコンサルティング及び支援
 5. 関連法令・制度改善建議
 6. その他炭素中立社会への移行過程において脆弱な地域及び階層を支援するために大統領令で定める事項
- ③ 国及び地方自治体は、移行センターの設立・運営に要する予算を支援することができる。
- ④ 第1項から第3項までの規定による移行センターの設立・運営等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

〔施行日：2022年7月1日〕 第53条

第8章 グリーン成長施策

第54条（グリーン経済・グリーン産業の育成・支援）

政府は、グリーン経済を実現することにより、国家経済の健全性及び競争力を強化し、潜在成長力が大きい、新たなグリーン産業を育成・支援するため、次の各号の事項を含む施策を整備しなければならない。

1. 国内外の経済条件及び見通しに関する事項
2. 既存産業からグリーン産業への段階的転換に関する事項
3. グリーン産業を促進するための中長期・段階別目標、推進戦略に関する事項
4. グリーン産業を新成長動力として育成・支援するための事項
5. 電気・情報通信・交通等既存の国家基盤施設を親環境施設へ転換するための事項
6. 第55条の規定によるグリーン経営のためのアドバイザー⁽⁸⁵⁾サービス産業の育成に関する事項

기본법 (법률 제 17818 호) <<https://www.law.go.kr/LSW/lInfoP.do?lsiSeq=228069&ancYd=20210105&ancNo=17818&efYd=20210105&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第2条第1号)

(83) 「社会的協同組合」とは、第1号の協同組合のうち、地域住民たちの権益・福利の増進と関連した事業を遂行し、又は脆弱階層に社会サービス又は雇用を提供する等、営利を目的としない協同組合をいう。」協同組合基本法第2条第3号

(84) 原文では「전환센터 (転換センター)」としているが、「정의로운 전환 (正義感のある／正当な転換)」を「公正な移行」と訳出したことに伴い、ここでは「移行センター」とする。

(85) 原文では「자문 (諮問)」。

7. グリーン産業人材養成及び雇用創出に関する事項
8. その他グリーン経済・グリーン産業の促進に関する事項

第55条（企業のグリーン経営促進等）

政府は、企業が経営活動において資源及びエネルギーを節約して効率的に利用し、温室効果ガス排出及び環境汚染の発生を最少化しながら社会的・倫理的責任を果たす経営（以下「グリーン経営」という。）を行うことができるよう支援・促進するため、次の各号の事項を含む施策を策定・実施しなければならない。

1. 親環境生産体制への転換のための技術支援
2. 企業の温室効果ガス排出量、温室効果ガス削減実績及び温室効果ガス削減計画の公開
3. 企業のエネルギー・資源利用効率化、森林⁽⁸⁶⁾造成及び自然環境保全、持続可能な発展情報等グリーン経営成果の公開
4. 中小企業のグリーン経営に対する支援及びグリーン技術の事業化促進のための支援
5. 大企業の中小企業に対するグリーン技術指導・技術移転及び技術人材派遣に対する支援
6. 大企業及び中小企業のグリーン技術共同開発に対する支援
7. グリーン技術・グリーン産業に関する専門人材養成・確保及び国外進出
8. その他企業のグリーン技術及びグリーン経営促進に関する事項

第56条（グリーン技術の研究開発及び事業化等の促進）

- ① 政府は、グリーン技術の研究開発及び事業化等を促進するため、次の各号の事項を含む施策を策定・実施しなければならない。
 1. グリーン技術と関連した情報の収集・分析及び提供
 2. グリーン技術評価技法の開発及び普及
 3. グリーン技術研究開発及び事業化等の促進のための金融支援
 4. グリーン技術専門人材の養成及び国際協力等
- ② 政府は、情報通信・ナノ・生命工学技術等他の技術領域との融合を促進し、グリーン技術の知識財産権化を通じて知識基盤グリーン経済への移行を迅速に推進しなければならない。
- ③ 「科学技術基本法」第7条の規定による科学技術基本計画⁽⁸⁷⁾に、第1項の施策が含まれる場合には、あらかじめ委員会の意見を聞かなければならない。

第57条（租税制度運営）

政府は、気候危機及びエネルギー・資源の枯渇問題に効果的に対応するため、温室効果ガス及び汚染物質を発生させ、又はエネルギー・資源利用効率が低い財及びサービスを減らし、環境及び気候親和的な財及びサービスを促進する方向に租税制度を運営しなければならない。

第58条（金融の支援及び活性化）

- ① 政府は、炭素中立社会への移行及びグリーン成長の推進等気候危機対応のため、財源造成、

(86) 原文では「산림（山林）」。

(87) 「①政府は、本法律の目的を効率的に達成するため、科学技術発展に関する中・長期政策目標及び方向を設定し、「国家科学技術諮問会議法」による国家科学技術諮問会議（以下「科学技術諮問会議」という。）の審議を経て、確定しなければならない。②科学技術情報通信部長官は5年ごとに、第1項の規定による科学技術発展に関する中・長期政策目標及び方向を反映し、関係中央行政機関の科学技術関連計画及び施策等を総合し、科学技術基本計画（以下「基本計画」という。）を立て、科学技術諮問会議の審議を経て確定しなければならない。」（「科学技術基本法（法律第18727号）」（「과학기술기본법（법률 제 18727 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=239295&ancYd=20220111&ancNo=18727&efYd=20220712&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> 第7条第1項、第2項）

資金支援、金融商品の開発、民間投資の活性化、炭素中立関連情報公示制度の強化、炭素市場取引活性化等を含む金融施策を策定・実施しなければならない。

② 第1項の規定による気候危機対応のための金融の促進に関する事項は、別途法律で定める。

第59条（グリーン技術・グリーン産業に対する支援・特例等）

① 国又は地方自治体は、グリーン技術・グリーン産業に対して予算の範囲で補助金の支給等必要な支援を行うことができる。

② 「信用保証基金法」⁽⁸⁸⁾によって設立された信用保証基金及び「技術保証基金法」⁽⁸⁹⁾によって設立された技術保証基金は、グリーン技術・グリーン産業に優先的に信用保証を行い、又は保証条件等を優遇することができる。

③ 国又は地方自治体は、グリーン技術・グリーン産業と関連した企業を支援するため、「租税特例制限法」及び「地方税特例制限法」⁽⁹⁰⁾で定めるところにより、所得税・法人税・取得税・財産税・登録税等を減免することができる。

④ 国及び地方自治体は、グリーン技術・グリーン産業と関連した企業が「外国人投資促進法」⁽⁹¹⁾第2条第1項第4号の規定による外国人投資を誘致する場合に、これを最大限支援するため、努力しなければならない。

⑤ 委員会は、毎年グリーン技術・グリーン産業関連企業又は研究機関等の苦情を調査し、不合理な規制等は是正が必要な事項が発見された場合、関係機関に対し是正勧告又は意見表明を行うことができる。

⑥ 第5項の規定による苦情調査、是正勧告及び意見表明等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第60条（グリーン技術・グリーン産業の標準化及び認証等）

① 政府は、国内で開発され、又は開発中であるグリーン技術・グリーン産業が「国家標準基本法」第3条第2号の規定による国際標準⁽⁹²⁾に準拠するよう、標準化の基盤を構築し、グリーン技術・グリーン産業の国際標準化活動等に必要な支援を行うことができる。

② 政府は、グリーン技術・グリーン産業の発展を促進するため、グリーン技術、第66条第4項の規定によるグリーン製品等に対する適合性認証を行い、又はグリーン技術及び第66条第4項によるグリーン製品の売り上げ比重が高い企業（以下「グリーン専門企業」という。）の確認、公共機関等大統領令で定める機関⁽⁹³⁾の購入義務化又は技術指導等を行うことができる。

(88) 「 신용보증기금법 (법률 제 18667 호)」 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=238737&ancYd=20211231&ancNo=18667&efYd=20220401&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(89) 「 기술보증기금법 (법률 제 18511 호)」 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=236307&ancYd=20211019&ancNo=18511&efYd=20211019&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(90) 「 지방세특례제한법 (법률 제 18755 호)」 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=239421&ancYd=20220111&ancNo=18755&efYd=20230112&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(91) 「 외국인투자 촉진법 (법률 제 18755 호)」 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=239413&ancYd=20220111&ancNo=18755&efYd=20230112&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(92) 「『国際標準』とは、国家間の物質又はサービスの交換を容易にし、知的・科学的・技術的・経済的活動分野において国際的協力を増進するため、制定された基準であって、国際的に公認された標準をいう。」(「国家標準基本法 (法律第 15643 号)」(「국가표준기본법 (법률 제 15643 호)」) <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=203739&ancYd=20180612&ancNo=15643&efYd=20181213&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>) 第3条第2号)

- ③ 政府は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第2項の規定による適合性認証又はグリーン専門企業確認を取り消さなければならない。
1. 虚偽その他の不正な方法で認証又は確認を受けた場合
 2. 重大な欠陥があり、認証又は確認が適当でないと認められる場合
- ④ 第1項から第3項までの規定による標準化、認証及び確認、その取消し等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第61条（グリーン技術・グリーン産業集積地及び団地造成等）

- ① 政府は、グリーン技術の共同研究開発、施設設備の共同活用及び産・学・研ネットワーク構築等の事業のための集積地又は団地を造成し、又はこれを支援することができる。
- ② 第1項の規定による事業を推進する場合には、次の各号の事項を考慮しなければならない。
1. 集積地・団地ごとの産業集積の現況に関する事項
 2. 企業・大学・研究所等の研究開発能力強化及び相互連携に関する事項
 3. 産業集積基盤施設の拡充及び優秀なグリーン技術・グリーン産業人材の誘致に関する事項
 4. グリーン技術・グリーン産業の事業推進体制及び財源調達方策
 5. 効率的エネルギー使用体制の構築及び集積地・団地の必要エネルギーを新・再生エネルギーで調達することができる方策の整備に関する事項
- ③ 政府は、グリーン技術及びグリーン産業の発展のため、大統領令で定める機関又は団体⁽⁹⁴⁾にグリーン技術・グリーン産業集積地及び団地を造成させることができる。
- ④ 政府は、第3項の規定による機関又は団体が同項の規定による集積地及び団地を造成する事業を遂行するのに要する費用の全部又は一部を出えんすることができる。

第62条（グリーン技術・グリーン産業についての雇用創出等）

- ① 政府は、グリーン技術・グリーン産業についての雇用を創出・拡大し、多くの国民が炭素中立社会への移行及びグリーン成長の推進過程で恩恵を享受することができるようにしなければならない。
- ② 政府は、グリーン技術・グリーン産業についての雇用を創出する過程で、産業分野別労働力の円滑な移動・転換を促進し、国民が新たな技術を習得することができる機会を拡大し、グリーン技術・グリーン産業についての雇用を創出するため、企業及び国民に予算の範囲内で財政的・技術的支援を行うことができる。

第63条（情報通信技術・サービス施策）

- ① 政府は、情報通信技術及びサービスを積極的に活用することにより、温室効果ガスを削減し、エネルギーを節約し、エネルギー利用効率を向上させるため、次の各号の事項を含めた情報通信技術・サービス施策を策定・実施しなければならない。

(93) 「グリーン製品購入促進に関する法律」(「녹색제품 구매촉진에 관한 법률 (법률 제 18469 호)」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=235589&ancYd=20210924&ancNo=18469&efYd=20220325&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>) 及び「中小企業製品購入促進及び販路支援に関する法律」(「중소기업제품 구매촉진 및 판로지원에 관한 법률 (법률 제 18661 호)」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=238313&ancYd=20211228&ancNo=18661&efYd=20220629&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>) による公共機関。炭素中立基本法施行令第58条第1項。

(94) 第59条（グリーン技術・グリーン産業集積地及び団地の造成等）炭素中立基本法施行令

1. 放送通信ネットワーク等情報通信基盤の拡大
 2. 新たな情報通信サービスの開発・普及
 3. 情報通信産業及び機器等に対するグリーン技術開発促進
- ② 政府は、第 67 条第 1 項の規定によるグリーン生活を広めるため、在宅勤務・映像会議・遠隔教育・遠隔診療等を活性化させる等の情報通信施策を策定・実施しなければならない。
- ③ 政府は、情報通信技術を活用し、電力ネットワークを知能化・高度化することにより、高品質の電力サービスを提供し、エネルギー利用効率を最大化⁽⁹⁵⁾し、温室効果ガスを画期的に削減することができるようにしなければならない。

第 64 条（循環経済の活性化）

政府は、製品の持続可能性を高め、廃棄される資源の循環網を構築し、投入される資源及びエネルギーを最少化することにより、生態系の保全及び温室効果ガス削減を同時に具現するための親環境経済体系（以下、本条において「循環経済」という。）を活性化するため、次の各号の事項を含む施策を策定・実施しなければならない。

1. 製造工程で使用される原料・燃料等の循環性強化に関する事項
2. 持続可能な製品使用基盤の構築及び利用拡大に関する事項
3. 廃棄物の選別・リサイクル体系及び再製造産業の活性化に関する事項
4. エネルギー資源として利用される木材、植物、農産物等バイオマスの収集・活用に関する事項
5. 国家資源統計管理体制の構築等資源モニタリング強化に関する事項

第 9 章 炭素中立社会への移行及びグリーン成長の拡散

第 65 条（炭素中立地方政府実践連帯の構成等）

- ① 地方自治体は、自発的な気候危機対応活動を促進し、炭素中立社会への移行及びグリーン成長の推進のための地方自治体間の相互協力を増進するため、地方自治体の長が参加する炭素中立地方政府実践連帯⁽⁹⁶⁾（以下「実践連帯」という。）を構成・運営することができる。
- ② 実践連帯は、円滑な協力及び体系的な事業の推進のため、実践連帯に参加する地方自治体の長のうちから複数の代表者を定めることができる。
- ③ 実践連帯は、次の各号の事項を実践するため、努力しなければならない。
1. 2050 年までの炭素中立達成
 2. 炭素中立社会への移行に対する社会的合意の導き出し及び共感領域の形成
 3. 炭素中立達成のための事業の発掘及び支援

(95) 原文では「극대화（極大化）」。

(96) 2020 年 7 月に発足した協議体。「[보도자료] 탄소중립 비전과 온실가스 감축 의지 법제화, 2050 탄소중립 사회로 나아갑니다」2022.3.22. 대통령소속 2050 탄소중립 녹색성장 위원회ウェブサイト <<https://www.2050cnc.go.kr/base/board/read?boardManagementNo=3&boardNo=631&searchCategory=&page=1&searchType=&searchWord=&menuLevel=2&menuNo=17>>; 「탄소중립 지방정부 실천연대 소개」 기후변화홍보포털ウェブサイト <<https://www.gihoo.or.kr/portal/kr/cnc/cncIntro.do>>; 「탄소중립, 지방정부가 앞장선다」 2020.7.7. 환경부ウェブサイト <<http://www.me.go.kr/home/web/board/read.do?pagerOffset=30&maxPageItems=10&maxIndexPages=10&searchKey=title&searchValue=&menuId=286&orgCd=&condition.fromDate=2020-06-21&condition.toDate=2020-07-20&boardId=1383300&boardMasterId=1&boardCategoryId=&decorator=>>>

4. 炭素中立社会への移行を促進するための先導的な気候行動の実践及び普及⁽⁹⁷⁾
 5. 温室効果ガス削減及び気候危機適応のための相互〔意思〕疎通及び共同協力
 6. その他温室効果ガス削減及び気候危機適応、グリーン成長等気候危機対応のため必要な事項であって、実践連帯に参加する地方自治体の長が相互合意し、定める事項
- ④ 実践連帯の活動を支援するため事務局を置く。
 - ⑤ 第1項の規定による実践連帯の構成・運営、第4項の規定による事務局の構成・運営等に必要事項は、大統領令で定める。

第66条（炭素中立社会への移行及びグリーン成長のための生産・消費文化の普及）

- ① 政府は、財の生産・消費・運搬及び廃棄（以下「生産等」という。）の全過程においてエネルギー及び資源を節約し、効率的に利用し、温室効果ガスの発生を削減することができるよう、関連施策を策定・実施しなければならない。
- ② 政府は、消費者の選択権を拡大・向上させるため、財及びサービスの価格にエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量等が合理的に連携・反映されるようにし、その情報が消費者に正確に公開・伝達されるようにしなければならない。
- ③ 政府は、財の生産等全過程においてエネルギー及び資源の使用量、温室効果ガス及び汚染物質の排出量等を分析・評価し、その結果に関する情報を蓄積し、利用することができるよう情報管理体制を構築・運営しなければならない。
- ④ 政府は、エネルギー・資源の投入並びに温室効果ガス及び汚染物質の発生を最少化する製品（以下「グリーン製品」という。）の使用・消費の促進及び普及のため、財の生産者及び販売者等にその財を生産する過程等で発生する温室効果ガス及び汚染物質の量に対する情報又は等級を、消費者が容易に認識することができるよう表示・公開させる等の施策を策定・実施しなければならない。
- ⑤ 政府は、炭素中立社会への移行及びグリーン成長の推進のための生産・消費文化を促進するため、大統領令で定めるところにより、企業と協力体制を構築し、「与信専門金融業法」⁽⁹⁸⁾第2条第3号の規定によるクレジットカード等を活用したインセンティブを付与することができる。

第67条（グリーン生活運動支援及び教育・広報）

- ① 政府は、国民の生産・消費・活動等日常生活においてエネルギー及び資源を節約し、グリーン製品へと消費を転換することにより、温室効果ガス及び汚染物質の発生を最少化する生活（以下「グリーン生活」という。）を支援することができる施策を整備し、地方自治体・企業及び民間団体等と炭素中立を志向する協力体制を構築し、教育・広報を強化する等汎国民的グリーン生活運動を積極的に展開しなければならない。
- ② 政府は、グリーン生活運動が民間主導型の自発的实践運動として展開され得るよう、関連民間団体及び機構等に対し、必要な財政的・行政的支援等を行うことができる。
- ③ 政府は、グリーン生活の普及のため、次の各号の制度を実施することができる。
 1. 家庭用又は商業用建築物を対象に電気、上水道、都市ガス等の使用量を節減する水準に

(97) 原文では「확산（拡散）」。以下本章で同様。

(98) 「여신전문금융업법（법률 제 17112 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lInfoP.do?lsiSeq=215957&ancYd=20200324&ancNo=17112&efYd=20210325&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

応じてインセンティブを付与する制度

2. 乗用・乗合自動車の年間走行距離削減率に応じてインセンティブを付与する制度
3. その他炭素中立社会への移行及びグリーン成長に関する国民の認識を普及し、実践を支援するために必要な制度であって、大統領令で定める制度
- ④ 政府は、炭素中立社会への移行及びグリーン成長に関する教育・広報を拡大することによって、事業者及び国民等が関連政策及び活動に自発的に参加し、日常生活においてグリーン生活を実践することができるようにしなければならない。
- ⑤ 政府は、グリーン生活の実践が全ての世代にわたって拡大され得るよう、教科用図書⁽⁹⁹⁾を含めた教材の開発及び教員の研修等、学校教育を強化し、一般教養教育、職業教育、基礎生涯教育課程等と統合・連携した教育を強化しなければならない。炭素中立社会への移行及びグリーン成長に関連した専門人材の育成及び支援に関する事業を推進しなければならない。
- ⑥ 政府は、グリーン生活の定着及び普及を促進するため、新聞・放送・インターネットポータル等マスメディアを通じた教育・広報活動を強化しなければならない。
- ⑦ 公営放送は、気候危機対応のためのプログラムを製作・放映し、気候危機関連の公益広告を活性化するよう積極的に努力しなければならない。

第 68 条（炭素中立支援センターの設立）

- ① 地方自治体の長は、地域の炭素中立・グリーン成長に関する計画の策定・実施及びエネルギー転換促進等を通じて炭素中立社会への移行及びグリーン成長の推進を支援するため、大統領令で定めるところにより、地域に炭素中立支援センターを設立又は指定し、運営することができる。
- ② 第 1 項の規定による炭素中立支援センターは、次の各号の業務を遂行する。
 1. 市・道計画又は市・郡・区計画の策定・実施支援
 2. 地方気候危機適応対策の策定・実施支援
 3. 地方自治体別エネルギー転換促進及び転換モデルの開発・普及
 4. その他当該地域の炭素中立社会への移行及びグリーン成長の推進のために必要な事項であって、大統領令で定める業務
- ③ 地方自治体の長は、第 1 項によって指定された炭素中立支援センターが、大統領令で定める指定基準⁽¹⁰⁰⁾に合わなくなった場合には、その指定を取り消すことができる。
- ④ 関係中央行政機関の長は、所管分野について予算の範囲内で第 1 項の規定による炭素中立支援センターに対する財政的支援を行うことができる。
- ⑤ 第 1 項及び第 3 項の規定による炭素中立支援センターの指定及び指定取消し等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

〔施行日：2022 年 7 月 1 日〕 第 68 条

(99) 「教科用図書に関する規程（大統領令第 32547 号）」（「교과용도서에 관한 규정（대통령령 제 32547 호）」）<<http://www.law.go.kr/LSW/lInfoP.do?lsiSeq=241437&ancYd=20220322&ancNo=32547&efYd=20220322&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）第 2 条第 1 号では、「教科用図書」について、教科書及び指導書と定義される。

(100) 本法律第 68 条第 2 項の業務を遂行することができる専任組織及び施設、並びに専門人材を備えること。炭素中立基本法施行令第 63 条第 3 項。

第10章 気候対応基金の設置及び運用

第69条（気候対応基金の設置）

- ① 政府は、気候危機に効果的に対応し、炭素中立社会への移行及びグリーン成長を促進するのに必要な財源を確保するため、気候対応基金（以下「基金」という。）を設置する。
- ② 基金は、次の各号の財源で造成する。
 1. 政府の出えん金
 2. 政府外の者が出えん金及び寄付金
 3. 他の会計及び基金からの繰入⁽¹⁰¹⁾金
 4. 第71条の規定による一般会計からの繰入金
 5. 第3項の規定による金融機関・他の基金及びその他の財源からの借入金
 6. 「公共資金管理基金法」⁽¹⁰²⁾による公共資金管理基金からの預り金⁽¹⁰³⁾
 7. 「温室効果ガス排出権の割当及び取引に関する法律」第12条第3項の規定により排出権を有償で割り当てる場合発生する収入
 8. 基金を運営して生じた収益金
 9. その他大統領令で定める収入金
- ③ 基金を支出するとき、資金不足が発生し、又は発生することが予想される場合には、基金の負担で金融機関・他の基金及びその他の財源から借入れを行うことができる。
- ④ 地方自治体は、地域の特性による気候危機対応事業を推進するため、条例で定めるところにより、地域気候対応基金を設置することができる。

〔施行日：2022年1月1日〕第69条

第70条（基金の用途）

基金は、次の各号のいずれかに該当する用途に使用する。

(101) 原文では「전입（転入）」。韓国六法編集委員会編 前掲注(7)の訳を参照した。「建築法（法律第1773号）」（「건축법（법률 제 1773 호）」〈<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=224635&ancYd=20201222&ancNo=17733&efYd=20220101&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）第87条の3第2項第1号（同編, p.1346.）、「供託法（法律第17567号）」（「공탁법（법률 제 17567 호）」〈<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=223437&ancYd=20201208&ancNo=17567&efYd=20221209&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）第29条第1項第2号（同編, p.2864.）、「国民年金法（法律第17774号）」（「국민연금법（법률 제 17774 호）」〈<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=224915&ancYd=20201229&ancNo=17774&efYd=20210630&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）第43条（同編, p.4689.）、「原子力安全法（法律第17755号）」（「원자력안전법（법률 제 17755 호）」〈<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=224679&ancYd=20201222&ancNo=17755&efYd=20210623&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）第111条の4第1項第7号（同編, pp.5003-5004.）、「環境政策基本法（法律第17857号）」（「환경정책기본법（법률 제 17857 호）」〈<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=228151&ancYd=20210105&ancNo=17857&efYd=20210706&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）第46条第18号・同条第21号・第48条（同編, pp.1513-1515.）

(102) 「공공자금관리기금법（법률 제 17129 호）」〈<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=216103&ancYd=20200331&ancNo=17129&efYd=20200331&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

(103) 「예수금（預受金）」の訳については、韓国六法編集委員会編 前掲注(7)の訳を参照した。「外国為替取引法（法律第17651号）」（「외국환거래법（법률 제 17651 호）」〈<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=224315&ancYd=20201222&ancNo=17651&efYd=20210101&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>）第13条第2項、第8項（同編, p.5860.）、「原子力安全法」第111条の4第1項、第2項（同編, pp.5003-5004.）

1. 政府の温室効果ガス削減基盤造成・運営
2. 炭素中立社会への移行及びグリーン成長の推進のための産業・労働・地域経済転換及び企業の温室効果ガス削減活動支援
3. 気候危機対応過程で経済的・社会的条件が悪化した地域又は被害を受ける労働者・階層に対する雇用転換・創出支援
4. 気候危機対応のためのグリーン技術研究開発及び人材養成
5. 気候危機対応のために必要な融資・投資又はその他必要な金融支援
6. 気候危機対応のための教育・広報
7. 気候危機対応のための国際協力
8. 借入金の元利金返済⁽¹⁰⁴⁾
9. 「公共資金管理基金法」による公共資金管理基金からの預り金に対する元利金返済
10. 基金の造成・運用及び管理のための経費の支出
11. その他気候危機対応のため大統領令で定める用途

〔施行日：2022年1月1日〕第70条

第71条（一般会計からの繰入れ）

政府は、毎会計年度ごとに「交通・エネルギー・環境税法」⁽¹⁰⁵⁾による交通・エネルギー・環境税の千分の七十に該当する金額を一般会計から基金に繰入れなければならない。

〔施行日：2022年1月1日〕第71条

第72条（基金の運用・管理）

- ① 基金は、企画財政部長官が運用・管理する。
- ② 企画財政部長官は、基金の運用・管理に関する事務の一部を企画財政部長官が定める法人又は団体に委託することができる。
- ③ 企画財政部長官は、基金の効率的な運用・管理のため、必要な場合、大統領令で定めるところにより勘定⁽¹⁰⁶⁾を設置し、会計処理を行うことができる。
- ④ 基金の運用・管理に関する総合的な事項を審議するため、「国家財政法」第74条⁽¹⁰⁷⁾の規定により、企画財政部長官の下に基金運用審議会を置く。
- ⑤ 企画財政部長官は、基金の運用・管理に関して大統領令で定める重要な事項を委員会に報告することができる。
- ⑥ その他基金の運用・管理に関して必要な事項は、大統領令で定める。

〔施行日：2022年1月1日〕第72条

第73条（基金の会計機関）

- ① 企画財政部長官は、所属公務員のうちから基金の収入及び支出に関する事務を遂行する基金収入徴収官・基金財務官・基金支出官及び基金出納公務員を任命しなければならない。

(104) 原文では「상환（償還）」。

(105) 「교통·에너지·환경세법（법률 제 18584 호）」<<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=238003&ancYd=20211221&ancNo=18584&efYd=20220101&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>> なお、本法律は、2009年1月30日に公布された同法廃止法律（法律第9346号）により、2025年1月1日に廃止される。URLは、2021年12月21日一部改正時点のもの（2022年1月1日施行）である。

(106) 原文では「계정（計定）」。訳については、韓国の雇用保険法（「고용보험법」）、日本の雇用保険法（昭和49年法律第116号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、国民年金法（昭和34年法律第141号）、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）を参考にした。

(107) 「基金運用審議会」を規定する。

- ② 企画財政部長官は、第 72 条第 2 項の規定に従って基金の運用・管理に関する事務を委託した場合には、委託を受けた機関の役員のうちから、基金収入担当役員及び基金支出原因行為担当役員を、その職員のうちから基金支出員及び基金出納員をそれぞれ任命しなければならない。この場合、基金収入担当役員は基金収入徴収官の業務を、基金支出原因行為担当役員は基金財務官の業務を、基金支出員は基金支出官の業務を、基金出納員は基金出納公務員の業務を、それぞれ遂行する。

〔施行日：2022 年 1 月 1 日〕 第 73 条

第 74 条（利益金及び損失金の処理）

- ① 基金の決算の結果、利益金が生じたときには、これを全額積み立てなければならない。
- ② 基金の決算の結果、損失金が生じたときには、第 1 項の積立金で補填し、その積立金で不足するときには、政府が一般会計から補填することができる。

〔施行日：2022 年 1 月 1 日〕 第 74 条

第 11 章 補則

第 75 条（国際協力の増進）

- ① 政府は、外国政府及び国際機構等と気候危機対応に関する情報交換、技術協力及び標準化、共同調査・研究等の活動に参加する等、国際協力を強化するための各種施策を整備しなければならない。
- ② 政府は、開発途上国が気候危機対応を促進することができるよう財政支援を行う等、国際社会の一員としての責務を誠実に履行することができるよう努力しなければならない。
- ③ 政府は、地方自治体又は民間団体等の気候危機対応と関連した国際協力活動を促進するため、情報提供及び財政支援等必要な措置を講じなければならない。

第 76 条（国際規範対応）

- ① 政府は、外国政府又は国際機構で制定し、若しくは導入しようとする気候危機対応と関連した制度・政策に関する動向及び情報を収集・調査・分析し、関連制度・政策を合理的に整備し、支援体制を構築する等適切な対策を整備しなければならない。
- ② 政府は、第 1 項の動向・情報及び対策に関する事項を、企業・国民に十分に提供することにより、国内企業及び国民が気候危機対応能力を高めることができるようにしなければならない。

第 77 条（国家報告書等の作成）

- ① 政府は、「気候変化に関する国際連合基本協約」⁽¹⁰⁸⁾（以下「協約」という。）及び協定に従い、次の各号の報告書を作成・更新することができる。
1. 協約による国家報告書
 2. 協定による国が決定する貢献⁽¹⁰⁹⁾に関する報告書

(108) 気候変動に関する国際連合枠組条約(平成 6 年条約第 6 号)「気候変動に関する国際連合枠組条約」外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-H6-0011_1.pdf>; 「同」同 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-H6-0011_2.pdf>; 「기후변화에 관한 국제연합 기본협약 (조약 제 1213 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/trtyMInfoP.do?trtySeq=165&chrClsCd=010202>>

(109) NDC: Nationally Determined Contribution. 原文では「국가결정기여 (国家決定寄与)」。この部分の日本語訳は、「日本の排出削減目標」2022.1.11. 外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1w_000121.html> の訳に従う。

3. 協定による隔年透明性報告書
 4. 協定による適応報告書
 5. その他協約及び協定による報告書であって、大統領令で定める報告書
- ② 政府は、第1項の規定による報告書の作成に必要な資料の提出を、関係中央行政機関の長及び地方自治体の長に要請することができ、この場合、関係中央行政機関の長は、特別な事情がなければ要請に従わなければならない。
- ③ 政府は、第1項の規定による報告書を協約の締約国会議⁽¹¹⁰⁾に提出するときには、委員会の審議を経なければならない。
- ④ 第1項から第3項までの規定による報告書の作成及び資料提出に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第78条（国会報告等）

- ① 政府は、国家基本計画を策定・変更したときには、遅滞なく国会に報告しなければならない。ただし、大統領令で定める軽微な事項を変更する場合には、この限りではない。
- ② 市・道知事又は市長・郡守・区庁長は、市・道計画又は市・郡・区計画を策定・変更したときには、遅滞なく地方議会に報告しなければならない。ただし、大統領令で定める軽微な事項を変更する場合には、この限りではない。
- ③ 委員会は、第13条第1項の規定による国家基本計画の推進状況の点検結果を毎年国会に報告し、市・道知事又は市長・郡守・区町長は、同条第2項の規定による市・道計画又は市・郡・区計画の推進状況の点検結果を毎年地方議会に報告しなければならない。
- ④ 第1項から第3項までの規定による国会報告及び地方議会報告の時期、方法等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第79条（炭素中立移行責任官の指定）

- ① 炭素中立社会への円滑な移行及びグリーン成長の推進のため、中央行政機関の長、市・道知事、市長・郡守・区庁長は、所属公務員のうちから炭素中立移行責任官を指定する。
- ② 第1項の規定による炭素中立移行責任官の指定要件及び任務等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第80条（聴聞）

政府は、次の各号のいずれかに該当する処分をしようとする場合、聴聞を行わなければならない。

1. 第29条第6項の規定による指定の取消し
2. 第29条第7項の規定による支援機構の指定取消し
3. 第42条第4項の規定による指定取消し
4. 第60条第3項の規定による適合性認証又はグリーン専門企業確認の取消し
5. 第68条第3項の規定による指定の取消し

(110) 原文では「당사국총회（当事国総会）」。気候変動枠組条約第7条の“CONFERENCE OF THE PARTIES”について、日本では「締約国会議」と訳出し、一方で韓国では「当事者総会」と訳出している。「気候変動に関する国際連合枠組条約」外務省ウェブサイト <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/htmls/B-H6-0011.html>>; 「기후변화에 관한 국제연합 기본협약 (조약 제 1213 호)」 국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/trtyMInfoP.do?trtySeq=165&chrClsCd=010202>>

第 81 条 (権限の委任及び委託)

- ① 中央行政機関の長は、本法律による権限の一部を大統領令で定めるところにより、地方自治体の長又は所属機関の長に委任することができる。
- ② 中央行政機関の長は、本法律による業務の一部を大統領令で定めるところにより、公共機関又は大統領令で定める気候危機対応関連専門機関に委託することができる。

第 82 条 (罰則適用時の公務員擬制)

次の各号のいずれかに該当する者は、「刑法」第 129 条から第 132 条までの規定⁽¹¹¹⁾を適用するときには、公務員とみなす。

1. 委員会、地方委員会、第 19 条第 1 項・第 4 項の規定による特別委員会・専門委員会の委員のうち公務員でない委員
2. 第 81 条第 2 項の規定により委託を受けた業務に従事する者

第 83 条 (過料)

- ① 次の各号のいずれかに該当する者には、1 千万ウォン⁽¹¹²⁾以下の過料を賦課する。
 1. 第 27 条第 2 項に違反し、温室効果ガス排出量算定のための資料を提出しなかった [者] 又は虚偽で提出した者
 2. 第 27 条第 3 項に違反し、明細書を提出 (同項後段によって修正・補完し提出する場合を含む。以下、同じ。) しなかった [者] 又は虚偽で提出した者
 3. 第 27 条第 6 項に違反し、改善命令を履行しなかった者
- ② 第 1 項の規定による過料は、大統領令で定めるところにより、関係行政機関の長が賦課・徴収する。

附則 (法律第 18469 号、2021.9.24.)

第 1 条 (施行日)

本法律は、公布後 6 か月が経過した日から施行する。ただし、第 69 条から第 74 条までの規定は、2022 年 1 月 1 日から施行し、第 53 条及び第 68 条は、2022 年 7 月 1 日から施行し、第 23 条は公布後 1 年が経過した日から施行する。

第 2 条 (他の法律の廃止)

「低炭素グリーン成長基本法」⁽¹¹³⁾は、廃止する。

第 3 条 (計画等の策定期間に関する適用例)

- ① 第 7 条第 2 項の規定による国家戦略は、本法律施行日から 1 年以内に策定しなければならない。
- ② 第 10 条第 1 項の規定による最初の国家基本計画は、本法律の施行日から 1 年以内に策定しなければならない。

(111) 第 129 条 (収賄、事前収賄)、第 130 条 (第三者賄賂提供)、第 131 条 (加重収賄、事後収賄)、第 132 条 (斡旋収賄) (「형법 (법률 제 17571 호)」 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=223445&ancYd=20201208&ancNo=17571&efYd=20211209&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>) 第 131 条のタイトルの訳については、日本の刑法 (明治 40 年法律第 45 号) を参考にした。

(112) 1 ウォンは約 0.1 円。(令和 4 年 4 月分報告省令レート)

(113) 「저탄소 녹색성장 기본법 (법률 제 16646 호)」 <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=211627&ancYd=20191126&ancNo=16646&efYd=20200527&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

- ③ 第 11 条第 1 項の規定による最初の市・道計画は、本法律による国家基本計画を最初に策定した日から 1 年以内に策定しなければならない。
- ④ 第 12 条第 1 項の規定による最初の市・郡・区計画は、本法律による市・道計画を最初に策定した日から 1 年以内に策定しなければならない。
- ⑤ 第 41 条第 1 項の規定による最初の公共機関気候危機適応対策は、本法律施行日から 1 年以内に策定しなければならない。

第 4 条（気候変化影響評価に関する適用例）

第 23 条の規定は、附則第 1 条但し書による施行日以後「環境影響評価法」第 11 条又は同法第 24 条によって評価準備書を最初に作成する場合から適用する。

第 5 条（外部検証機関に関する特例）

本法律の施行時に、従前の「低炭素グリーン成長基本法」第 42 条第 10 項によって公信力を認定された外部専門機関は、本法律第 27 条第 3 項による検証に限定して「温室効果ガス排出権の割当及び取引に関する法律」第 24 条の 2 第 1 項による外部検証専門機関に指定されたものとみなす。

第 6 条（国家基本計画に関する経過措置）

本法律の施行時に、従前の「低炭素グリーン成長基本法」によって策定された気候変化対応基本計画は、本法律による国家基本計画が最初に策定されるときまでは、本法律による国家基本計画とみなす。

第 7 条（適応対策に関する経過措置）

本法律の施行時に、従前の「低炭素グリーン成長基本法」に従って政府が策定した気候変化適応対策は、本法律による気候危機適応対策、適応対策細部施行計画及び地方気候危機適応対策が最初に策定されるときまでは、本法律による気候危機適応対策、適応対策細部施行計画、地方気候危機適応対策とみなす。

第 8 条（過料に関する経過措置）

本法律の施行前の、従前の「低炭素グリーン成長基本法」第 64 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当する違反行為に対しては、従前の「低炭素グリーン成長基本法」の規定による過料規定を適用する。

第 9 条（他の法律の改正）⁽¹¹⁴⁾

- ① 技術の移転及び事業化促進に関する法律の一部を次のとおり改正する。（略）
- ② グリーン建築物造成支援法の一部を次のとおり改正する。（略）
- ③ グリーン製品購入促進に関する法律の一部を次のとおり改正する。（略）
- ④ 大気環境保全法の一部を次のとおり改正する。（略）
- ⑤ 公共交通の育成及び利用促進に関する法律の一部を次のとおり改正する。（略）
- ⑥ 水環境保全法の一部を次のとおり改正する。（略）
- ⑦ 温室効果ガス排出権の割当及び取引に関する法律の一部を次のとおり改正する。（略）
- ⑧ エネルギー法の一部を次のとおり改正する。（略）
- ⑨ エネルギー利用合理化法の一部を次のとおり改正する。（略）
- ⑩ 電気事業法の一部を次のとおり改正する。（略）

(114) 附則第 9 条については、各被改正法律の改正部分の訳は省略する。

- ⑪ 知能型電力網の構築及び利用促進に関する法律の一部を次のとおり改正する。(略)
- ⑫ 炭素吸収源維持及び増進に関する法律の一部を次のとおり改正する。(略)
- ⑬ 海洋環境保全及び活用に関する法律の一部を次のとおり改正する。(略)
- ⑭ 環境技術及び環境産業支援法の一部を次のとおり改正する。(略)
- ⑮ 環境親和的産業構造への転換促進に関する法律の一部を次のとおり改正する。(略)
- ⑯ 法律第 18072 号気候変化対応技術開発促進法の一部を次のとおり改正する。(略)
- ⑰ 法律第 18240 号国家財政法一部改正法律の一部を次のとおり改正する。(略)
- ⑱ 法律第 18283 号グリーン融合クラスターの造成及び育成に関する法律の一部を次のとおり改正する。(略)
- ⑲ 法律第 10893 号環境政策基本法全部改正法律（法律第 11268 号環境政策基本法一部改正法律、法律第 16861 号環境政策基本法一部改正法律によってそれぞれ改正された内容を含む。）の一部を次のとおり改正する。(略)

第 10 条（他の法令との関係）

本法律の施行時に、他の法令で従前の「低炭素グリーン成長基本法」又はその法律の規定を引用した場合、本法律のうち該当する規定がある場合は、従前の規定に代えて本法律又は本法律の当該規定を引用したものとみなす。

参考文献

- ・「농식품 분야 2050 탄소중립 이행 로드맵 나왔다」 2021.12.27. 농림축산식품부 웹사이트 <<https://www.mafra.go.kr/mafra/293/subview.do?enc=Zm5jdDF8QEB8JTJGYmJzJTJGbWFmcmElMkY2OCUyRjMyOTEzNCUyRmFydGNsVmllldy5kbyUzRmJic0NsU2VxJTNEJTI2cmdzRW5kZGVtdHlM0QyMDIxLjEyLjMxJTl2YmJzT3BlbldyZFNlcSUzRCUyNnBhc3N3b3JkJTNEJTI2c3JjaENvbHVtbiUzRHNqJTI2cGFnZSUzRDMIMjZyZ3NCZ25kZVN0ciUzRDlwMjEuMTIuMDclMjZyb3clM0QxMCUyNmlzVmllld01pbmUIM0RmYWxzZSUyNnNyY2hXcmQIM0QIMjY%3D>>

（なかむら ほのか）